



県章

# 山形県公報

平成26年3月28日(金)  
第2531号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………(健康長寿推進課) ……277
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…(障がい福祉課) ……280
- 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……288
- 山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(農政企画課) ……289
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計局) ……同

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……290
- 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同
- 山形県職員研修規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同
- 山形県消防職員服制の一部を改正する訓令……………(危機管理課) ……291

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………(財政課) ……292
- 山形県県民会館の利用料金……………(県民文化課) ……293
- 県政史緑地の利用料金……………(同) ……297
- 山形県郷土館の利用料金……………(同) ……同
- 有害図書類の指定……………(若者支援・男女共同参画課) ……301
- 山形県男女共同参画センターの利用料金……………(同) ……同
- 昭和41年4月県告示第421号(山形県農作物奨励品種)の一部改正……………(農業技術環境課) ……302
- 昭和41年4月県告示第422号(山形県野菜奨励品種)の一部改正……………(同) ……同
- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(同) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産課) ……303
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……304
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……305
- 育種母樹林の指定……………(森林課) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……306
- 同……………(同) ……307
- 西蔵王公園の利用料金……………(同) ……同
- 悠創の丘の利用料金……………(同) ……同
- 健康の森公園の利用料金……………(同) ……309
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日……………(同) ……同
- 蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金……………(同) ……同
- 山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………(同) ……311
- 山形県総合運動公園の利用料金……………(同) ……同

- 中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日……………（同）…326
- 中山公園の利用料金……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…330
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…331
- 最上中央公園の利用料金……………（最上総合支庁建設総務課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…333
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…334
- 同……………（同）…同
- 都市計画事業の変更の認可……………（下水道課）…同
- 指定港湾施設の利用料金……………（空港港湾課）…同
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正……………（同）…339
- 庄内空港緩衝緑地の利用料金……………（庄内総合支庁庄内空港事務所）…340
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）…342
- 山形県青年の家の利用料金……………（教育庁）…343
- 山形県生涯学習センターの休館日……………（同）…344
- 山形県生涯学習センターの利用料金……………（同）…345

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則……………347
- 山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………348

#### 告 示

- 山形県指定天然記念物の指定……………同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の届出事項の異動……………同
- 政治団体の解散……………349
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………350

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………同

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）…351
- 一般競争入札の公告……………（会計局）…355
- 行政監査の結果の公表……………（監査委員）…356

### そ の 他

- 西蔵王有料道路及び山形駅西口駐車場の料金の変更……………（山形県道路公社）…417

## 規 則

山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第24号

#### 山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則（平成5年10月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則

第1条中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例」に改める。

第2条を次のように改める。

#### 第2条 削除

第3条の見出しを「(条例第3条第3号の規則で定める業務)」に改め、同条第1項中「第3条第3号イ」を「第3条第3号」に、「別表第1の左欄に掲げる施設の区分に応じそれぞれ当該施設において従事する同表右欄に掲げる業務（当該施設の長の業務を含む。）又は別表第2に掲げる業務」を「別表に定める者が行うもの」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「後見人」を「未成年後見人」に改める。

第10条第1項第1号中「社会福祉士試験」を「介護福祉士試験」に、「第5条」を「第40条第1項」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までの間に、介護福祉士登録簿に登録を受け、かつ、別表に規定する施設又は同表に規定するサービスを行う事業所（以下「特定業務従事施設等」という。）において条例第3条第3号に規定する特定業務（以下「特定業務」という。）以外の業務に従事した者で、その者の申請により特定業務に従事することを希望すると認められるもの

第10条第1項第3号中「条例第3条第3号ロに規定する業務」を「特定業務」に改め、同条第2項第1号中「社会福祉士試験」を「介護福祉士試験」に改め、同項第2号中「社会福祉士試験に合格した」を「介護福祉士登録簿に登録を受けた」に、「別表第3の左欄に掲げる施設」を「特定業務従事施設等」に改め、同条第3項中「日と」を「日（複数の区分に該当する者にあつては、当該区分に応ずる日のうち最も遅い日）」に改め、同項第1号中「社会福祉士試験に係る社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第8条の規定による公告があつた」を「介護福祉士試験に合格した」に改める。

第13条第1号を次のように改める。

(1) 法第7条第2号又は第3号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設に在学していること。

第14条中「者」を「者（これらの規定により債務の履行の猶予を受けている者（以下「債務履行猶予者」という。）であつて、当該債務の履行の猶予を受けた後引き続き当該債務の履行の猶予を受けようとするもの（以下「継続債務履行猶予者」という。）を含む。）」に、「以内」を「以内（継続債務履行猶予者にあつては、毎年4月20日まで）」に改める。

第15条の見出しを「(条例第8条第1項又は第2項各号の事由に該当しなくなった場合の届出)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(条例第9条第2項第1号の規則で定める期間)

第16条の2 条例第9条第2項第1号に規定する規則で定める期間は、条例第8条第1項第3号又は第2項第1号に規定する事由に該当して債務の履行の猶予を受けた期間とする。

第17条中「条例第3条第3号に規定する」及び「(以下「特定業務」という。）」を削り、「2分の7」を「2分の5」に改める。

別表第1から別表第3までを削り、附則の次に次の別表を加える。

## 別表

- 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業を行う施設若しくは同法第43条に規定する児童発達支援センターに通う障害児（同法第4条第2項に規定する障害児をいう。）又は同法第42条に規定する障害児入所施設の入所者（同法第24条の24第1項に規定する入所者をいう。）の保護に直接従事する職員
- 2 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設又は同条第3項に規定する更生施設の介護職員
- 3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）、同法第20条の3に規定する老人短期入所施設（以下「老人短期入所施設」という。）又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホームの介護職員
- 4 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
- 5 指定訪問介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。）、指定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同法第42条の2に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の提供に当たる訪問介護員等（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第5条第1項又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の3第1号若しくは第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。）
- 6 指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の提供に当たる介護職員
- 7 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。）又は指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員
- 8 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）、指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第10項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）又は指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設の介護職員
- 9 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

- 10 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）
  - 11 指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の提供に当たる介護従業者（指定地域密着型サービス基準第90条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する介護従業者をいう。）
  - 12 指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する複合型サービスをいう。）の提供に当たる複合型サービス従業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する複合型サービス従業者をいう。）
  - 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスの事業のうち居宅介護（同条第2項に規定する居宅介護をいう。）、重度訪問介護（同条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）、同行援護（同条第4項に規定する同行援護をいう。）、行動援護（同条第5項に規定する行動援護をいう。）、生活介護（同条第7項に規定する生活介護をいう。）、短期入所（同条第8項に規定する短期入所をいう。）、就労移行支援（同条第13項に規定する就労移行支援をいう。）、就労継続支援（同条第14項に規定する就労継続支援をいう。）若しくは共同生活援助（同条第15項に規定する共同生活援助をいう。）（重度障害者等包括支援（同条第9項に規定する重度障害者等包括支援をいう。）において提供されるものを含む。）又は療養介護（同条第6項に規定する療養介護をいう。）を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
  - 14 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第8条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所における職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者
  - 15 前各項に定める者に準ずるものとして知事が認める者
- 別記様式第1号（表）中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与申請書」を「山形県介護福祉士修学資金貸与申請書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金の」を「山形県介護福祉士修学資金の」に改める。
- 別記様式第2号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例」に改める。
- 別記様式第3号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金に」を「山形県介護福祉士修学資金に」に改める。
- 別記様式第4号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与決定通知書」を「山形県介護福祉士修学資金貸与決定通知書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金を」を「山形県介護福祉士修学資金を」に改める。
- 別記様式第5号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金の」を「山形県介護福祉士修学資金の」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例及び山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例及び山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則」に、「日まで」を「日までの間に、」に改め、「(社会福祉士)」を削り、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金に」を「山形県介護福祉士修学資金に」に改める。
- 別記様式第6号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金」を「山形県介護福祉士修学資金」に改める。
- 別記様式第7号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金の返還時期の特例措置に係る認定申請書」を「山形県介護福祉士修学資金の返還時期の特例措置に係る認定申請書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金の返還時期の特例措置に係る認定を」を「山形県介護福祉士修学資金の返還時期の特例措置に係る認定を」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規

則」に改める。

別記様式第8号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金借用証書」を「山形県介護福祉士修学資金借用証書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金として」を「山形県介護福祉士修学資金として」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例及び山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例及び山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則」に改める。

別記様式第9号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金返還明細書」を「山形県介護福祉士修学資金返還明細書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例」に改める。

別記様式第10号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金返還方法変更承認申請書」を「山形県介護福祉士修学資金返還方法変更承認申請書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則」に改める。

別記様式第11号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金返還猶予申請書」を「山形県介護福祉士修学資金返還猶予申請書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則」に、

「 年 月 から 年 月 まで (計 月) 」を

「 年 月 から 同・翌 年の3月まで (計 月) 」に、

「 申 請 に 係 る 事 由 の 生 じ た 日 年 月 日 」を

申 請 に 係 る 事 由 の 生 じ た 日	年 月 日	に改め、同
本 年 4 月 1 日 に お け る 住 所		
申 請 に 係 る 事 由 の 生 じ た 日		
か ら 本 年 4 月 1 日 まで の 職 歴		

様式の備考を同備考第1項とし、同備考に次の1項を加える。

2 「本年4月1日における住所」の項及び「申請に係る事由の生じた日から本年4月1日までの職歴」の項は、継続債務履行猶予者が申請する場合にのみ記入すること。

別記様式第12号中「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金返還債務免除申請書」を「山形県介護福祉士修学資金返還債務免除申請書」に、「山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例施行規則」を「山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則」に、

免 除 を 受 け よ う と す る 額	円	貸 与 総 額	円	を
		返 還 済 額	円	
		既 に 返 還 を		
		免 除 さ れ た 額	円	

「 免 除 を 受 け よ う と す る 額 円 貸 与 総 額 円 返 還 済 額 円 」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の山形県介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の規定は、山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の一部を改正する条例（平成26年3月県条例第24号。以下「改正条例」という。）による改正後の山形県介護福祉士修学資金貸与条例の規定により貸与される修学資金について適用し、改正条例による改正前の山形県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸与条例の規定により貸与された修学資金については、なお従前の例による。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第25号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第23条第2項」を「第22条第2項」に改める。

第5条中「の保護者」を削る。

第6条の見出し及び同条第1項中「保護者」を「扶養義務者」に改め、同条第2項を削る。

第7条中「命令解除書を保護者」を「入院命令解除通知書を法第33条第2項に規定する家族等」に改める。

第11条第1項中「配偶者若しくは当該措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹」を「扶養義務者」に改める。

第12条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

第18条第1項中「第33条第1項」を「第33条第1項又は第3項」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を削る。

第20条第1項中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に改め、同条第2項中「第33条の4第2項後段」を「第33条の7第2項後段」に改める。

第24条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第25条中「第6条第2項、」を削る。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「第23条第1項」を「第22条第1項」に改める。

別記様式第2号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「お届けします」を「届け出ます」

に改め、

保 護 者	住 所		
	氏 名	続 柄	

を削る。

別記様式第6号中「保護者」を「家族等」に改める。

別記様式第7号中

「

保 護 者	住 所		
	氏 名		
	患者との 続 柄		

を削る。」

別記様式第8号中「保護者」を「扶養義務者」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号 削除

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号

番 号  
年 月 日

様

山形県知事 氏 名 印

入 院 命 令 解 除 通 知 書

年 月 日達第 号による入院命令は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の4第1項の規定により、年 月 日をもって解除することとしたので通知します。

- 1 措置入院者氏名
- 2 措置入院者住所



別記様式第11号中

保 護 者	住 所	
	氏 名	
	患者との 続 柄	

を削る。

別記様式第12号（表）中「措置入院に」を「措置入院者に」に、

保 護 者	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	氏 名	(男・女)			
	住 所				
措置年月日	年 月 日				

を

措置年月日	年 月 日
-------	-------

に改める。

別記様式第20号（表）中「（第33条第1項）」を削り、「保護者の」を「家族等の」に、

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人    2 配偶者    3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日 年 月 日） 5 その他（ ）				

を

同意をした 家 族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 配偶者    2 父母（親権者である・ない）    3 祖父母等 4 子・孫等    5 兄弟姉妹    6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日 年 月 日） 8 市町村長				

に改め、同様式（裏）

記載上の留意事項第2項中「第33条第2項の規定に基づく入院又は法第33条の4第2項の規定に基づく特定医師」を「第33条第4項又は法第33条の7第2項の規定」に改め、「第33条第2項入院、」を削り、「第33条第2項・第4項入院」を「第33条第3項・第4項入院」に、「第33条の4第2項入院」を「第33条の7第2項入院」に改め、「(法第33条第2項又は同項に規定する場合における同条第4項後段による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること)」を削り、同記載上の留意事項第8項及び第9項中「保護者」を「家族等」に改め、同記載上の留意事項第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第1条の5に規定する入院診療計画書の写しを添付すること。

別記様式第20号の2を次のように改める。

別記様式第20号の2 削除

別記様式第20号の3(その1)(表)中「(その1)」を削り、「第33条第1項」を「第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項」に、「保護者の」を「家族等の」に、

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	を
		(男・女)	続柄		年 月 日生	
	住 所					
	1 後見人又は保佐人    2 配偶者    3 親権を行う者					
4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日 年 月 日)						
5 その他( )						

同意をした 家 族 等	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生	に改め、同様式(裏)
		(男・女)	続柄		年 月 日生	
	住 所					
	1 配偶者    2 父母(親権者である・ない)    3 祖父母等					
4 子・孫等    5 兄弟姉妹    6 後見人又は保佐人						
7 家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日 年 月 日)						
8 市町村長						

記載上の留意事項第2項中「第33条第2項の規定に基づく入院又は同法第33条の4第2項の規定に基づく特定医師」を「第33条の7第2項の規定」に、「第33条第2項入院」又は「第33条の4第2項入院」を「第33条の7第2項入院」に改め、同記載上の留意事項第9項及び第10項中「保護者」を「家族等」に改める。

別記様式第20号の3(その2)を削る。

別記様式第21号を次のように改める。

様式第21号

医 療 保 護 入 院 同 意 書

1 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住 所	〒
フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日

2 医療保護入院の同意者の申告事項

住 所	〒	〒
フリガナ		
氏 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 1 配偶者      2 父母（親権者である・ない）      3 祖父母等      4 子・孫等  
 5 兄弟姉妹      6 後見人又は保佐人  
 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日      年 月 日）

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人に対して訴訟をしている者又は本人と訴訟をした者並びにその配偶者及び直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

精神科病院管理者 殿

年 月 日

氏 名（記名押印又は署名）

別記様式第22号（表）中

保 護 者	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日生
	氏 名	(男・女)			(満 歳)
	住 所				
	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日生
氏 名	(男・女)		(満 歳)		
住 所					
入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日				

を

入院年月日 (医療保護入院)	年 月 日
-------------------	-------

に改め、同様式（裏）

記載上の留意事項第1項中「（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条第2項又は同項に規定する場合における同条第4項後段の規定による入院を経た場合にあっては、その入院年月日）」を削り、同記載上の留意事項中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

別記様式第23号（表）中「第33条の4第1項」を「第33条の7第1項」に、「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「保護者等」を「家族等」に改める。

別記様式第23号の2（表）中「第33条の4第2項」を「第33条の7第2項」に、「第33条の4第5項」を「第33条の7第5項」に、「保護者等」を「家族等」に改める。

別記様式第23号の3（表）中「その結果を記載すること」を「その結果」に、「対応含む」を記載すること」を「対応含む。」に改め、

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
1 後见人又は保佐人      2 配偶者      3 親権を行う者					
4 家庭裁判所が選任した者（選任年月日      年      月      日）					
5 その他（      ）					

を削り、同様式（裏）

記載上の留意事項第2項中「第33条第2項の規定に基づく入院又は同法」を削り、「若しくは第33条の4第2項」を「又は第33条の7第2項」に改め、「に基づく特定医師」及び「第33条2項入院、」を削り、「第33条第2項・第4項入院」を「第33条第3項・第4項入院」に、「第33条の4第2項入院」を「第33条の7第2項入院」に改め、同記載上の留意事項中第11項及び第12項を削り、第13項を第11項とする。

別記様式第23号の4（表）中「第33条第1項」を「第33条第1項・第3項」に、「理由を記載すること」を「理

由」に、	<table border="1"> <tr> <td>今後の治療方針を記載すること（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて）</td> </tr> </table>	今後の治療方針を記載すること（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて）	を
今後の治療方針を記載すること（患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて）			

今後の治療方針(患者本人の病識や治療への意欲を得るための取り組みについて記載すること。)	
退院に向けた取組の状況(選任された退院後生活環境相談員との相談状況、地域援助事業者の紹介状況、医療保護入院者退院支援委員会で決定した推定される入院期間等について記載すること。)	選任された退院後生活環境相談員

に改め、

保 護 者	氏 名	(男・女)	続柄	生年 月日	年 月 日生
		(男・女)	続柄		年 月 日生
	住 所				
	1 後見人又は保佐人    2 配偶者    3 親権を行う者 4 家庭裁判所が選任した者(選任年月日    年    月    日) 5 その他(    )				

を削り、同様式(裏)

記載上の留意事項第2項中「(以下「法」という。)第33条第2項の規定に基づく入院又は法」を削り、「若しくは第33条の4第2項」を「又は第33条の7第2項」に、「基づく特定医師の」を「よる」に改め、「第33条第2項入院」を削り、「第33条第2項・第4項入院」を「第33条第3項・第4項入院」に、「第33条の4第2項入院」を「第33条の7第2項入院」に改め、「(法第33条第2項又は同項に規定する場合における同条第4項後段の規定による入院の場合は、入院した年月日も併せて記載すること)」を削り、同記載上の留意事項中第9項及び第10項を削り、第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、過去12か月間の治療の内容と、その結果及び通院又は任意入院に変更できなかった理由の欄にその旨を記載すること。

8 退院に向けた取組の状況の欄については、次の各号に掲げる事項について記載することとし、第3号に掲げる事項については、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会における審議結果記録の写しを添付した上で、その旨同欄に明記すること。

- (1) 退院後生活環境相談員との最初の相談を行つた時期、その後の相談の頻度等
- (2) 地域援助事業者の紹介の有無、紹介した地域援助事業者との相談の状況等
- (3) 医療保護入院者退院支援委員会での審議状況等

別記様式第24号中

保 護 者	住 所			
	氏 名		措置入院者 との続柄	
病 名				

を

病	名	
---	---	--

に改める。

別記様式第25号中「お届けします」を「届け出ます」に改める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第12条の改正規定及び別記様式第8号の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の別記様式第1号、別記様式第2号、別記様式第6号から別記様式第8号まで、別記様式第11号、別記様式第12号、別記様式第20号、別記様式第20号の3（その1）及び別記様式第22号から別記様式第25号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。  
別表保健所長の項委任事項の欄第22項第1号イを削り、同号ロ中「法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下この項において「法」という。）」に改め、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとする。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第26号**

**山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号(5)心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）の項及び別記様式第2号(6)心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）の項中 「5 人工ペースメーカー（有・無）を  
人工弁移植、弁置換（有・無）」

「5 ペースメーカー（有・無）  
人工弁移植、弁置換（有・無）」

6 ペースメーカーの適応度（クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ）に改める。

7 身体活動能力（運動強度）（メッツ）」

**附 則**

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第2号(5)及び別記様式第2号(6)の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第27号**

**山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成19年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記様式（表）中「第22条の3」を「第20条」に、「と、その結果を記載すること。」を「及びその結果」に、「ついて）」を「ついて記載すること。」に改め、同様式（裏）記載上の留意事項第2項中「第33条第2項の規定又は特定医師」を「第33条第4項又は第33条の7第2項の規定」に改め、「第33条第2項入院、」を削り、「第33

条第2項・第4項入院」を「第33条第3項・第4項入院」に、「第33条の4第2項入院」を「第33条の7第2項入院」に改め、同記載上の留意事項中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 入院後の診察により精神症状が重症であつて、かつ、慢性的な症状を呈することにより入院の継続が明らかに必要な病状であること等により1年以上の入院が必要であると判断される場合には、任意入院継続の必要性の欄にその旨を記載すること。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立農業大学の授業料等徴収条例施行規則（平成18年7月県規則第90号）の一部を次のように改正する。別記様式第1号中「学科 専攻コース 年」を「 学科 年」に改める。

別記様式第2号中

学 科 名	科	奨学金の有 無	有	(年額 円)	を
専攻コース			無		
学 年	年	無			

「

学 科 名	科	奨学金の有 無	有	(年額 円)	に改める。
学 年	年		無		

別記様式第3号中「学科 専攻コース 年」を「 学科 年」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の3.15」を「100分の3.24」に改める。

別記様式第11号中「追加」を「増設」に、

「

変 更 後 住 所		を
--------------	--	---

「

変 更 後 住 所		本店営業部 銀行 支店	に改める。
(売りさばき所の増設の場合) 証紙の交付を請求する 予定の証紙取扱銀行名			

別記様式第14号中 「  $\frac{3.15}{100}$  」 を 「  $\frac{3.24}{100}$  」 に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第2号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令**

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ロ中「5,670円」を「5,680円」に改め、同号ハ中「5,480円」を「5,440円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「5,830円」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**山形県訓令第3号**

庁 中  
出 先 機 関

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令**

職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「前項」を「前2項」に、「職員の」を「職員の勤務時間の割振り及び」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**山形県訓令第4号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県職員研修規程の一部を改正する訓令**

山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

新規採用職員研修	新規に採用された職員	を
主事・技師級研修	新規採用職員研修を修了した者（技能労務職の職にある者を除く。）	

新規採用職員研修	新規に採用された職員	に、
----------	------------	----

「主事・技師級研修を修了した者並びに」を「新規採用職員研修を修了した者（技能労務職の職にある者を除く。）及び」に改め、



課長級（3年目）研修	課長級研修を修了した者	を削る。
部長・次長級研修	本庁の部長、次長及びこれらに相当する職にある者	

第6条の2第2項中「主事・技師級研修を修了した者、係長級昇任準備研修を修了した者、主査級研修を修了した者、課長補佐級研修を修了した」を「次に掲げる研修のいずれかを修了してから育成センター所長が定める期間を経過した」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新規採用職員研修
- (2) 係長級昇任準備研修
- (3) 主査級研修
- (4) 課長補佐級研修

**附 則**

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

**山形県訓令第5号**

環境エネルギー部  
 総合支庁  
 消防学校

山形県消防職員服制の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

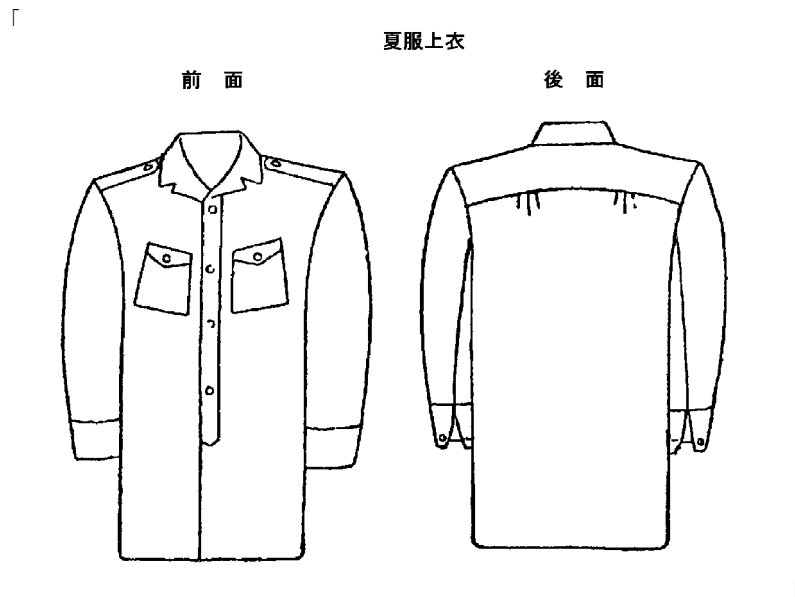
**山形県消防職員服制の一部を改正する訓令**

山形県消防職員服制（昭和26年12月県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

環境エネルギー部  
 総合支庁  
 消防学校

別表第3項第1号中「灰色」を「淡青」に改め、同項第2号イ(イ)中「開きん（小開き式）」を「シャツカラー」に、「灰色」を「淡青」に改め、同号ハ中「灰色」を「淡青」に改め、同表第4項第1号中「夏服上衣」を「夏帽」に改め、同表第6項第1号中「灰色」を「紺」に改め、同項第2号イ中「灰色」を「紺又はその類似色」に改め、同項第3号中「銀色金属製消防き章」を「金色金属製消防き章」に改め、「黒又は」を削り、「灰色」を「紺」に改め、同項第4号中「帽の」を「男性については、帽の」に、「黒色ななこ織」を「黒色（夏帽にあつては、紺又はその類似色）のななこ織」に改める。



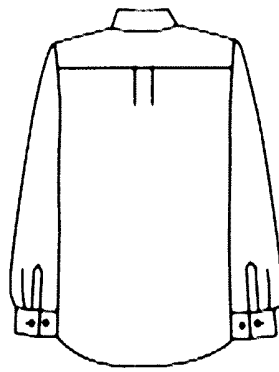
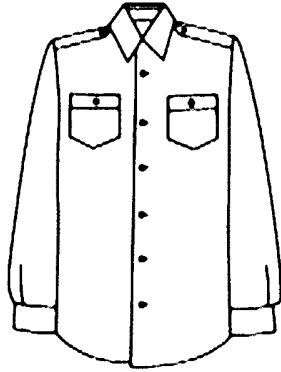
別図中

「

夏服上衣

前面

後面

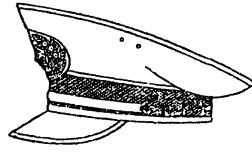
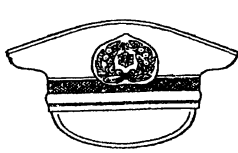


に、

「

帽子

あごひもとめボタン

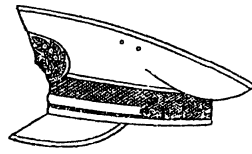
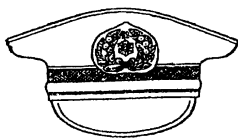


を

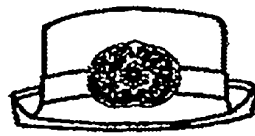
「

帽子

あごひもとめボタン



に改める。



」

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日前に山形県消防職員であった者に係る服制については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

告 示

山形県告示第274号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成26年2月20日招集した山形県議会定例会は、同年3月19日閉会した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県告示第275号

山形県県民会館条例（昭和39年3月県条例第10号）第11条第2項の規定により、山形県県民会館の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

区 分			利 用 料 金 の 額				
			午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の 時間
入場料金を領収しない場合及び300円以下の入場料金を領収する場合	ホール	平日	18,400円	27,500円	34,700円	78,800円	1時間当たり10,900円
		土曜日等	22,300円	32,100円	41,300円	94,000円	1時間当たり12,400円
	地下講堂	平日	2,620円	2,890円	3,800円	8,680円	1時間当たり1,040円
		土曜日等	3,020円	3,540円	4,590円	10,520円	1時間当たり1,180円
	会議室		1,180円	1,700円	2,090円	4,980円	1時間当たり520円
	展示室		1,040円	1,180円	1,570円	3,800円	1時間当たり520円
300円を超え1,000円以下の入場料金を領収する場合	ホール	平日	27,600円	41,250円	52,050円	118,200円	1時間当たり16,350円
		土曜日等	33,450円	48,150円	61,950円	141,000円	1時間当たり18,600円
	地下講堂	平日	3,930円	4,330円	5,700円	13,020円	1時間当たり1,560円
		土曜日等	4,530円	5,310円	6,880円	15,780円	1時間当たり1,770円
	会議室		1,770円	2,550円	3,130円	7,470円	1時間当たり780円
	展示室		1,560円	1,770円	2,350円	5,700円	1時間当たり780円
1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合	ホール	平日	36,800円	55,000円	69,400円	157,600円	1時間当たり21,800円
		土曜日等	44,600円	64,200円	82,600円	188,000円	1時間当たり24,800円
	地下講堂	平日	5,240円	5,780円	7,600円	17,360円	1時間当たり2,080円
		土曜日等	6,040円	7,080円	9,180円	21,040円	1時間当たり2,360円
	会議室		2,360円	3,400円	4,180円	9,960円	1時間当たり1,040円
	展示室		2,080円	2,360円	3,140円	7,600円	1時間当たり1,040円

3,000円を超え5,000円以下の入場料金を領収する場合	ホール	平日	40,480円	60,500円	76,340円	173,360円	1時間当たり23,980円
		土曜日等	49,060円	70,620円	90,860円	206,800円	1時間当たり27,280円
	地下講堂	平日	5,760円	6,350円	8,360円	19,090円	1時間当たり2,280円
		土曜日等	6,640円	7,780円	10,090円	23,140円	1時間当たり2,590円
	会議室		2,590円	3,740円	4,590円	10,950円	1時間当たり1,140円
	展示室		2,280円	2,590円	3,450円	8,360円	1時間当たり1,140円
5,000円を超える入場料金を領収する場合	ホール	平日	46,000円	68,750円	86,750円	197,000円	1時間当たり27,250円
		土曜日等	55,750円	80,250円	103,250円	235,000円	1時間当たり31,000円
	地下講堂	平日	6,550円	7,220円	9,500円	21,700円	1時間当たり2,600円
		土曜日等	7,550円	8,850円	11,470円	26,300円	1時間当たり2,950円
	会議室		2,950円	4,250円	5,220円	12,450円	1時間当たり1,300円
	展示室		2,600円	2,950円	3,920円	9,500円	1時間当たり1,300円

(注) 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。

(2) 設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	舞台せりあげ装置	1基	1,700円
	オーケストラピット	一式	4,340円
	所作台	1台	190円
	演壇	一式	640円
	松羽目	一式	1,700円
	びょうぶ	1双	1,300円
	ひな壇	一式	4,860円
	指揮台	1台	310円
	譜面台	1台	160円
	紗幕	一式	850円
	地がすり	1張	720円
	緋毛せん	1枚	120円
	上敷ござ	1枚	110円
	展示用パネル	1枚	20円
	大太鼓	一式	1,300円
ピアノ	ホール用 スタインウェイ	1台	10,520円
	ホール用 ヤマハ	1台	5,250円
	地下講堂用 カワイ	1台	2,620円

映写設備	35ミリ映写機	2台1組	7,880円
	16ミリ映写機	1台	3,930円
	スライドプロジェクター	1台	1,180円
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	910円
	スクリーン	1張	1,700円
音響設備	拡声装置	一式	2,620円
	拡声装置（地下講堂備付け）	一式	1,180円
	拡声装置（移動用）	一式	1,180円
	マイク	1本	520円
	ワイヤレスマイク	1本	1,040円
	マイク3点吊装置	1基	850円
	マイクエレベーター装置	1基	850円
	コンデンサーマイク	1本	970円
	ダイナミックマイク	1本	850円
	フロントバックスピーカー	1台	640円
	ステージスピーカー	1台	850円
	ウォールスピーカー	1組	850円
	レコードプレーヤー	1台	1,040円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,040円
	テープレコーダー	1台	1,180円
	ミニディスクプレーヤー	1台	1,180円
	エコーマシン	1台	1,300円
	スタンド	1本	250円
音響反射板	一式	3,930円	
照明設備	ボーダーライト	1列	1,040円
	サスペンションライト	1列	1,570円
	アッパーホリゾンライト	1列	1,300円
	シーリングスポットライト	1列	2,890円
	センターピンスポットライト	1台	1,960円
	フロントサイドライト（右）	1組	1,300円
	フロントサイドライト（左）	1組	1,300円
	フットライト	1列	640円
	スポットライト（1キロワット以上）	1台	390円
	スポットライト（500ワット）	1台	190円
	ロアホリゾンライト	1列	780円
	ストリップライト	1本	120円
	タワースタンド	1基	520円
	トーマンタースポットライト	1基	640円
	エフェクトマシン	1台	640円
	元玉、先玉	1個	160円
	ミラーボール	1台	640円
	オーケストラ用ランプ	1個	70円
	プラスターカラー	1枚	720円
	スタンド	1本	250円

（注） この表に定める額は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たりの額である。

## (3) 準備又は練習のためのホール使用

区 分	利 用 料 金 の 額				
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	左記以外の時間
平日	9,200円	13,750円	17,350円	39,400円	1時間当たり 5,450円
土曜日等	11,150円	16,050円	20,650円	47,000円	1時間当たり 6,200円

## (4) 浴室使用に係る加算額

使 用 時 間 の 区 分	加 算 額
午前9時から正午まで、正午から午後5時まで及び午後5時から午後10時までの各1回当たり	1,300円

## (5) 電気消費に係る加算額

持込みに係る器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は1キロワットとする。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	額
午前9時から正午まで	190円
正午から午後5時まで	320円
午後5時から午後10時まで	320円
午前9時から午後10時まで	830円

## (6) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	加 算 額	
	冷 房	暖 房
ホール	1時間当たり 4,730円	1時間当たり 4,730円
地下講堂		1時間当たり 520円
会議室	1時間当たり 120円	1時間当たり 190円

備考 第1号及び第3号の表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第276号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、県政史緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

区 分		単 位	金 額
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第277号

山形県郷土館条例（平成7年7月県条例第36号）第12条第2項の規定により、山形県郷土館の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

イ 入場料金を領収しない場合及び1,000円以下の入場料金を領収する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	1,080円	1,350円	1,620円
第 2 会 議 室	1,080円	1,350円	1,620円
第 1 ギ ャ ラ リ ー	580円	730円	870円
第 2 ギ ャ ラ リ ー	1,080円	1,350円	1,620円
第 3 ギ ャ ラ リ ー	1,160円	1,460円	1,750円
第 4 ギ ャ ラ リ ー	1,080円	1,350円	1,620円
第 5 ギ ャ ラ リ ー	1,100円	1,380円	1,650円

第 6 ギャラリー	1,270円	1,590円	1,900円
第 7 ギャラリー	590円	740円	880円
第 8 ギャラリー	1,100円	1,380円	1,650円
ホ　　ー　　ル	7,040円	8,800円	10,560円
中　　庭	3,200円	4,000円	4,800円

ロ 1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収する場合

区　　分	利　用　料　金　の　額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	2,160円	2,700円	3,240円
第 2 会 議 室	2,160円	2,700円	3,240円
第 1 ギャラリー	1,160円	1,460円	1,740円
第 2 ギャラリー	2,160円	2,700円	3,240円
第 3 ギャラリー	2,320円	2,920円	3,500円
第 4 ギャラリー	2,160円	2,700円	3,240円
第 5 ギャラリー	2,200円	2,760円	3,300円
第 6 ギャラリー	2,540円	3,180円	3,800円
第 7 ギャラリー	1,180円	1,480円	1,760円
第 8 ギャラリー	2,200円	2,760円	3,300円
ホ　　ー　　ル	14,080円	17,600円	21,120円
中　　庭	6,400円	8,000円	9,600円

ハ 3,000円を超える入場料金を領収する場合

区　　分	利　用　料　金　の　額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	2,370円	2,970円	3,560円



第 2 会 議 室	2,370円	2,970円	3,560円
第 1 ギャラリー	1,270円	1,600円	1,910円
第 2 ギャラリー	2,370円	2,970円	3,560円
第 3 ギャラリー	2,550円	3,210円	3,850円
第 4 ギャラリー	2,370円	2,970円	3,560円
第 5 ギャラリー	2,420円	3,030円	3,630円
第 6 ギャラリー	2,790円	3,490円	4,180円
第 7 ギャラリー	1,290円	1,620円	1,930円
第 8 ギャラリー	2,420円	3,030円	3,630円
ホ ー ル	15,480円	19,360円	23,230円
中 庭	7,040円	8,800円	10,560円

## ニ 準備又は練習のために使用する場合

区 分	利 用 料 金 の 額		
	午前9時から午後1時 までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時から午後9時 までの間
第 1 会 議 室	540円	670円	810円
第 2 会 議 室	540円	670円	810円
第 1 ギャラリー	290円	360円	430円
第 2 ギャラリー	540円	670円	810円
第 3 ギャラリー	580円	730円	870円
第 4 ギャラリー	540円	670円	810円
第 5 ギャラリー	550円	690円	820円
第 6 ギャラリー	630円	790円	950円
第 7 ギャラリー	290円	370円	440円
第 8 ギャラリー	550円	690円	820円

ホ	一	ル	3,520円	4,400円	5,280円
中		庭	1,600円	2,000円	2,400円

## ホ 電気消費に係る加算額

午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、200円に持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）を乗じて得た額

## へ 冷暖房使用に係る加算額

ホールを使用する場合に限り、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間のそれぞれにつき、1,670円

## (2) 設備

種 別	設 備 名	単 位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	5,450円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
	演壇	一式	410円
舞台照明設備	演壇照明	1列	1,030円
	スポットライト	1台	510円
視聴覚設備	マイクセット	一式	1,030円
	スライド映写機	一式	830円
	オーバーヘッドプロジェクター	一式	1,030円
	携帯用ビデオカメラ	1台	510円
	モニターテレビ	1台	510円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	1台	200円

## 備考

- 1 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 2 表に定める設備の料金の額は、午前9時から午後1時までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

## 山形県告示第278号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指 定 の 理 由	
503	禁断Lovers MAX vol. 6 特集蜜愛契約	08578-3	ぶんか社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。	
504	悩殺ボディ!豊満ムチムチのsexy美女が大集合!!	57631-09	(株)竹書房		
505	清純系女子の隠された性癖	57628-96	(株)竹書房		
506	破廉恥ガールズ全員発情中♥	58301-57	(株)マックス		
507	世にもHな都市伝説①	50448-62	(株)ライド社		
508	新ホントにあったHな体験③	50447-19	(株)ライド社		
509	マジコイ! マジでいい加減恋がしたい!	57630-66	(株)竹書房		
510	ヤレちゃう女子社員	57628-95	(株)竹書房		
511	いつでも どこでも どんなことでも	57630-67	(株)竹書房		
512	ナックルズ 極ベストvol. 6 直撃スクープザ真犯人		ミリオン出版(株)		著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
513	実話ナックルズ増刊 VOL. 6 レベル9	68512-05	ミリオン出版(株)		
514	実話時代3月号	15277-03	(株)メディアボーイ		
515	月刊実話ドキュメント3月号	15115-3	マイウェイ出版(株)		
516	チャンプロード4月号	06231-04	(株)笠倉出版社		

## 山形県告示第279号

山形県男女共同参画センター条例（平成13年3月県条例第12号。以下「条例」という。）第10号第2項の規定により、山形県男女共同参画センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

名 称	利 用 料 金 の 額			
	午前9時から午後0時 30分までの間	午後1時から午後5時 までの間	午後5時30分から午後 9時までの間	左記の時間帯全て
学 習 室	2,060円 (1時間当たり590円)	2,360円 (1時間当たり590円)	2,060円 (1時間当たり590円)	5,830円
保育設備付 き学習室	840円 (1時間当たり240円)	960円 (1時間当たり240円)	840円 (1時間当たり240円)	2,370円

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のため学習室及び保育設備付き学習室を使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 保育設備付き学習室について、使用者が条例第2条第3項第1号に該当し許可を受けた場合は、無料とする。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第280号

昭和41年4月県告示第421号（山形県農作物奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 9 ばれいしよの項を次のように改める。

## 9 削除

## 山形県告示第281号

昭和41年4月県告示第422号（山形県野菜奨励品種）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 なすの項を次のように改める。

## 1 削除

- 2 トマトの項を次のように改める。

## 2 削除

- 14 レタスの項を次のように改める。

## 14 削除

- 16 だいこんの項を次のように改める。

## 16 削除

- 17 ねぎの項を次のように改める。

## 17 削除

## 山形県告示第282号

昭和57年3月県告示第499号（山形県農作物優良品種）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 9 とうもろこしの項ゴールドデントKD670（平成16年）の項を削る。

- 16 キヤベツの項を次のように改める。
- 16 削除
- 19 かぼちやの項を次のように改める。
- 19 削除
- 20 にんじんの項を次のように改める。
- 20 削除
- 21 かんしよの項を次のように改める。
- 21 削除
- 37 ブロッコリーの項を次のように改める。
- 37 削除
- 39 はくさいの項を次のように改める。
- 39 削除
- 48 トマトの項を次のように改める。
- 48 トマト
- りんか409（りんかよんまるきゆう）（平成26年）  
株式会社サカタのタネにおいて育成された大玉トマトの品種である。  
草勢は初期はやや強く、中期以降は中庸で、花房の着果率が安定しており、多収で栽培しやすい。  
果実は色まわりが優れ、硬玉で日持ち性が良く、秀品率が高い。  
県内一円の雨よけ夏秋栽培及び抑制栽培に適する。
- 53 いちごの項の次に次の2項を加える。
- 54 なす
- 薄皮丸なす（うすかわまるなす）（平成26年）  
浅漬け用の小丸なすの在来種として、置賜地域一円で栽培されている品種である。  
収穫時の果重は20～35グラム程度で、果実は先端が平滑な巾着型で、へたがやや大きく、着色がやや薄い。  
果皮は柔らかく、食味が優れ、漬物加工に適する。  
置賜地域一円のトンネル早熟栽培及び露地栽培に適する。
- 55 ねぎ
- 夏扇4号（なつおうぎよんごう）（平成26年）  
株式会社サカタのタネにおいて育成された黒柄系一本ねぎ品種である。  
草勢が強く、立性で葉折れが少なく、機械管理作業が容易である。  
耐暑性、耐寒性があり、太りも良好である。  
葉鞘の硬さやしまりが良好で秀品率が高い。  
県内一円の秋冬どり栽培に適する。

#### 山形県告示第283号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（平成26年3月県内水面漁場管理委員会指示第1号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び小支流
  - (2) 東置賜郡川西町小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路

- 9 東根市長瀨地内の二の堀  
 10 新井田川、その支流及び小支流並びに豊川  
 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び小支流

#### 山形県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	水 戸 部 秀 憲	天童市大字原町142番地 4
同	須 藤 善 則	同 小関二丁目 4 番18号
同	奥 山 茂 隆	同 大字成生604番地
同	那 須 敬	同 大字矢野目1387番地
同	山 崎 諭	同 大字蔵増甲1067番地
同	熊 澤 助 一	同 大字窪野目156番地 3
同	遠 藤 正 紀	同 大字貫津239番地
同	瀬 野 輝 雄	同 大字高揃南67番地
同	佐 藤 圭 一 郎	同 大字高揃北2185番地 1
同	土 屋 健 吾	同 大字長岡45番地
監 事	細 矢 幸 市	同 大字大清水1669番地
理 事	小 山 田 忠 雄	同 大字清池324番地 2
監 事	山 澤 久 也	同 大字塚野目甲328番地
理 事	名 和 征 吉	同 小路二丁目 2 番25号
同	結 城 恒 博	同 大字貫津17番地
監 事	佐 藤 定 義	同 大字高揃北62番地 4

#### 山形県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	水戸部 秀憲	天童市大字原町142番地4
同	須藤 善則	同 小関二丁目4番18号
同	奥山 茂隆	同 大字成生604番地
同	那須 敬	同 大字矢野目1387番地
同	山崎 諭	同 大字蔵増甲1067番地
同	熊澤 助一	同 大字窪野目156番地3
同	遠藤 正紀	同 大字貫津239番地
同	瀬野 輝雄	同 大字高揃南67番地
同	佐藤 圭一郎	同 大字高揃北2185番地1
同	土屋 健吾	同 大字長岡45番地
監事	細矢 幸市	同 大字大清水1669番地
同	小山田 忠雄	同 大字清池324番地2
同	山澤 久也	同 大字塚野目甲328番地

**山形県告示第286号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 土地改良区の名称  
因幡堰土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤島字笹花16番地2
- 3 許可年月日  
平成26年3月17日

**山形県告示第287号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、育種母樹林を次のとおり指定する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉村 美栄子

指定番号	種別	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ha)	所有者等	
						住所又は 所在地	氏名又は 名称
H25-1	育種 母樹林 (採種)	すぎ	鶴岡市羽黒町手向字中 8の11番地 (山形耐雪 2011 ミニ チュア採種園)	270	0.06	山形市松波二丁 目8番1号	山形県
H25-2	同	同	同 (山形耐雪 2012 ミニ チュア採種園)	同	同	同	同
H25-3	同	同	同 (山形精耐雪 2013 ミ ニチュア採種園)	同	同	同	同
H25-4	同	同	鶴岡市羽黒町手向字執 行坂17の11番地 (山形少花粉 2011 ミ ニチュア採種園)	49	0.01	同	同
H25-5	同	同	同 (山形少花粉 2012 ミ ニチュア採種園)	同	同	同	同
H25-6	同	同	同 (山形少花粉 2013 ミ ニチュア採種園)	同	同	同	同

山形県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
上山市長清水一丁目1270番2から 同 二丁目1329番3まで	旧	12.7メートル } 7.0	559メートル
同 上		30.2メートル } 8.4	500メートル
同 上	新	30.2メートル } 8.4	同 上



**山形県告示第289号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字天童字豊里3562番1から 同 成生字向原2009番2まで	旧	61.0メートル } 2.3	1,686メートル
天童市大字天童字豊里3562番1から 同 成生字簿地窪1518番14まで	新	61.0メートル } 25.0	406メートル

**山形県告示第290号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、西蔵王公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 710円
	映画撮影	1日につき 14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

- 2 適用期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

**山形県告示第291号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、悠創の丘の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,720円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分	利 用 料 金				
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで		
展示研修施設	展示室1	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	540円	720円	1,440円
			上記以外の場合	1時間当たり 180円		
	入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	2,190円	2,920円	5,840円	
		上記以外の場合	1時間当たり 730円			
	展示室2	入場料金を領収しない場合	展示の目的で使用する場合	390円	520円	1,040円
			上記以外の場合	1時間当たり 130円		
入場料金を領収する場合	展示の目的で使用する場合	1,590円	2,120円	4,240円		
	上記以外の場合	1時間当たり 530円				
研修室		1時間当たり 410円				

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第292号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、健康の森公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第293号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使 用 時 間	休 業 日
グラウンド・ゴルフ場 多目的広場	午前9時から午後5時まで	1 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、4月29日から5月5日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年の4月28日まで

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第294号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、蔵王みはらしの丘ミュージアムパークの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	都市公園の建屋内の面積が45平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場 合	1時間につき	310円
		1日につき	3,100円
	都市公園の建屋内の面積が49平方メートルに区切られた部分の全部を独占して使用する場 合	1時間につき	340円
		1日につき	3,400円
上記以外の場合		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円

## 備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 都市公園の建屋内の区切られた部分の使用時間は、午前8時から午後6時までとする。
- 3 都市公園の建屋内の区切られた部分で条例第5条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる行為をする場合にあつては、それぞれの行為をする場合の利用料金とする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

施 設	区 分		利 用 料 金	
グラウンド・ ゴルフ場	全部を単独で使用する場 合	児童生徒等のみが使用す る場 合	最初の4時間までにつき 2,000円とし、以後1時間ご とに500円を加算した額	
		上記以外の場合	最初の4時間までにつき 4,000円とし、以後1時間ご とに1,000円を加算した額	
	上記以外の場合	シーズン券 による使用 の場合	児童生徒等 が使用する 場 合	1人当たり  2,500円
			上記以外の 場 合	1人当たり  5,000円
		上記以外の 場 合	児童生徒等 が使用する 場 合	1人1日当たり  50円
			上記以外の 場 合	1人1日当たり  100円

多目的広場	全部を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	最初の4時間までにつき 1,000円とし、以後1時間ご とに250円を加算した額
		上記以外の場合	最初の4時間までにつき 2,000円とし、以後1時間ご とに500円を加算した額

## 備考

- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- シーズン券の有効期限は、発行日から発行年の最終開場日までとする。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第295号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、山形県総合運動公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
陸上競技場 総合体育館 屋内多目的コート	午前9時から午後9時まで	1 毎月の第1月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）。ただし、8月にあつては、第4日曜日の翌日 2 12月29日から翌年の1月3日まで
サブグラウンド サッカー場 ラグビー場 運動広場 第3運動広場	午前9時から午後5時まで	
テニスコート 第2運動広場	午前5時から午後9時まで	
野球場	午前5時から午後5時まで	
屋外プール	午前10時から午後6時まで	
		8月の第4日曜日の翌日から翌年の7月の第3日曜日の直前の金曜日まで

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 山形県告示第296号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

- 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1広告物1平方メートル1日につき
	陸上競技場に常時広告物を表示する場合	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1広告物1平方メートル1年につき
		メインスタンド観覧席ゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき
		フィールドゲート上部	1広告物1平方メートル1年につき

## 備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ いちねんパスによる使用の場合

施 設	区 分	利 用 料 金
陸上競技場（主要施設及び雨天走路に限る。） サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	1人当たり 7,000円
	上記以外の場合	1人当たり 14,000円

(注) 陸上競技場（主要施設に限る。）は、12月1日から翌年の3月31日までの期間に限り使用することができる。

ロ 上記以外の場合

(イ) 主要施設の利用料金

a b以外の場合

施 設	区 分	利 用 料 金	
陸上競技場 全部を単独で使用する 場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料金を領収しない場合 児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 1,010円
		上記以外の場合	1時間当たり 2,020円
	入場料金を領収する場合 児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 2,020円	

				上記以外の場 合	1時間当たり 4,040円	
		アマチュアスポーツ以外の用 途に使用する場合		入場料金を領収しない場合	1時間当たり 10,100円	
				入場料金を領収する場合	1日当たり最高入 場料金の250人分 に相当する額（そ の額が40,390円に 使用時間数を乗じ て得た額に満たな い場合は、1時間 当たり40,390円）	
	上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合	21人以上の団体で使用する場 合	回数券による使用の場合	1時間当たり 1,010円	
				上記以外の場合	1人11時間当たり 500円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
	上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合	21人以上の団体で使用する場 合	回数券による使用の場合	1時間当たり 2,020円	
				上記以外の場合	1人11時間当たり 1,000円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 100円	
サブグラウ ンド	全部を単 独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場 合		上記以外の場合	1時間当たり 480円	
				上記以外の場合	1時間当たり 960円	
	上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合	10人以上の団体で使用する場 合	回数券による使用の場合	1人1時間当たり 480円	
				上記以外の場合	1人11時間当たり 500円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
	上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合	10人以上の団体で使用する場 合	回数券による使用の場合	1人1時間当たり 960円	
				上記以外の場合	1人11時間当たり 1,000円	
				上記以外の場合	1人1時間当たり 100円	
総合体育館	アリーナ	全部を単 独で使用する 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等 のみが使用する 場合	1時間当たり 1,180円
					上記以外 の場合	1時間当たり 2,360円
				入場料金を領 収する場合	児童生徒等 のみが使用する 場合	1時間当たり 2,370円

				上記以外の場合	1時間当たり 4,740円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 11,830円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 47,330円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 590円
		上記以外の場合			1時間当たり 1,180円
	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 300円
		上記以外の場合			1時間当たり 600円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 30円
		上記以外の場合			1人1時間当たり 60円
サブアリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円
				上記以外の場合	1時間当たり 900円
			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 900円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,800円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合		入場料金を領収しない場合	1時間当たり 4,490円
				入場料金を領収する場合	1時間当たり 17,950円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 220円
		上記以外の場合			1時間当たり 440円
	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 110円
		上記以外の場合			1時間当たり 220円
上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 30円	
	上記以外の場合			1人1時間当たり 60円	
柔道場	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 450円
				上記以外の場合	1時間当たり 900円



			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円	
				上記以外の場 合	1時間当たり 1,800円	
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,490円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 17,950円	
	半面を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 220円	
		上記以外の場合			1時間当たり 440円	
	上記以外の場 合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円	
		上記以外の場合			1人1時間当たり 40円	
剣道場	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 450円	
				上記以外の場 合	1時間当たり 900円	
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1時間当たり 900円	
				上記以外の場 合	1時間当たり 1,800円	
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 4,490円	
			入場料金を領収する場合		1時間当たり 17,950円	
	半面を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 220円	
		上記以外の場合			1時間当たり 440円	
	上記以外の場 合	児童生徒等が使用する場合			1人1時間当たり 20円	
		上記以外の場合			1人1時間当たり 40円	
	屋内プール	全部を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 1,960円
			上記以外の場合			1時間当たり 3,920円
半面を単独で 使用する場合		児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 980円	
		上記以外の場合			1時間当たり 1,960円	
上記以外の場 合		児童生徒等が 使用する場合	回数券による使用の場合		1人11回当たり 1,400円	

			上記以外の場合	1人1回当たり 140円
			上記以外の場合 回数券による使用の場合	1人11回当たり 2,800円
			上記以外の場合	1人1回当たり 280円
テニスコート		児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 260円
		上記以外の場合		1面1時間当たり 520円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 250円
			上記以外の場合	1人1回当たり 310円
		上記以外の場合	20人以上の団体で使用する場合	1人1回当たり 500円
			上記以外の場合	1人1回当たり 620円
	50メートルプール	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,790円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,580円
上記以外の場合		児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 100円	
		上記以外の場合	1人1回当たり 200円	
サッカー場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 520円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,040円	
ラグビー場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 520円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,040円	
野球場	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 520円	
	上記以外の場合		1時間当たり 1,040円	
運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 370円	
		上記以外の場合	1時間当たり 740円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 180円	
		上記以外の場合	1時間当たり 360円	
第2運動広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 510円	

		上記以外の場合	1時間当たり 1,020円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 260円	
		上記以外の場合	1時間当たり 520円	
第3運動広場	広場1	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 520円	
		上記以外の場合	1時間当たり 1,040円	
	広場2	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 520円	
		上記以外の場合	1時間当たり 1,040円	
屋内多目的コート	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合 1時間当たり 1,880円
			上記以外の場合	1時間当たり 3,760円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 3,750円
			上記以外の場合	1時間当たり 7,500円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 18,770円
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 75,070円
	4分の3面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,410円
		上記以外の場合		1時間当たり 2,820円
	3分の2面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 1,240円
		上記以外の場合		1時間当たり 2,480円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 940円
		上記以外の場合		1時間当たり 1,880円
	3分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 620円
		上記以外の場合		1時間当たり 1,240円
	4分の1面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合		1時間当たり 470円
		上記以外の場合		1時間当たり 940円

上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 40円
	上記以外の場合	1人1時間当たり 80円

b 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合

施設	区分	利用料金		
陸上競技場	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 50円	
総合体育館	アリーナ	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 30円	
	サブアリーナ	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 30円	
	柔道場	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	剣道場	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円	
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円	
	屋内プール	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 700円
			上記以外の場合	1人1回当たり 70円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,400円
			上記以外の場合	1人1回当たり 140円

屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 150円
		上記以外の場合	1人1回当たり 310円
	50メートルプール	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 50円
		上記以外の場合	1人1回当たり 100円

(ロ) 附属施設及び器具の利用料金

a b 以外の場合

区 分			単 位	利 用 料 金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	40円	
		上記以外の場合		90円	
会議室 1			1室 1時間につき	130円	
会議室 2			1室 1時間につき	260円	
温水シャワー			1回につき	110円	
放送設備			1時間につき	420円	840円
運動用具（陸上競技用具を除く。）			1競技一式 1時間につき	100円	
陸上競技用具			1品 1時間につき	20円	
			1式 1時間につき	1,800円	
夜間照明施設			1,500ルクスの照明 1時間につき	31,110円	155,550円
			1,000ルクスの照明 1時間につき	20,740円	103,680円
			750ルクスの照明 1時間につき	15,560円	77,780円

			300ルクスの照明 1時間につき	6,220円	31,110円
			150ルクスの照明 1時間につき	3,110円	15,560円
	電光掲示板	入場料金を領収しない場合	1時間につき	5,800円	9,630円
		入場料金を領収する場合		9,630円	17,280円
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
	陸上競技用具		1品 1時間につき	20円	
			1式 1時間につき	1,460円	
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	50円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき	1,000円
			上記以外の場合	1人 1時間につき	100円
	体力測定室	児童生徒等が使用する場合		1人 1回につき	60円
		上記以外の場合			110円
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき	450円
		上記以外の場合			910円
	浴室	回数券による使用の場合		1人 11回につき	1,100円
		上記以外の場合		1人 1回につき	110円
温水シャワー			1回につき	110円	
洗濯機			1回につき	100円	
衣類乾燥機			1回につき	100円	
大会議室	1室を単独で使用する場合		1時間につき	320円	
	2分の1室を単独で使用する場合			160円	
会議室			1室 1時間につき	140円	

和会議室			1室 1時間につき		150円
大会議室の放送設備			1時間につき		30円
アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない場合	1時間につき		140円
		入場料金を領収する場合			570円
アリーナ	ホワイエ	入場料金を領収しない場合	1時間につき		380円
		入場料金を領収する場合			1,510円
会議室A 1			1室 1時間につき		140円
会議室A 2			1室 1時間につき		140円
会議室A 3			1室 1時間につき		60円
会議室A 4			1室 1時間につき		120円
舞台音響設備			1時間につき	1,000円	2,000円
放送設備			1時間につき	420円	840円
得点表示板			1時間につき	260円	
バスケットボール用具			一式 1時間につき	140円	
バレーボール用具			一式 1時間につき	50円	
バレーボール用タラフレックスコート			一式 1時間につき	210円	
テニス用具	シートを使用する場合	一式 1時間につき	160円		
	上記以外の場合	一式 1時間につき	50円		
バドミントン用具	シートを使用する場合	一式 1時間につき	140円		
	上記以外の場合	一式 1時間につき	30円		
卓球用具			一式 1時間につき	30円	
ハンドボール用具			一式 1時間につき	50円	
体操競技用具	平行棒	一式 1時間につき	40円		
	ゆか	一式 1時間につき	130円		

	平均台	一式 1時間につき	50円	
	新体操	一式 1時間につき	270円	
	上記以外の種目	一式 1時間につき	30円	
	全種目	一式 1時間につき	830円	
	トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
	レスリング用具	一式 1時間につき	200円	
	つなひき用具	一式 1時間につき	200円	
	ポータルステージ	一式 1時間につき	630円	1,260円
		1台 1時間につき	10円	20円
	スタッキングチェア	1脚 1日につき	10円	20円
	フロアシート	1枚 1日につき	50円	100円
サブアリーナ	舞台音響設備	1時間につき	190円	390円
	放送設備	1時間につき	110円	220円
	バスケットボール用具	一式 1時間につき	140円	
	バレーボール用具	一式 1時間につき	50円	
	バドミントン用具	一式 1時間につき	30円	
	卓球用具	一式 1時間につき	30円	
	トランポリン用具	一式 1時間につき	100円	
	低式平均台用具	一式 1時間につき	30円	
	とび箱用具	一式 1時間につき	30円	
柔道場 剣道場	放送設備	1時間につき	30円	60円
	柔道用具	一式 1時間につき	30円	
	空手用具	一式 1時間につき	160円	
屋内プール	放送設備	1時間につき	40円	80円



		会議室P 1	1室 1時間につき		260円	
		会議室P 2	1室 1時間につき		60円	
テニスコート	温水シャワー		1回につき		100円	
	会議室		1室 1時間につき		620円	
	放送設備		1時間につき	70円		
	夜間照明施設		テニスコート1面の照明1時間につき	730円		
			テニスコート1面の照明30分につき	360円		
屋外プール	会議室		1室 1時間につき		660円	
サッカー場	温水シャワー		1回につき		100円	
	放送設備		1時間につき	50円		
野球場	スコアボード		1時間につき	550円		
	放送設備		1時間につき	50円		
運動広場	運動用具		1競技一式 1時間につき	100円		
第2運動広場	夜間照明施設		全灯使用1時間につき	3,530円		
			全灯使用30分につき	1,760円		
			1/2灯使用1時間につき	1,760円		
			1/2灯使用30分につき	880円		
屋内多目的コート	会議室		1室 1時間につき		120円	
	放送設備		1時間につき	50円	100円	
	テニス用具		一式 1時間につき	50円		
	ミニサッカー用具		一式 1時間につき	100円		
	ゲートボール用具		一式 1時間につき	50円		
	ハンドボール用具		一式 1時間につき	50円		

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の料金の額に200円を加算した額とする。

## b 障害者手帳を提示して個人で利用する場合

区 分		単 位	利 用 料 金	
陸上競技場	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき 20円	
		上記以外の場合	40円	
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき 200円
			上記以外の場合	1人 1時間につき 20円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき 500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき 50円

## (ハ) 電気消費及び冷暖房加算額

区 分		単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用	1時間につき 4,060円
		フロア及び観覧席全灯使用	1時間につき 3,480円
		フロア全灯使用	1時間につき 2,210円
		フロア1/2灯使用	1時間につき 1,110円
		フロア1/3灯使用	1時間につき 730円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき 550円
		舞台照明装置	1時間につき 1,790円
		持込機器電源	実費相当額
	暖房	全館	1時間につき 12,980円
		フロア及び観覧席	1時間につき 11,540円
		フロア	1時間につき 11,230円
	冷房	全館	1時間につき 11,950円
		フロア	1時間につき 11,020円
	サブアリーナ	電気	全灯使用
フロア全灯使用			1時間につき 720円

		フロア1/2灯使用	1時間につき	360円
		フロア1/3灯使用	1時間につき	240円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき	180円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	1,810円
	冷房	フロア	1時間につき	1,770円
柔道場	電気	フロア	1時間につき	520円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	290円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	780円
剣道場	電気	フロア	1時間につき	470円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	260円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	740円
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	3,440円
		3/4灯使用	1時間につき	2,580円
		1/2灯使用	1時間につき	1,720円
		1/4灯使用	1時間につき	860円
		持込機器電源	実費相当額	

## 備考

- 1 いちねんパスの有効期限は、発行日から発行年度末日までとする。
- 2 この表において「入場料を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**山形県告示第297号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第15条の2第2項の規定により、中山公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 使用時間及び休業日

有料公園施設の名称	使用時間	休業日
野球場	午前9時から午後9時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
第2野球場	午前5時から午後8時まで	
運動広場	午前5時から午後8時まで	

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

**山形県告示第298号**

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、中山公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金	
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円	
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円	
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円	
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円	
	映画撮影	1日につき	14,280円	
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1広告物1平方メートル1日につき	1,720円
	野球場に常時広告物を表示する場合	外野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	51,000円
		内野フェンス	1広告物1平方メートル1年につき	40,800円

## 備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

施設	区分		利用料金					
			午前9時 前の時間	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後5時 以降の時 間	
野球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を 領収しない 場合	児童生徒等のみ が使用する場 合	1時間当 たり 1,020円	3,160円	4,130円	8,360円	1時間当 たり 1,020円
			上記以外の場合	1時間当 たり 2,040円	6,320円	8,260円	16,720円	1時間当 たり 2,040円
		入場料金を 領収する場 合	児童生徒等のみ が使用する場 合	1時間当 たり 2,040円	6,320円	8,260円	16,730円	1時間当 たり 2,040円
			上記以外の場合	1時間当 たり 4,080円	12,640円	16,520円	33,460円	1時間当 たり 4,080円
	アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合（職業野 球に使用す る場合を除 く。）	入場料金を 領収しない 場合	平日の場合	1時間当 たり 3,160円	7,040円	10,400円	18,670円	1時間当 たり 4,690円
			土曜日等の場合	1時間当 たり 3,880円	8,360円	12,340円	22,290円	1時間当 たり 5,510円
		入場料金を 領収する場 合	平日の場合	1時間当 たり 12,650円	28,150円	41,620円	74,660円	1時間当 たり 18,770円
			土曜日等の場合	1時間当 たり 15,500円	33,460円	49,370円	89,150円	1時間当 たり 22,030円
	職業野球に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1時間当 たり 18,870円	42,130円	62,320円	111,180円	1時間当 たり 27,950円
		入場料金を 領収する場 合	平日の場合	1日当たり最高入場料金の300人に相当する額（その額が328,440円に満たない場合は、328,440円）				
土曜日等の場合			1日当たり最高入場料金の400人に相当する額（その額が433,500円に満たない場合は、433,500円）					
第2野 球場	アマチュア スポーツに 使用する場 合	児童生徒等のみが使用する場 合		1時間当 たり 420円	1,310円	1,720円	3,450円	1時間当 たり 420円
		上記以外の場合		1時間当 たり 840円	2,620円	3,440円	6,900円	1時間当 たり 840円
	アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	平日の場合		1時間当 たり 1,620円	3,520円	5,190円	9,310円	1時間当 たり 2,310円
		土曜日等の場合		1時間当 たり 1,900円	4,170円	6,200円	11,090円	1時間当 たり 2,740円

運動広場	アマチュアスポーツに使用する場合	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 350円	1,050円	1,400円	2,800円	1時間当たり 350円
			上記以外の場合	1時間当たり 700円	2,100円	2,800円	5,600円	1時間当たり 700円
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 170円	510円	680円	1,360円	1時間当たり 170円
			上記以外の場合	1時間当たり 340円	1,020円	1,360円	2,720円	1時間当たり 340円
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	平日の場合		1時間当たり 1,040円	2,450円	3,600円	6,520円	1時間当たり 1,620円
		土曜日等の場合		1時間当たり 1,310円	3,000円	4,430円	8,020円	1時間当たり 2,030円

(注) 野球場を職業野球に使用する場合（入場料金を領収しない場合に限る。）の利用料金については、この表により算出した額が1日につき142,800円を超える場合には、142,800円とする。

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区分				利用料金		
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
野球場	室内練習場	1室を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間につき	430円	1,410円
			上記以外の場合		700円	
		上記以外の場合	幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者が使用する場合	午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで、それぞれ1人1回につき	50円	
	高等学校の生徒又はこれに準ずる者が使用する場合	70円				
児童生徒等以外の者が使用する場合	130円					
合宿所	児童生徒等が使用する場合		1人 1泊につき	360円		
	上記以外の場合			480円		

会議室	1室 1時間につき	290円	570円
浴室	1回	1,700円	2,120円
温水シャワー	1回	1,430円	1,710円
食堂	1時間につき	290円	570円
ちゅう 厨房	1賄いにつき	560円（1賄い日につき1,130円を超える場合は、1,130円）	1,120円（1賄い日につき2,260円を超える場合は、2,260円）
スコアボード	1時間につき	680円	1,360円
放送設備	1時間につき	430円	860円
ピッチングマシン	1台 1時間につき	430円	
夜間照明施設	全灯使用 1時間につき	23,460円	150,960円
	2/3灯使用 1時間につき	15,500円	
	1/2灯使用 1時間につき	11,730円	
	1/3灯使用 1時間につき	7,750円	
第2野球場	スコアボード	1時間につき	210円 430円
	放送設備	1時間につき	210円 430円

(注) 合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の利用料金の額に200円を加算した額とする。

ハ 電気消費及び暖房加算額

区 分			単 位	加算額	
電気	室内練習場	1室を単独で 使用する場合	全灯使用	1時間につき	3,500円
			1/2灯を超え3/4灯以下使用		2,620円
			1/2灯以下使用		1,750円
	上記以外の場合		1人1回につき	110円	
会議室		1室1時間につき	190円		
ラジオ放送用、テレビジョン放送用電源装置				実費相当額	

暖房	合宿所	1人1泊につき	360円
	会議室	1時間につき	190円

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表において「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

## 山形県告示第299号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 287号
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地字月山堂673番4から 同 字真木68番まで	旧	35.3メートル } 16.0	358メートル
同 上	新	23.8メートル } 16.0	同 上

## 山形県告示第300号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県 道
- 路線名 皿沼河北線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長



区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町谷地字月山堂882番1から 同 896番3まで	旧	35.3メートル } 9.2	268メートル
同 上	新	22.7メートル } 9.2	同 上
同 上		38.4メートル } 16.0	348メートル

## 山形県告示第301号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字月山堂673番4から  
同 字真木68番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月31日

## 山形県告示第302号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為	1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき 710円
	映画撮影	1日につき 14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分			利 用 料 金	
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 880円
				上記以外の場合	1時間当たり 1,760円
		入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,750円	
			上記以外の場合	1時間当たり 3,500円	
	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり 8,770円	
		入場料金を領収する場合		1時間当たり 35,090円	
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり 440円
		上記以外の場合			1時間当たり 880円

## ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分	単 位	金 額		
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	
屋内多目的施設	会議室	1時間につき	200円	410円
	放送設備	1時間につき	50円	100円
	テニス用具	一式 1時間につき	50円	
	ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	
	ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	

## ハ 電気料金

区 分		単 位	加 算 額
屋内多目的施設	電気	全灯使用	1時間につき 1,620円
		1/2灯使用	1時間につき 800円
		持込機器電源	実費相当額

## 備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

3 この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

**山形県告示第303号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
米沢市信夫町5637番2から 同 5644番まで	旧	8.8メートル } 7.0	メートル 208
同 上	新	9.2メートル } 8.0	同 上

**山形県告示第304号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 米沢浅川高畠線
- 2 供用開始の区間 米沢市信夫町5637番2から  
同 5644番まで
- 3 供用開始の期日 平成26年3月28日

**山形県告示第305号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市菅野代字宮野下23番14から 同 戸沢字上川内2番18まで	旧	50.2メートル } 5.0	メートル 614
同 上	新	50.2メートル } 5.0	同 上

**山形県告示第306号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 菅野代壑苔沢線
  - 2 供用開始の区間 鶴岡市菅野代字宮野下23番14から  
同 戸沢字上川内2番18まで
  - 3 供用開始の期日 平成26年3月28日
- 

**山形県告示第307号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年3月28日から同年4月10日まで縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 吹浦酒田線
  - 2 供用開始の区間 酒田市本町一丁目48番5から  
同 山居町一丁目6番40まで
  - 3 供用開始の期日 平成26年3月30日
- 

**山形県告示第308号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称  
小国町
  - 2 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種類 小国都市計画下水道事業  
(2) 名称 小国公共下水道
  - 3 変更の内容  
設計の概要及び事業施行期間の延長
  - 4 事業施行期間  
平成5年1月19日から平成33年3月31日まで
- 

**山形県告示第309号**

山形県港湾施設管理条例（昭和51年3月県条例第29号）第26条の4第2項の規定により、指定港湾施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 利用料金  
(1) 第1酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
栈橋 物揚場 船揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 133円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 650円	

## (2) 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
栈橋 物揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル 1日につき 133円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル 1月につき 650円	

## (3) 鼠ヶ関マリーナ

港湾施設名	使用区分	利用料金	備考
栈橋 浮栈橋 物揚場	1 ヨット	6時間までごとに 310円	県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。
	(1) ディンギー型ヨット	6時間までごとに 640円	
	(2) ディンギー型ヨット以外のヨット	6時間までごとに 800円	
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 910円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 1,040円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 1,040円に長さが7メートルを超える1メートルごとに310円を加えた額	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの	6時間までごとに 690円	
	ホ 長さ8メートル以上のもの	6時間までごとに 850円	
	2 モーターボート	6時間までごとに 960円	
	(1) 和船型モーターボート	6時間までごとに 960円	
	イ 長さ5メートル未満のもの	6時間までごとに 960円	
	ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの	6時間までごとに 1,120円	
	ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの	6時間までごとに 1,120円に長さが7メートルを超える1メートルごとに380円を加えた額	
	ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
ホ 長さ8メートル以上のもの			

	<p>(2) 和船型モーターボート以外のモーターボート</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>ホ 長さ8メートル以上のもの</p>	<p>6時間までごとに 850円</p> <p>6時間までごとに 1,020円</p> <p>6時間までごとに 1,210円</p> <p>6時間までごとに 1,380円</p> <p>6時間までごとに1,380円に長さが7メートルを超える1メートルごとに440円を加えた額</p>	
<p>船舶保管施設</p>	<p>1 ヨット</p> <p>(1) ディンギー型ヨット</p> <p>イ 使用期間が1月未満の場合</p> <p>ロ 使用期間が1月以上の場合</p> <p>(2) ディンギー型ヨット以外のヨット</p> <p>イ 長さ5メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ロ 長さ5メートル以上6メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ハ 長さ6メートル以上7メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p> <p>ニ 長さ7メートル以上8メートル未満のもの</p> <p>(イ) 使用期間が1月未満の場合</p> <p>(ロ) 使用期間が1月以上の場合</p>	<p>1日につき 1,280円</p> <p>1月につき 6,480円</p> <p>1日につき 2,420円</p> <p>1月につき 12,210円</p> <p>1日につき 2,920円</p> <p>1月につき 14,640円</p> <p>1日につき 3,410円</p> <p>1月につき 17,090円</p> <p>1日につき 3,890円</p> <p>1月につき 19,530円</p>	<p>(1) 県内に住所を有する者が使用する場合における利用料金の額は、当分の間、所定の利用料金の額の3分の2に相当する額とする。</p> <p>(2) 使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。</p>

ホ	長さ8メートル以上のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,890円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,210円を加えた額
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	19,530円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,090円を加えた額
2	モーターボート		
(1)	和船型モーターボート		
イ	長さ5メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	2,420円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	12,700円
ロ	長さ5メートル以上6メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,160円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	15,260円
ハ	長さ6メートル以上7メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,650円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	17,830円
ニ	長さ7メートル以上8メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,140円
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,390円
ホ	長さ8メートル以上のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	4,140円に長さが7メートルを超える1メートルごとに1,330円を加えた額
	(ロ) 使用期間が1月以上の場合	1月につき	20,390円に長さが7メートルを超える1メートルごとに6,340円を加えた額
(2)	和船型モーターボート以外のモーターボート		
イ	長さ5メートル未満のもの		
	(イ) 使用期間が1月未満の場合	1日につき	3,070円

	(ロ) 使用期間が1月以上の 場合 ロ 長さ5メートル以上6 メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の 場合 (ロ) 使用期間が1月以上の 場合 ハ 長さ6メートル以上7 メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の 場合 (ロ) 使用期間が1月以上の 場合 ニ 長さ7メートル以上8 メートル未満のもの (イ) 使用期間が1月未満の 場合 (ロ) 使用期間が1月以上の 場合 ホ 長さ8メートル以上のも の (イ) 使用期間が1月未満の 場合 (ロ) 使用期間が1月以上の 場合	1月につき 1日につき 1月につき 1日につき 1月につき 1日につき 1月につき 1日につき 1月につき 1日につき4,970円に長さが 7メートルを超える1メー トルごとに1,530円を加えた額 1月につき24,690円に長さが 7メートルを超える1メー トルごとに7,710円を加えた額	15,420円 3,790円 18,520円 4,390円 21,620円 4,970円 24,690円	
	給水施設	1基30分までごとに	220円	
	給電施設	1基30分までごとに	330円	
	けん引運搬車	1回につき	120円	
	駐車場	1 原動機付自 転車及び自動 二輪車 2 普通自動車 及び小型特殊 自動車 3 大型自動車 及び大型特殊 自動車	1日につき 1日につき 1日につき	170円 340円 1,210円
船揚場	ウインチ	ヨット及びモー ターボート 1 長さ5メー トル未満のも の	1回につき	600円



		2 長さ5メートル以上のもの	1回につき	910円	
	上下架クレーン	ヨット及びモーターボート			
		1 長さ6メートル未満のもの	1回につき	1,090円	
		2 長さ6メートル以上のもの	1回につき	1,310円	
港湾管理事務所	会議室		1時間までごとに	360円	
	研修ホール		1時間までごとに	1,130円	照明設備を使用する場合は、1時間までごとに1,200円を加算する。
	シャワー		1回につき	220円	

(注) この表において「ディングー型ヨット」とは、センターボードの上げ下ろしが手動でできる長さ6メートル以下のものを、「和船型モーターボート」とは、形状が和船に類するもので推進機関として船外機関を使用するものをいう。

2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

山形県告示第310号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表水域施設Aの項中

「	北港航路	－5	300×2,370	－13.0	を
	北港航路	－6	210～300×240	－10.0	
	北港航路	－7	200～295×720	－7.5	
」					
「	北港航路	－5	300×1,422	－13.0	に、
」					
「	270,313	を	558,152	に、	
」					
「	23,200	を	14,318	に、	
」					
「	大浜－7.5泊地	－38	18,000	－7.5	を
」					

大浜-7.5泊地	-38	18,000	-7.5
北港泊地	-39	162,376	-10.0
北港泊地	-40	24,678	-8.0
北港泊地	-41	70,375	-7.5
宮海ふ頭第2号岸壁泊地	-42	8,882	-10.0

に改め、同表荷さばき施

設Fの項中「吊上げ荷重48.6トン」を「吊上げ荷重47.9トン」に改める。

2 加茂港(1)加茂地区の港湾施設の項の表港湾施設用地○の項中

港湾施設用地	弁慶沢港湾施設用地	○-1	4,700平方メートル	
	加茂港港湾施設用地	-2	2,830	

を

港湾施設用地	加茂港港湾施設用地	○-2	4,730平方メートル	
--------	-----------	-----	-------------	--

に改める。

山形県告示第311号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、庄内空港緩衝緑地の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉村美栄子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,720円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## (2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

## イ 主要施設の利用料金

有料公園施設の名称	区 分		利 用 料 金	
オートキャンプ場	入場	児童生徒等（幼稚園の幼児及びこれに準ずる者を除く。）	1人1回当たり 200円	
		児童生徒等以外の者	1人1回当たり 400円	
	テントサイトの使用	宿泊を伴わない使用	1区画1回当たり 1,120円	
		宿泊を伴う使用	閑散期平日	1区画1泊当たり 1,580円
			上記以外の日	1区画1泊当たり 3,160円
テニスコート	児童生徒等のみが使用する場合		1面1時間当たり 260円	
	上記以外の場合		1面1時間当たり 520円	
多目的広場	全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 260円	
		上記以外の場合	1時間当たり 520円	
	半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 130円	
		上記以外の場合	1時間当たり 260円	
アーチェリー場	アーチェリーに使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 1,000円
			上記以外の場合	1時間当たり 2,000円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1回当たり 200円
			上記以外の場合	1人1回当たり 400円
	アーチェリー以外の用途に使用する場合	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 260円
			上記以外の場合	1時間当たり 520円
		上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 30円
			上記以外の場合	1人1時間当たり 60円

## ロ 附属施設及び器具の利用料金

区	分	単 位	利 用 料 金
オートキャンプ場	温水シャワー	1回につき	100円
	洗濯機	1回につき	100円
	衣類乾燥機	1回につき	100円
テニスコート	温水シャワー	1回につき	100円
	会議室	1時間につき	310円

## ハ 電気等消費及び暖冷房使用に係る加算額

区	分	単 位	加 算 額
オートキャンプ場	電気	テントサイト (宿泊を伴わない使用)	1区画 1回につき 300円
		テントサイト (宿泊を伴う使用)	1区画 1泊につき 1,000円

## 備考

- この表において「閑散期平日」とは、4月から6月まで及び9月から11月までの土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く日をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

## 2 適用期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第312号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社建築構造センター  
東京都新宿区新宿二丁目1番2号
- 届出の内容  
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同 左	平成26. 4. 1
福島県郡山市中町11番5号	同 左	

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同 左
東京都新宿区新宿二丁目1番2号	同 左
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	同 左
愛知県名古屋市中区錦一丁目17番13号	同 左
島根県松江市中原町6番地	同 左
岡山県岡山市北区丸の内二丁目12番20号	岡山県岡山市北区内山 下一丁目3番19号
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同 左
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同 左
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号	同 左
長崎県長崎市万才町6番33号	同 左
宮崎県宮崎市川原町5番10号	同 左
鹿児島県鹿児島市東千石町1番3号	同 左
沖縄県浦添市字城間3019番地	同 左

### 山形県告示第313号

山形県青少年教育施設条例（昭和52年3月県条例第25号）第14条第2項の規定により、山形県青年の家の利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

##### (1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区 分	利用料金の額（1人1泊当たり）
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者（以下「小中学生等」という。）、小中学生等を引率し、指導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者（以下「高校生等」という。）及び社会教育関係者	370円
大学の学生又はこれに準ずる者（以下「大学生等」という。）、高校生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	590円
その他の者	1,000円

## (2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

施設	利用料金の額（1室1日当たり）
第1研修室	190円
第2研修室	190円
第3研修室	190円
第4研修室	190円
第5研修室	190円
第6研修室	190円
大研修室	600円
食堂	600円
体育館	2,400円

## 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
  - 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
    - (1) 小中学生等
    - (2) 高校生等
    - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
    - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
    - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者
  - 3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。
- 2 適用期間  
平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

## 山形県告示第314号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第8条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの休館日を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 休館日
  - (1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する文化の日である場合を除く。）及び毎月の第3日曜日
  - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 2 適用期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 山形県告示第315号

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）第10条第2項の規定により、山形県生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 利用料金

## (1) 施設

名 称		利 用 料 金 の 額			
		午前9時から午後 0時30分までの間	午後1時から午後 5時までの間	午後5時30分から 午後9時までの間	左記の時間帯全て
センター （山形県緑 町庭園文化 学習施設を 除く。）	ホール	6,160円	8,800円	9,240円	24,200円
	第1研修室	2,630円 （1時間当たり 750円）	3,760円 （1時間当たり 940円）	3,940円 （1時間当たり 1,120円）	9,290円
	第2研修室	1,450円 （1時間当たり 410円）	2,080円 （1時間当たり 520円）	2,180円 （1時間当たり 620円）	5,130円
	第3研修室	510円 （1時間当たり 140円）	730円 （1時間当たり 180円）	760円 （1時間当たり 210円）	1,800円
	第4研修室	510円 （1時間当たり 140円）	730円 （1時間当たり 180円）	760円 （1時間当たり 210円）	1,800円
	第5研修室	1,310円 （1時間当たり 370円）	1,880円 （1時間当たり 470円）	1,970円 （1時間当たり 560円）	4,640円
	特別会議室	3,510円 （1時間当たり 1,000円）	5,020円 （1時間当たり 1,250円）	5,270円 （1時間当たり 1,500円）	12,420円
	和室研修室	1,160円 （1時間当たり 330円）	1,670円 （1時間当たり 410円）	1,750円 （1時間当たり 500円）	4,120円
センター （山形県緑 町庭園文化 学習施設に 限る。）	多目的ホール	1,200円 （1時間当たり 340円）	1,720円 （1時間当たり 430円）	1,800円 （1時間当たり 510円）	4,240円

## 備考

- 1 使用者が入場料金を領収する場合において、入場料金の額が1,000円を超え3,000円以下のときはこの表に掲げる額の2倍に相当する額、入場料金の額が3,000円を超えるときはこの表に掲げる額の2.2倍に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 使用者が商業宣伝その他これに類する目的を有する場合は、入場料金を領収しない場合にあっても、1,000円を超え3,000円以下の入場料金を領収するものとみなす。
- 3 準備又は練習のためホールを使用する場合は、この表に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用時間がこの表に掲げる時間帯に満たない場合は、1時間当たりの利用料金が定められている施設に限り、当該1時間当たりの利用料金に利用時間を乗じた額とする。

## (2) 附属設備

区分	設備名	単位	利用料金の額
舞台設備	ピアノ	1台	3,350円
	演壇	一式	410円
	司会者用演壇	1台	200円
	びょうぶ	1双	1,030円
	所作台	1台	200円
	平台	1台	100円
	毛せん	1枚	100円
	上敷ござ	1枚	100円
	地がすり	1張	300円
	指揮台	1台	100円
	譜面台	1台	100円
舞台照明設備	第1ボーダーライト	1列	510円
	第2ボーダーライト	1列	510円
	シーリングライト	1列	1,030円
	アッパーホリゾントライト	1列	730円
	ローアホリゾントライト	1列	730円
	第1サスペンションライト	1列	1,030円
	第2サスペンションライト	1列	1,030円
	スポットライト	1台	510円
	フットライト	1列	300円
	ステージライト	1台	150円
	ミラーボール	1台	330円
視聴覚設備	コンパクトディスクプレーヤー	一式	510円
	レコードプレーヤー	一式	510円
	テープデッキ	一式	510円
	ミニディスクプレーヤー	一式	510円
	ビデオプロジェクター	一式	2,080円
	データプロジェクター	一式	760円
	カラーテレビカメラ	1台	1,560円
	16ミリ映写機（1600ワット）	1台	2,080円
	16ミリ映写機（350ワット）	1台	1,030円
	マイクセット（ホール用）	一式	1,030円
	マイク（ホール用）	1本	300円
	監視カメラ	一式	1,880円
	スライド映写機（550ワット）	1台	1,030円
	スライド映写機（350ワット）	一式	1,030円
	スライド映写機（250ワット）	1台	830円
	映像会議装置	一式	3,660円
	資料提示装置（特別会議室用）	1台	1,350円
	資料提示装置（視聴覚制御室用）	1台	1,030円
	ビデオ録画装置	一式	1,350円
	携帯用ビデオカメラ	1台	510円
	モニターテレビ（ビデオ付き）	一式	510円
ビデオデッキ	1台	300円	
ディー・ブイ・ディープレーヤー	1台	300円	



	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	300円
	オーバーヘッドプロジェクター（575ワット）	1台	1,030円
	オーバーヘッドプロジェクター（300ワット）	1台	510円
	ワイヤレスマイクセット	一式	300円
同時通訳設備	同時通訳設備（ホール用）	一式	14,500円
	同時通訳設備（特別会議室用）	一式	10,900円
	受信機	1台	100円
展示設備	展示パネル	1枚	20円
	展示ケース	一式	200円

備考 この表に定める額は、午前9時から午後0時30分までの間、午後1時から午後5時までの間及び午後5時30分から午後9時までの間の各1回当たりの額である。

(3) 電気消費に係る加算額

持込み器具等の定格消費電力の総計（キロワットによるものとし、1キロワット未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）を次に掲げる金額に乗じて得た額

区 分	金 額
1時間当たり	50円

(4) 冷暖房使用に係る加算額

区 分	1時間当たりの金額
ホール	650円
第1研修室	250円
特別会議室	250円

2 適用期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

## 教育委員会関係

### 規 則

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第3号**

**山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則**

山形県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和49年12月27日教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

附則に次の項を加える。

- 3 当分の間、第1条の2第2項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の厚生労働大臣の定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

**山形県教育委員会規則第4号****山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県高等学校奨学金貸与条例施行規則（平成15年4月1日山形県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の項を加える。

- 4 当分の間、第2条の4第4項第2号の規定の適用については、同号中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）」とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示****山形県教育委員会告示第4号**

山形県文化財保護条例（昭和30年8月県条例第27号）第31条第1項の規定により、山形県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成26年3月28日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

種 別	名 称	員数	所 有 者	所有者の住所
天然記念物	永泉寺のハリモミ	1	永泉寺	飽海郡遊佐町直世字仲道3番地
天然記念物	白畑孝太郎の昆虫標本	61,122	個人	酒田市若浜町

**選挙管理委員会関係****告 示****山形県選挙管理委員会告示第12号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成26年3月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党八幡支部	会計責任者の氏名	佐藤 康 晴	荒生 令 悦	平成 26. 2. 18
自由民主党山形市支部	代表者の氏名	長谷川 幸 司	斎藤 武 弘	同 2. 20
	会計責任者の氏名	菊地 健 太郎	長谷川 幸 司	
日本共産党村山地区委員会	会計責任者の氏名	佐竹 直 一	石川 涉	同

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
		新	旧	
名村はじめをはげます会	代表者の氏名	庄司 安 男	名村 肇	平成 26. 1. 8
海藤邦夫後援会	会計責任者の氏名	海藤 利 幸	海藤 幸 一	同 2. 4
菅原元後援会	代表者の氏名	前田 勝	佐久間 寅 治	同 2. 10
吉村美栄子寒河江西村山企業人後援会	主たる事務所の所在地	寒河江市大字寒河江字五反32番地1	寒河江市本町一丁目9番17号	同 2. 12
	代表者の氏名	若月 孝	佐竹 及 彌	
高橋光男後援会	主たる事務所の所在地	東根市神町北3-15-17	東根市大字若木6100-20	同 2. 13
のと淳一後援会	代表者の氏名	永岡 達 男	安達 章 男	同
時田博機後援会	代表者の氏名	池田 源 衛	後藤 千 萬 喜	同 2. 18
星川純一後援会	会計責任者の氏名	伊藤 富 士 子	今野 昭 二	同 2. 25

山形県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成26年3月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みどりの風山形県支部	舟山 康 江	平成25. 12. 15

名村はじめ後援会	庄 司 安 男	平成25. 12. 20
名村はじめをはげます会	庄 司 安 男	平成25. 12. 20
さとう清後援会	菅 野 年 央	平成25. 12. 31
さわやかな市政をめざす市民の会	菅 野 年 央	平成25. 12. 31
同志会	本 田 清	平成25. 12. 31

**山形県選挙管理委員会告示第14号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成26年3月28日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
名村はじめをはげます会	最上郡真室川町大字新町122-40	名 村 肇	平成 26. 1. 8

備考 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は名村肇、公職の種類は真室川町議会議員である。

**内水面漁場管理委員会関係****指 示****山形県内水面漁場管理委員会指示第1号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成26年3月28日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 伊 藤 健 雄

## 1 指示の内容

## (1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

## (2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格	公募戸数	区分	家賃				摘要			
					収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者		収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
県営鈴川第二アパート3号	山形市鈴川町三丁目17-25	住宅形式 3K 1戸当たり 住戸専用 面積 44.4 平方メートル	2	一般用	12,100	14,000	16,000	18,100	18,600	18,600	3月分の家賃に相当する額	
同 4号	同 17-22	同	1	同	12,100	14,000	16,000	18,100	18,600	18,600		
同 五十鈴アパート3号	同 大野目二丁目2-46	同	1	同	14,700	17,000	19,500	22,000	24,900	24,900		
同 馬見ヶ崎アパート2号	同 円心寺町21-26	3DK	1	同	18,000	20,700	23,700	26,800	30,600	33,800		
同 桜町アパート2号	同 桜町四丁目12-20	同	1	同	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300		
同 きたまちアパート3号	同 三丁目2-9	同	1	同	25,500	29,500	33,700	38,000	43,400	50,100		
同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27-15	3LDK	1	同	28,900	33,400	38,100	43,000	49,200	56,700		
同 飯塚住宅3号	同 飯塚町1353-1	2DK	3	同	23,400	27,000	30,900	34,900	39,900	46,000		单身可
同 同 4号	同 同	3DK	2	同	28,300	32,700	37,400	42,200	48,200	55,600		
同 同 同 4号	同 同	同	1	同	28,300	32,700	37,400	42,200	48,200	55,600		
同 土屋倉アパート1号	上山市美咲町二丁目3	同	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700		
同 同 2号	同 同	同	1	同	12,700	14,600	16,800	18,900	21,600	24,900		
同 天童駅南アパート2号	天童市田鶴町四丁目18-22	同	1	同	22,700	26,200	29,900	33,700	38,600	44,500		
同 近江アパート1号	東村山郡山辺町近江1-1	同	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200		

同 左沢アパー ト	西村山郡大江町 大字藤田字藤田 原264-3	同	59.3	1	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	
同 大石田アパ 一ト	北村山郡大石田 町大字大石田甲 623-157	同	59.4	2	同	14,600	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成26年4月2日から同月8日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時まで）（ただし、郵送の場合は、平成26年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

## 5 入居の時期 平成26年6月1日



地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、リーチスタッカーの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成26年3月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成26年5月12日（月） 午前11時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 リーチスタッカー 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年2月27日（金）
- (4) 納入場所 酒田市高砂地内 酒田港国際ターミナル
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成26年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成26年2月7日付け県公報第2518号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

## 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

## 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証する書類及び2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）を平成26年4月21日（月）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Reach Stacker: 1
- (2) Time limit for tender: 11:00 A.M. May 12, 2014
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2723

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月28日

山形県監査委員	坂	本	貴	美	雄
山形県監査委員	児	玉			太
山形県監査委員	会	田	稔		夫
山形県監査委員	加	藤			香

## 第1 監査の概要

## 1 監査のテーマ

「高額な備品の購入・利用・管理について」

## 2 監査の目的

本県の財政状況は、臨時財政対策債や補正予算債以外の県債残高の減少、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率の低下、税収の増加などにみられるように改善の傾向がうかがえるものの、歳入決算額に占める依存財源の割合が6割を超え、歳出決算額に占める義務的経費の割合が4割を超えるなど、依然として財政の自由度が低く、厳しい状況にある。

一方で、本県を取り巻く様々な社会経済状況の変化に対応し、本県の更なる発展を確保していくためには、人材育成、保健・医療・福祉、産業振興、社会資本整備など幅広い施策を的確かつ着実に実施していく必要がある。

このため、持続可能な財政運営に向けて、歳入の確保とともに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化などに努める必要があるが、高額な備品の購入・利用・管理についても、必要性や合規性はもとより、経済性・効率性・有効性をも考慮することが、これまで以上に求められている。

このようなことから、上記の監査のテーマを設定し、高額な備品について、経済性・効率性・有効性の視点に立った購入・利用・管理が行われているか検証し、現状と課題を明らかにすることにより、今後の事務の改善に資するための提言を行うことを目的とする。

なお、高額な備品は、物品の管理換及び不用の決定に当たってあらかじめ知事の承認を受けなければならない

い指定物品（「4 監査の範囲」を参照。）とする。

### 3 監査の着眼点

上記の監査の目的を達成するため、次のとおり監査の着眼点を設定した。

#### (1) 購入

- ① 購入の目的や必要性は整理されているか
- ② 利用目標は設定されているか
- ③ 必要な機能の設定は、適切に検討されているか
- ④ ライフサイクルコストなど、幅広いコストの検討は行われているか
- ⑤ 購入と賃貸借の比較など、導入方法の検討は行われているか
- ⑥ 共同利用等、効率的な利用方法は検討されているか
- ⑦ 契約手続きは適切か

#### (2) 利用

- ① 利用状況は把握されているか
- ② 利用目標は達成されているか
- ③ 利用目標が達成されていない場合、要因・課題・改善策は検討されているか

#### (3) 管理

- ① 管理は適切に行われているか
- ② 点検・整備は適切に行われているか
- ③ 処分方法は検討されているか

### 4 監査の対象範囲

知事部局及び教育委員会において、平成20年度から24年度までの5年間に購入された指定物品（自動車を除く。以下「対象備品」という。）に係る支出命令執行機関、備品使用機関及び制度所管課である会計局会計課（以下「対象機関」という。）

- 対象備品 247件（P55別紙一覧表のとおり）
- 対象機関 69機関（重複を除く）
  - ・支出命令執行機関 知事部局 22機関 教育委員会 8機関
  - ・備品使用機関 知事部局 48機関 教育委員会 13機関
  - ・会計局会計課

#### ※ 指定物品

「知事の承認を受けなければならない物品の指定（昭和39年4月山形県訓令第13号）」に基づき、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第165条第1項及び第168条第1項の規定により、管理換及び不用の決定に当たって、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされる物品

- ① 購入額又は評価額が200万円以上の備品（②及び③を除く。）
- ② 自動車（道路運送車両法による軽自動車、小型特殊自動車、二輪自動車等を除く。）
- ③ 動力機関を有する船舶

#### ※ 自動車を除いた理由

自動車については、対象期間に購入された台数が403台と膨大であり、当該期間に購入された指定物品の約3分の2を占める一方で、利用目的については、人及び物の運搬など特定の利用形態に限られることから、対象備品から除外することとした。

### 5 監査の実施方法

#### (1) 対象機関からの監査調書の提出

- ① 支出命令執行機関 対象備品に係る購入手続きの状況
- ② 備品使用機関 対象備品に係る利用及び管理の状況
- ③ 会計局会計課 指定物品の購入手続きの制度と検査の状況

## (2) 事務局による予備監査

- ① 本庁各課 平成25年10月
- ② 公 所 平成25年10月～12月

## (3) 監査委員による本監査

書面による監査

## 第2 監査の結果

## 1 対象備品の状況

## (1) 対象備品の種類

対象備品の種類をみると、「コ 分析、試験、研究機械器具類」が110件（44.5%）と最も多くなっているが、これらの大部分は、試験研究検査機関で試験研究用や検査用に利用されるものである。

次いで、「ソ 工作機械類」が32件（13.0%）、「シ 計量、検定、測定器具類」が23件（9.3%）と多くなっているが、前者は、全て教育機関における実習用であり、後者は、試験研究検査機関の検査用及び試験研究用と教育機関における実習用である。また、医療・福祉機関の医療用などの「ケ 医療器械器具類」が13件（5.3%）、教育機関の実習用や試験研究検査機関の試験研究用などの「ス 農業用機械器具類」が11件（4.5%）となっている。

（表1）対象備品の種類

対象備品の種類		種 類 ※1																		単 位：件		
使用機関 ※2	用 途	A		B		C		D			E							F		計	構成比 (%)	
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ			テ
		教育機関	① 実 習 用	0	0	2	1	1	0	5	0	0	4	1	9	4	0	32	2			3
	② そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4
	小 計	0	0	2	1	1	0	5	0	0	4	1	9	4	0	32	3	3	5	1	71	28.7
試 験 研 究 検 査 機 関	③ 試 験 研 究 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0	2	6	1	0	0	1	2	0	77	31.1
	④ 検 査 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	1	12	0	0	0	0	0	0	0	53	21.5
	⑤ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	1	14	6	1	0	0	1	3	0	131	53.0
医 療 ・ 福 祉 機 関	⑥ 医 療 用	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4.9
	⑦ 特 定 業 務 用	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施 設 設 備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	5.7
公 の 施 設 ( 医 療 ・ 福 祉 機 関 を 除 く )	⑨ 特 定 業 務 用	0	1	0	0	0	2	1	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	12	4.9
	⑩ 施 設 設 備	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.2
	小 計	3	1	0	0	0	2	1	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	15	6.1
そ の 他 の 機 関	⑪ 特 定 業 務 用 ※3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	9	3.7
	⑫ 特 定 事 務 用 ※4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.2
	⑬ 非 常 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1.2
	⑭ 検 査 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	1	16	6.5
計		3	1	6	1	1	2	7	6	13	110	2	23	11	1	32	3	4	19	2	247	100
		4	6	2			15				218								2			
	構 成 比 (%)	1.2	0.4	2.4	0.4	0.4	0.8	2.9	2.4	5.3	44.5	0.8	9.3	4.5	0.4	13.0	1.2	1.6	7.7	0.8	100	
	1.6	2.4	0.8			6.1				88.3								0.8				

※1 種類（物品分類）

中分類	小分類	中分類	小分類
A 庁用器具	ア 戸だな、箱類	E 機械・器具	ケ 医療器械器具類
	イ ちゅう房器具類		コ 分析、試験、研究機械器具類
B 事務用器具	ウ 事務用器具		サ 測量器具類
C 船・車及び同用具	エ その他の車両		シ 計量、検定、測定器具類
	オ 車両用具類		ス 農業用機械器具類
D 教養・体育用品	カ 娯楽用品類		セ 建設機械類
	キ 視聴覚用品類		ソ 工作機械類
	ク 体育用品類		タ 通信機械類
			チ 食料加工機械類
			ツ その他の機械類
			テ その他の雑品類
		F その他	

## ※2 使用機関

単位：件

区 分	内 訳	機関数
教 育 機 関	高等学校、農業大学校、産業技術短期大学校、職業能力開発専門校	15
試 験 研 究 検 査 機 関	環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター 高度技術研究開発センター、農業総合研究センター 総合支庁検査課、農業技術普及課、家畜保健衛生課	24
医療・福祉機関	総合療育訓練センター、総合コロニー希望が丘、鶴峰園	3
公 の 施 設 ( 医 療 ・ 福 祉 機 関 を 除 く )	県民会館、産業科学館、国民宿舎竜山荘、総合運動公園 あかねヶ丘陸上競技場、図書館	7
そ の 他 の 機 関	本庁各課 総合支庁で、上記に属さない行政機関	20
計		69

※3 特定業務用：スポットライト、食器洗浄機、監視カメラ装置 など

※4 特定事務用：生活保護電算システム、物品調達システム用サーバー など

## (2) 購入価額

対象備品の購入価額をみると、「200～299万円」が84件（34.0%）と最も多くなっており、次いで「500～999万円」が51件（20.6%）、「300～399万円」が41件（16.6%）となっている。

一方で、1,000万円以上の対象備品をみると、「1,000～1,499万円」の18件のうち、教育機関の実習用が13件（72.2%）を占め、1,500万円以上の22件のうち、試験研究検査機関の試験研究用及び検査用が18件（81.8%）を占めている。

(表2) 購入価額

単位：件

使用機関	用途	200～ 299万円	300～ 399万円	400～ 499万円	500～ 999万円	1,000～ 1,499万円	1,500～ 1,999万円	2,000万円 以上	計	
										構成比 (%)
教育機関	① 実習用	12	15	11	17	13	2	0	70	28.3
	② その他	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4
	小計	12	15	11	18	13	2	0	71	28.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	25	12	13	13	1	9	4	77	31.1
	④ 検査用	29	4	3	11	1	4	1	53	21.5
	⑤ その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4
	小計	55	16	16	24	2	13	5	131	53.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	3	2	4	2	1	0	0	12	4.9
	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施設設備	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小計	3	4	4	2	1	0	0	14	5.7
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	5	3	0	4	0	0	0	12	4.9
	⑩ 施設設備	0	0	0	1	2	0	0	3	1.2
	小計	5	3	0	5	2	0	0	15	6.1
その他の機関	⑪ 特定業務用	4	2	0	2	0	0	1	9	3.7
	⑫ 特定事務用	2	0	0	0	0	1	0	3	1.2
	⑬ 非常用	3	0	0	0	0	0	0	3	1.2
	⑭ 検査用	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小計	9	3	0	2	0	1	1	16	6.5
計		84	41	31	51	18	16	6	247	100
構成比(%)		34.0	16.6	12.6	20.6	7.3	6.5	2.4	100	

## (3) 購入時期

対象備品の購入時期をみると、平成23年度が85件（34.4%）と最も多くなっているが、これは、酒田光陵高等学校の平成24年度開校に備えた同校の実習用を購入したこと及び、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線のモニタリング等のため、試験研究検査機関の検査用を購入したことが主な要因となっている。

次いで、平成21年度が79件（32.0%）と多くなっているが、これは、国の交付金や補助金を活用し、教育機関における実習用並びに試験研究検査機関における試験研究用及び検査用の購入が増えたことによるものである。

(表3) 購入時期

単位：件

使用機関	用途	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	計	
							構成比 (%)	
教育機関	① 実習用	4	15	3	42	6	70	28.3
	② その他	0	0	0	1	0	1	0.4
	小計	4	15	3	43	6	71	28.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	10	34	10	14	9	77	31.1
	④ 検査用	3	19	4	22	5	53	21.5
	⑤ その他	0	0	1	0	0	1	0.4
	小計	13	53	15	36	14	131	53.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	1	3	3	2	3	12	4.9
	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施設設備	0	0	0	0	1	1	0.4
	小計	1	4	3	2	4	14	5.7
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	3	1	6	1	1	12	4.9
	⑩ 施設設備	0	1	1	1	0	3	1.2
	小計	3	2	7	2	1	15	6.1
その他の機関	⑪ 特定業務用	0	3	3	0	3	9	3.7
	⑫ 特定事務用	0	2	1	0	0	3	1.2
	⑬ 非常用	0	0	1	2	0	3	1.2
	⑭ 検査用	0	0	0	0	1	1	0.4
	小計	0	5	5	2	4	16	6.5
計		21	79	33	85	29	247	100
構成比 (%)		8.5	32.0	13.4	34.4	11.7	100	



## (4) 新規購入と更新

対象備品について新規購入と既存対象備品からの買換えである更新との区分をみると、新規購入が96件（38.9%）、更新が151件（61.1%）となっている。

このうち、試験研究検査機関においては、購入件数131件のうち、新規購入が57件（43.5%）、更新が74件（56.5%）で、新規購入の割合が比較的高くなっている。

(表4) 新規購入・更新

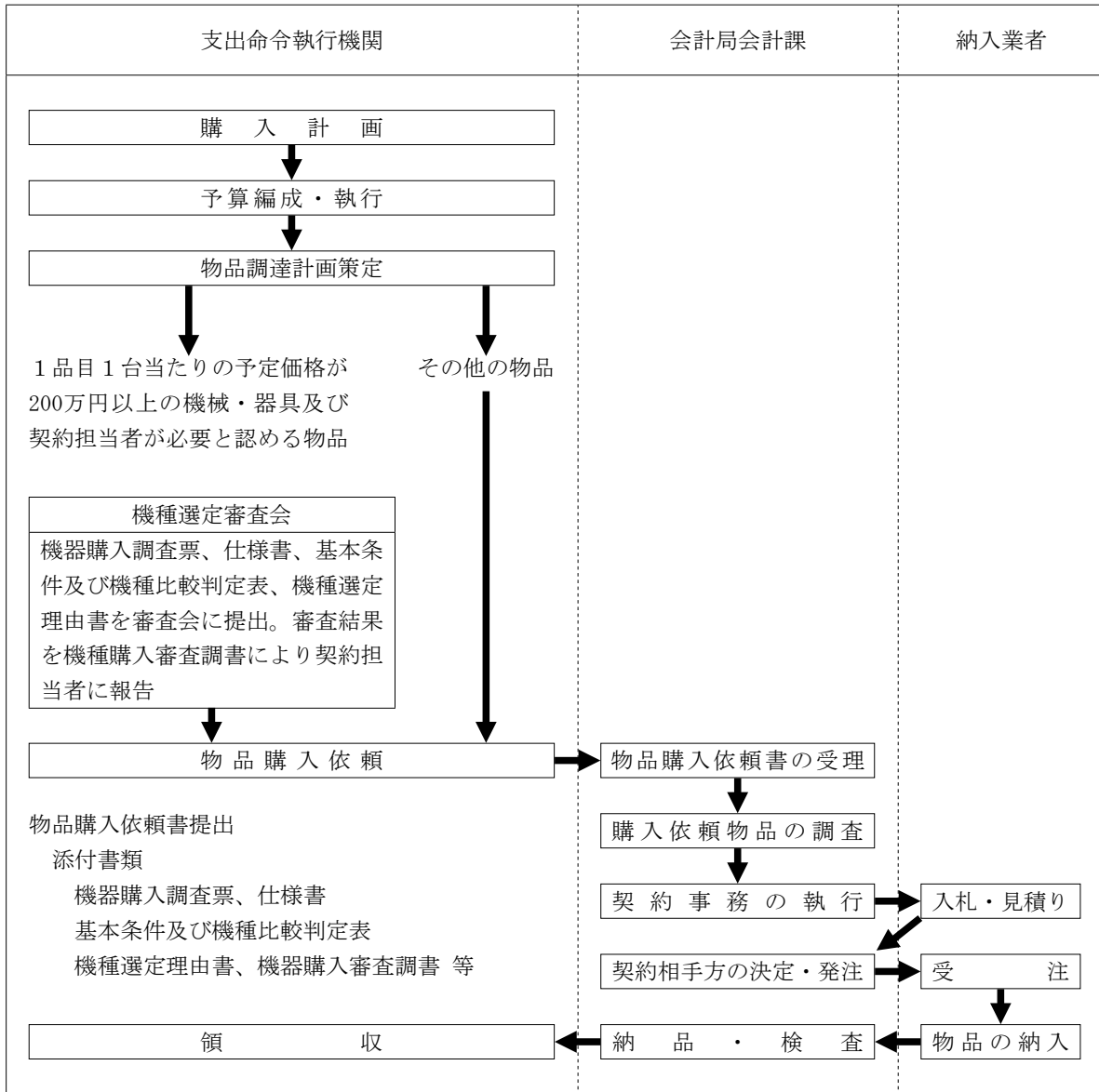
単位：件

使用機関	用 途	新 規	更 新	計	
					構成比 (%)
教 育 機 関	① 実 習 用	23	47	70	28.3
	② そ の 他	1	0	1	0.4
	小 計	24	47	71	28.7
	構成比(%)	33.8	66.2		
試 験 研 究 検 査 機 関	③ 試験研究用	36	41	77	31.1
	④ 検 査 用	21	32	53	21.5
	⑤ そ の 他	0	1	1	0.4
	小 計	57	74	131	53.0
	構成比(%)	43.5	56.5		
医 療 ・ 福 祉 機 関	⑥ 医 療 用	2	10	12	4.9
	⑦ 特定業務用	0	1	1	0.4
	⑧ 施 設 設 備	0	1	1	0.4
	小 計	2	12	14	5.7
	構成比(%)	14.3	85.7		
公 の 施 設 (医 療 ・ 福 祉 機 関 を 除 く)	⑨ 特定業務用	3	9	12	4.9
	⑩ 施 設 設 備	3	0	3	1.2
	小 計	6	9	15	6.1
	構成比(%)	40.0	60.0		
そ の 他 の 機 関	⑪ 特定業務用	3	6	9	3.7
	⑫ 特定事務用	1	2	3	1.2
	⑬ 非 常 用	3	0	3	1.2
	⑭ 検 査 用	0	1	1	0.4
	小 計	7	9	16	6.5
構成比(%)	43.7	56.3			
計		96	151	247	
構成比(%)		38.9	61.1		100

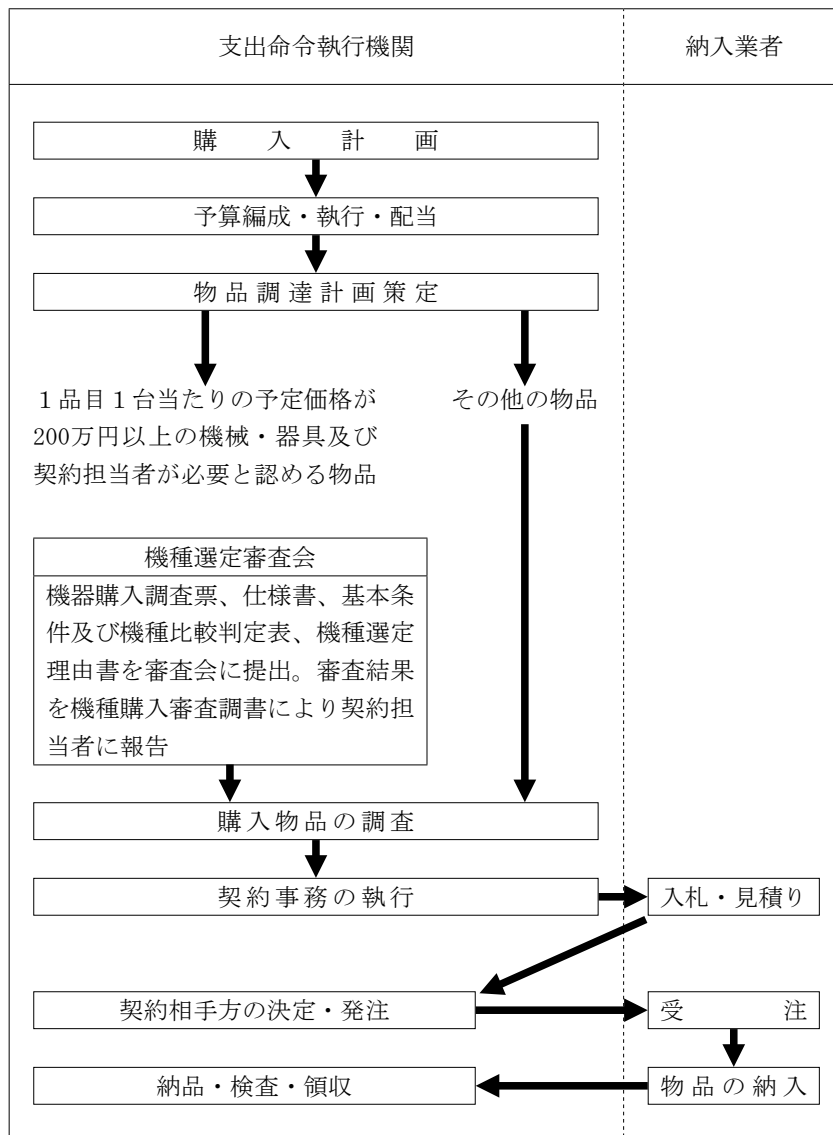
2 対象備品の購入状況

(1) 指定物品の購入手続き制度（基本的流れ）

本庁における購入手続き



総合支庁における購入手続き



(2) 購入の目的や必要性は整理されているか

購入の目的・必要性が政策目的との関連性を踏まえて整理されているか、政策目的の整理状況について確認を行ったところ、政策目的の整理は4機関（13.3%）21備品（8.5%）に留まっている。

一方、事務事業レベルといえる購入の目的・必要性については、247件全てにおいて整理されている。

購入の目的・必要性の整理の内容をみると、法令や教育計画、施設の設置目的などから「当然整備しなければならないもの」（※1参照）が150件（60.7%）と最も多くなっており、次いで「試験研究テーマに基づき必要とされるもの」（※2参照）が71件（28.8%）、「業務の効率化を図るため必要とされるもの」（※3参照）が21件（8.5%）、「緊急時の業務継続のため必要とされるもの」（※4参照）が3件（1.2%）などとなっている。

(表5) 購入の目的・必要性

単位：件

使用機関	用途	当然整備しなければならないもの ※1	試験研究テーマに基づき必要とされるもの ※2	業務の効率化を図るため必要とされるもの ※3	緊急時の業務継続のため必要とされるもの ※4	その他	計	
								構成比 (%)
教育機関	① 実習用	69	0	1	0	0	70	28.3
	② その他	0	0	1	0	0	1	0.4
	小計	69	0	2	0	0	71	28.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	1	69	7	0	0	77	31.1
	④ 検査用	51	2	0	0	0	53	21.5
	⑤ その他	0	0	1	0	0	1	0.4
	小計	52	71	8	0	0	131	53.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	12	4.9
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	0.4
	小計	14	0	0	0	0	14	5.7
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	9	0	2	0	1	12	4.9
	⑩ 施設設備	3	0	0	0	0	3	1.2
	小計	12	0	2	0	1	15	6.1
その他の機関	⑪ 特定業務用	2	0	6	0	1	9	3.7
	⑫ 特定事務用	0	0	3	0	0	3	1.2
	⑬ 非常用	0	0	0	3	0	3	1.2
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	1	0.4
	小計	3	0	9	3	1	16	6.5
計		150	71	21	3	2	247	100
構成比 (%)		60.7	28.8	8.5	1.2	0.8	100	

※1 大気汚染防止法に基づく監視機器など法律で義務付けられているもの、高等学校における実習用機械など教育計画に基づき使用するもの、医療・検査機関における検査機器など

※2 企業からの受託研究に用いる試験研究機械、県単独の研究に用いる試験研究機械など

※3 電算システム、フォークリフト、農機具など

※4 緊急時の業務継続に必要な非常用発電機

(2)－2 更新において必要性は整理されているか

① 更新対象備品の使用期間

更新用として購入された151件（P7表4）について、更新対象備品の使用期間の確認を行った。

更新対象備品の使用期間については、「11～15年」が38件（25.2%）と最も多くなっており、次いで「16～20年」が29件（19.2%）、「6～10年」が22件（14.6%）、「36～40年」が21件（13.9%）となっている。

11年以上使用されているものが127件（84.1%）となっているのに対し、5年以内のものが2件（1.3%）認められた。

使用機関別にみると、試験研究検査機関及び医療・福祉機関においては、20年以内のものが、それぞれ56件（75.7%）、11件（91.7%）となっている。一方、教育機関では、20年以内のものが12件（25.5%）になっているのに対し、31年以上のものが31件（66.0%）になっている。

(表6) 更新対象備品の使用期間

単位：件

使用機関	用途	1～5年	6～10年	11～15年	16～20年	21～25年	26～30年	31～35年	36～40年	41年以上	計	
											構成比(%)	
教育機関	① 実習用	0	5	3	4	3	1	1	20	10	47	31.1
	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	5	3	4	3	1	1	20	10	47	31.1
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	0	3	19	9	1	6	2	1	0	41	27.1
	④ 検査用	0	10	6	8	5	3	0	0	0	32	21.2
	⑤ その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.7
	小計	0	13	26	17	6	9	2	1	0	74	49.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	0	2	5	2	1	0	0	0	0	10	6.5
	⑦ 特定業務用	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.7
	⑧ 施設設備	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.7
	小計	0	2	6	3	1	0	0	0	0	12	7.9
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	1	1	3	0	4	0	0	0	9	6.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	1	1	3	0	4	0	0	0	9	6.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	0	1	2	2	1	0	0	0	0	6	4.0
	⑫ 特定事務用	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.3
	⑬ 非常用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑭ 検査用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.7
	小計	2	1	2	2	2	0	0	0	0	9	6.0
計		2	22	38	29	12	14	3	21	10	151	100
構成比(%)		1.3	14.6	25.2	19.2	7.9	9.3	2.0	13.9	6.6	100	

② 更新する必要性の整理

更新用として購入された151件について、更新を必要とする理由の整理状況の確認を行ったところ、全ての対象備品において整理が行われていた。

更新を必要とする理由をみると、「部品の供給停止による故障発生時の対応困難」が84件（55.6%）と最も多くなっており、次いで「老朽化に伴う支障発生」（※1参照）が39件（25.8%）、「陳腐化による機能不足」（※2参照）が11件（7.3%）、「使用不能」が11件（7.3%）、「保守・保証期間切れ」が5件（3.3%）となっている。

更新を必要とする理由の構成割合について使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関において、試験研究用で「陳腐化による機能不足」の割合が、また、検査用で「老朽化に伴う支障発生」の割合が、他に比べて高くなっている。

（表7）更新する必要性

単位：件

使用機関	用途	部品の供給停止による故障発生時の対応困難	老朽化に伴う支障発生 ※1	陳腐化による機能不足 ※2	使用不能	保守・保証期間切れ	制度改正	計	
									構成比 (%)
教育機関	① 実習用	29	9	4	2	3	0	47	31.1
	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	29	9	4	2	3	0	47	31.1
試験研究検査機関	③ 試験研究用	22	8	6	4	1	0	41	27.1
	④ 検査用	17	14	1	0	0	0	32	21.2
	⑤ その他	0	1	0	0	0	0	1	0.7
	小計	39	23	7	4	1	0	74	49.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	6	4	0	0	0	0	10	6.5
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	1	0.7
	⑧ 施設設備	0	1	0	0	0	0	1	0.7
	小計	7	5	0	0	0	0	12	7.9
公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨ 特定業務用	4	1	0	4	0	0	9	6.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	4	1	0	4	0	0	9	6.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	4	1	0	1	0	0	6	4.0
	⑫ 特定事務用	0	0	0	0	1	1	2	1.3
	⑬ 非常用	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	1	0.7
	小計	5	1	0	1	1	1	9	6.0
計		84	39	11	11	5	1	151	100
構成比 (%)		55.6	25.8	7.3	7.3	3.3	0.7	100	

※1 継続して使用できるものの、使用や経年により何らかの支障が生じているもの

(例) 異音が発生する電動手術台、調整に時間を要する検査機器 など

※2 技術革新や社会情勢の変化により求められる機能の高度化に対応できず、使用できなかったもの

(例) ① 法令が求めるレベルでの検査を行うことができず、検査を外注せざるを得なかった検査機器

② 民間企業が求めるニーズに対応できなくなった加工機器・検査機器

使用期間（P11表6）と更新する必要性（P12表7）との関係を見ると、使用期間が「1～5年」の2件は、パソコンシステムを安全に運用するためメーカーの保証期間（5年）内に更新しているもの及び、国の制度改正に伴い更新せざるを得なくなったものである。

メーカーの保守・保証期間切れによる更新については、「6～10年」のものでも2件認められた。

（表8）使用期間と更新する必要性

単位：件

使用期間	部品の供給停止による故障発生時の対応困難	老朽化に伴う支障発生 ※1	陳腐化による機能不足 ※2	使用不能	保守・保証期間切れ	制度改正	計	
								構成比 (%)
1～5年	0	0	0	0	1	1	2	1.3
6～10年	5	12	2	1	2	0	22	14.6
11～15年	24	9	2	3	0	0	38	25.2
16～20年	16	7	2	4	1	0	30	19.9
21～25年	5	3	3	0	1	0	12	7.9
26～30年	8	3	1	2	0	0	14	9.3
31～35年	2	1	0	0	0	0	3	2.0
36～40年	20	0	1	0	0	0	21	13.9
41年以上	4	4	0	1	0	0	9	5.9
計	84	39	11	11	5	1	151	100
構成比 (%)	55.6	25.8	7.3	7.3	3.3	0.7	100	

※1 P12表7参照

※2 P12表7参照

③ 修理と更新におけるコストの比較

更新用として購入された151件について、更新対象備品を修理して使い続ける場合と新たな機器に更新する場合のコストの比較を行っているか、確認を行った。

前記「② 更新する必要性の整理」で述べた更新を必要とする理由のうち、「部品の供給停止による故障発生時の対応困難」、「陳腐化による機能不足」、「使用不能」、「保守・保証期間切れ」及び「制度改正」を理由とするものについては、もともと修理する選択肢が無いことから、「老朽化に伴う支障発生」を理由とする39件に限定してコストの比較を行っているかみると、「コストの比較を行っている」が10件（25.6%）、「コストの比較を行っていない」が29件（74.4%）となっている。

また、使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用と医療・福祉機関の特定業務用などでは、全てコストの比較が行われていなかった。

（表9）修理と更新のコストの比較（「更新」のうち「老朽化に伴う支障発生」について） 単位：件

使用機関	用途	コストの比較を行っている	コストの比較を行っていない	計	コストの比較を行っているものの割合 (%)
教育機関	① 実習用	3	6	9	33.3
	② その他	0	0	0	0.0
	小計	3	6	9	33.3
試験研究検査機関	③ 試験研究用	5	3	8	62.5
	④ 検査用	0	14	14	0.0
	⑤ その他	1	0	1	100.0
	小計	6	17	23	26.1
医療・福祉機関	⑥ 医療用	0	0	0	0.0
	⑦ 特定業務用	0	4	4	0.0
	⑧ 施設設備	0	1	1	0.0
	小計	0	5	5	0.0
公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	1	1	0.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0.0
	小計	0	1	1	0.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	1	0	1	100.0
	⑫ 特定事務用	0	0	0	0.0
	⑬ 非常用	0	0	0	0.0
	⑭ 検査用	0	0	0	0.0
	小計	1	0	1	100.0
計		10	29	39	25.6
構成比 (%)		25.6	74.4	100	



## (3) 利用目標は設定されているか

## ① 数値目標の設定

評価指標となる利用日数や利用回数などの数値目標の設定状況及び、数値目標を設定しない場合におけるその理由について確認を行った。

数値目標の設定状況については、「設定している」が38件（15.4%）、「設定していない」が209件（84.6%）となっている。

数値目標を設定していない209件について、設定しない理由をみると、「ア 教育計画に基づき使用するため」が64件（30.6%）で最も多くなっており、次いで「イ 常時使用するため」が43件（20.6%）、「ウ 行政需要に応じて使用するため」が38件（18.2%）、「エ 試験研究に使用するため」が37件（17.7%）、「オ 相手方の需要に応じて使用するため」が27件（12.9%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、「設定している」は試験研究検査機関の試験研究用で多くなっている。「設定していない」のうち、「イ 常時使用するため」や「ウ 行政需要に応じて使用するため」を理由とするものは、試験研究検査機関の検査用で多くなっている。

また、購入の目的・必要性との関係をみると、「当然整備しなければならないもの」について、設定していないものが多くなっている。

(表10) 数値目標の設定状況

単位：件

使用機関	用途	設定している	設定していない					計	設定しているものの割合(%)	
			ア	イ	ウ	エ	オ			
教育機関	① 実習用	3	67	64	0	0	3	0	70	4.3
	② その他	0	1	0	1	0	0	0	1	0.0
	小計	3	68	64	1	0	3	0	71	4.3
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	30	47	0	1	11	34	1	77	39.0
	④ 検査用	1	52	0	31	19	0	2	53	1.9
	⑤ その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0.0
	小計	31	100	0	32	31	34	3	131	23.7
医療・福祉機関	⑥ 医療用	0	12	0	0	0	0	12	12	0.0
	⑦ 特定業務用	0	1	0	1	0	0	0	1	0.0
	⑧ 施設設備	0	1	0	1	0	0	0	1	0.0
	小計	0	14	0	2	0	0	12	14	0.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	1	11	0	2	0	0	9	12	8.3
	⑩ 施設設備	0	3	0	3	0	0	0	3	0.0
	小計	1	14	0	5	0	0	9	15	6.7
その他の機関	⑪ 特定業務用	2	7	0	0	4	0	3	9	22.2
	⑫ 特定事務用	0	3	0	3	0	0	0	3	0.0
	⑬ 非常用	0	3	0	0	3	0	0	3	0.0
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	3	13	0	3	7	0	3	16	18.8
計		38	209	64	43	38	37	27	247	15.4
構成比(%)		15.4	84.6	30.6	20.6	18.2	17.7	12.9	100	

ア 教育計画に基づき使用するため

イ 常時使用するため

ウ 行政需要（行政検査、除雪等）に応じて使用するため

エ 試験研究に使用するため

オ 相手方の需要（医療需要、検査依頼等）に応じて使用するため

(表11) 数値目標の設定と購入の目的・必要性

単位：件

数値目標 設定の有無	購入の目的・必要性					計	
	当然整備しなければならぬもの	試験研究テーマに基づき必要とされるもの	業務の効率化を図るため必要とされるもの	緊急時の業務継続のため必要とされるもの	その他		構成比(%)
設定している	5	30	2	0	1	38	15.4
設定していない	145	41	19	3	1	209	84.6
計	150	71	21	3	2	247	100
構成比(%)	60.7	28.8	8.5	1.2	0.8	100	

② 数値目標以外の目標の設定

数値目標を設定しない場合において、数値目標に代わるものとして、他の目標を設定しているか確認を行った。

数値目標を設定していない209件（P16表10）のうち、「設定している」が174件（83.3%）、「設定していない」が35件（16.7%）となっている。

設定している174件について、設定している内容を見ると、「導入目的の達成」（※1参照）が130件（74.7%）と最も多くなっており、次いで「政策目標の達成」（※2参照）が31件（17.8%）、「事業・計画の達成」（※3参照）が13件（7.5%）となっている。

また、設定していない35件について設定していない理由をみると、「毎日の定型的業務に使用」、「授業のカリキュラムで使用」、「使用方法が法律で特定」などとなっている。

（表12）数値目標以外の目標の設定状況

単位：件

使用機関	用途	設定している				設定していない	計	設定しているものの割合 (%)
		導入目的の達成 ※1	政策目標の達成 ※2	事業・計画の達成 ※3				
教育機関	① 実習用	49	49	0	0	18	67	73.1
	② その他	1	1	0	0	0	1	100.0
	小計	50	50	0	0	18	68	73.5
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	43	23	8	12	4	47	91.5
	④ 検査用	50	34	16	0	2	52	96.2
	⑤ その他	1	1	0	0	0	1	100.0
	小計	94	58	24	12	6	100	94.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	10	2	0	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	1	0	1	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	1	0	0	1	100.0
	小計	14	10	4	0	0	14	100.0
公の施設 （医療・福祉 機関を除く）	⑨ 特定業務用	4	4	0	0	7	11	36.4
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	3	3	0.0
	小計	4	4	0	0	10	14	28.6
その他の機関	⑪ 特定業務用	6	3	2	1	1	7	85.7
	⑫ 特定事務用	3	3	0	0	0	3	100.0
	⑬ 非常用	3	2	1	0	0	3	100.0
	⑭ 検査用	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	12	8	3	1	1	13	92.3
計		174	130	31	13	35	209	83.3
	構成比 (%)	83.3	74.7	17.8	7.5	16.7	100	

※1 医療機器における医療行為等での利用や検査機器における検査業務での利用など、当該備品の導入目的にかなった利用を行うことを目標としたもの

※2 県内企業の支援、県民の健康維持など最終的な政策目標を実現することを目標としたもの

※3 検査機器における研究事業の達成や除雪機による除雪計画の達成など、事業・計画を達成することを目標としたもの

## (4) 必要な機能の設定は適切に行われているか

## ① 目的に照らした必要な機能の設定

購入手続きに当たって、購入目的に照らして必要な機能を設定しているか、必要な機能が複数ある場合は優先順位を設定しているか、確認を行った。

必要な機能の設定については、当然のことながら、全ての対象備品において、必要な機能が設定されている。

また、必要な機能が複数ある場合の優先順位の設定については、「設定している」が163件（66.0%）、「設定していない」が84件（34.0%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、教育機関の実習用で、優先順位を「設定していない」ものの割合が高くなっている。

(表13) 必要な機能の優先順位の設定

単位：件

使用機関	用途	設定している	設定していない	計	設定しているものの割合(%)
教育機関	① 実習用	11	59	70	15.7
	② その他	1	0	1	100.0
	小計	12	59	71	16.9
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	68	9	77	88.3
	④ 検査用	48	5	53	90.6
	⑤ その他	1	0	1	100.0
	小計	117	14	131	89.3
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	1	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	1	100.0
	小計	14	0	14	100.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	8	4	12	66.7
	⑩ 施設設備	3	0	3	100.0
	小計	11	4	15	73.3
その他の機関	⑪ 特定業務用	5	4	9	55.6
	⑫ 特定事務用	2	1	3	66.7
	⑬ 非常用	1	2	3	33.3
	⑭ 検査用	1	0	1	100.0
	小計	9	7	16	56.3
計		163	84	247	66.0
構成比(%)		66.0	34.0	100	

② 候補機種の選定数

購入手続きに当たって候補機種を複数選定しているか確認を行った。

全247件のうち、「複数選定している」が224件（90.7%）、「複数選定していない」が23件（9.3%）となっている。

また、複数選定しているものについては、3機種選定しているとするものが最も多くなっている。

複数選定していない23件について、選定していない理由をみると、「ア 仕様を満たすものが1機種のみ」が11件（47.8%）と最も多くなっており、次いで「イ 既存システム設備との関係」が8件（34.8%）、「ウ 必要な機能で仕様書を作成」が4件（17.4%）となっている。

（表14）候補機種の選定数

単位：件

使用機関	用途	複数選定している							複数選定していない			計	複数選定しているものの割合 (%)	
		候補機種の選定数							理由					
		2	3	4	5	6	7	ア	イ	ウ				
教育機関	① 実習用	62	39	20	2	0	1	0	8	4	1	3	70	88.6
	② その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	63	40	20	2	0	1	0	8	4	1	3	71	88.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	73	16	45	10	2	0	0	4	3	1	0	77	94.8
	④ 検査用	51	12	23	12	2	1	1	2	2	0	0	53	96.2
	⑤ その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	125	28	69	22	4	1	1	6	5	1	0	131	95.4
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	14	6	5	2	1	0	0	0	0	0	0	14	100.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	9	4	5	0	0	0	0	3	0	3	0	12	75.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3	0.0
	小計	9	4	5	0	0	0	0	6	0	6	0	15	60.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	7	1	5	1	0	0	0	2	2	0	0	9	77.8
	⑫ 特定事務用	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	66.7
	⑬ 非常用	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	100.0
	⑭ 検査用	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	3	7	1	2	0	0	3	2	0	1	16	81.3
計		224	81	106	27	7	2	1	23	11	8	4	247	90.7
構成比 (%)		90.7	36.1	47.3	12.1	3.1	0.9	0.5	9.3	47.8	34.8	17.4	100	

ア 仕様を満たすものが1機種のみ

イ 既存システム設備との関係

ウ 必要な機能で仕様書を作成

(5) ライフサイクルコストなど、幅広いコストの検討は行われているか

① コストの計算

購入手続きに当たって、付属品を含めたコストの計算が行われているか、ランニングコストが計算されているか、修繕・点検・メンテナンス費用を計算しているか、処分費用を計算しているか、確認を行った。

(i) 付属品を含めたコストの計算

付属品を含めたコスト計算については、付属品がなかったものを除いて、全ての対象備品で計算されている。

(ii) ランニングコストの計算

ランニングコストの計算については、全247件のうち、「計算している」が115件（46.6%）、「計算していない」が132件（53.4%）となっている。

計算していない132件について、計算していない理由をみると、「ア 使用期間が設定されていない」が89件（67.4%）、「イ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」が13件（9.8%）、「ウ ランニングコストが発生しない・ランニングコストがほとんど発生しない」が12件（9.1%）、その他「エ 購入価格のみ計算している」、「オ 機種によって大きな相違がない」などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用及び医療・福祉機関の医療用で「計算している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「計算していない」ものの割合が高くなっている。

「ウ ランニングコストが発生しない・ランニングコストがほとんど発生しない」及び「オ 機種によって大きな相違がない」は、実質的にランニングコストを計算していると捉えることができるが、「ア 使用期間が設定されていない」はコストの計算が入り口で困難となっているものであり、使用期間を設定していないことが課題となっている。

(表15) ランニングコストの計算

単位：件

使用機関	用途	計算している	計算していない					計	計算しているものの割合(%)	
			ア	イ	ウ	エ	オ			
教育機関	① 実習用	12	58	51	3	4	0	0	70	17.1
	② その他	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	58	51	3	4	0	0	71	18.3
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	42	35	30	0	2	3	0	77	54.5
	④ 検査用	43	10	1	5	1	3	0	53	81.1
	⑤ その他	0	1	0	0	0	1	0	1	0.0
	小計	85	46	31	5	3	7	0	131	64.9
医療・福祉機関	⑥ 医療用	11	1	0	1	0	0	0	12	91.7
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	1	0	1	0	0	0	14	92.9
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	1	11	4	4	0	0	3	12	8.3
	⑩ 施設設備	0	3	0	0	3	0	0	3	0.0
	小計	1	14	4	4	3	0	3	15	6.7
その他の機関	⑪ 特定業務用	2	7	2	0	2	1	2	9	22.2
	⑫ 特定事務用	1	2	1	0	0	1	0	3	33.3
	⑬ 非常用	0	3	0	0	0	2	1	3	0.0
	⑭ 検査用	0	1	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	3	13	3	0	2	4	4	16	18.8
計		115	132	89	13	12	11	7	247	46.6
構成比(%)		46.6	53.4	67.4	9.8	9.1	8.3	5.4	100	

ア 使用期間が設定されていない

イ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない

ウ ランニングコストが発生しない・ほとんど発生しない

エ 購入価格のみ計算している

オ 機種によって大きな相違がない

(iii) 修繕・点検・メンテナンス費用の計算

修繕・点検・メンテナンス費用を計算しているかについては、全247件のうち、「計算している」が116件(47.0%)、「計算していない」が131件(53.0%)となっている。

計算していない131件について、計算していない理由をみると、「ア 修繕はその都度行うため予め計算するのは困難」が86件(65.6%)、「イ 自前で点検・メンテナンスを実施」が21件(16.0%)、その他「ウ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」、「エ メンテナンスフリー」、「オ 予算がつかない」、「カ 指定管理者が委託料の範囲内で対応」となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用及び医療・福祉機関の医療用で「計算している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「計算していない」ものの割合が高くなっている。

「ウ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」、「オ 予算がつかない」、「カ 指定管理者が委託料の範囲内で対応」を理由に検討を行わないことは、コスト意識が希薄であることの表れと考えられる。

突発的な故障による修繕を予め想定し、算定することは困難であるが、業者から故障発生率などをヒアリングし、勘案していくことも重要である。

（表16）修繕・点検・メンテナンス費用の計算

単位：件

使用機関	用途	計算している	計算していない						計	計算しているものの割合(%)	
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ			
教育機関	① 実習用	12	58	50	1	2	2	3	0	70	17.1
	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	58	50	1	2	2	3	0	71	18.3
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	46	31	10	19	0	2	0	0	77	59.7
	④ 検査用	24	29	25	1	3	0	0	0	53	45.3
	⑤ その他	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0.0
	小計	70	61	36	20	3	2	0	0	131	53.4
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	0	0	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	14	0	0	0	0	0	0	0	14	100.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	6	6	0	0	4	0	0	2	12	50.0
	⑩ 施設設備	0	3	0	0	0	3	0	0	3	0.0
	小計	6	9	0	0	4	3	0	2	15	40.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	7	2	0	0	0	0	1	1	9	77.8
	⑫ 特定事務用	3	0	0	0	0	0	0	0	3	100.0
	⑬ 非常用	2	1	0	0	0	0	1	0	3	66.7
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	3	0	0	0	0	2	1	16	81.3
計		116	131	86	21	9	7	5	3	247	47.0
構成比(%)		47.0	53.0	65.6	16.0	6.9	5.4	3.8	2.3	100	

- ア 修繕はその都度行うため予め計算するのは困難
- イ 自前で点検・メンテナンスを実施
- ウ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない
- エ メンテナンスフリー
- オ 予算が見つからない
- カ 指定管理者が委託料の範囲内で対応



(iv) 処分費用の計算

処分費用を計算しているかについては、全247件のうち、「計算している」が108件（43.7%）、「計算していない」が139件（56.3%）となっている。

計算していない139件について、計算していない理由をみると、「ア 処分の必要が生じた時点で計算」が64件（46.0%）、「イ 処分費用に差がない」が45件（32.4%）、「ウ 処分費用がかかっても必要」が15件（10.8%）、その他「エ 処分費用が高額ではない」、「オ 建物と一体的に処分予定」、「カ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」、「キ 指定管理者が負担する」となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用及び医療・福祉機関の医療用で「計算している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「計算していない」ものの割合が高くなっている。

全ての指定物品について必要とは言えないが、少なくない指定物品が処分のための予算を確保できず、使用されないまま放置されている実態を踏まえれば、予め処分に多額の経費を要するか検討を行い、必要に応じ処分費用を想定していくことは重要である。

(表17) 処分費用の計算

単位：件

使用機関	用途	計算している	計算していない								計	計算しているものの割合(%)
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ			
教育機関	① 実習用	14	56	9	44	0	1	2	0	0	70	20.0
	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	15	56	9	44	0	1	2	0	0	71	21.1
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	38	39	37	0	0	2	0	0	0	77	49.4
	④ 検査用	32	21	3	0	14	0	0	4	0	53	60.4
	⑤ その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0
	小計	70	61	41	0	14	2	0	4	0	131	53.4
医療・福祉機関	⑥ 医療用	11	1	0	0	1	0	0	0	0	12	91.7
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	1	0	0	1	0	0	0	0	14	92.9
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	4	8	7	0	0	0	0	0	1	12	33.3
	⑩ 施設設備	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3	0.0
	小計	4	11	7	0	0	0	3	0	1	15	26.7
その他の機関	⑪ 特定業務用	6	3	3	0	0	0	0	0	0	9	66.7
	⑫ 特定事務用	0	3	2	0	0	1	0	0	0	3	0.0
	⑬ 非常用	0	3	2	1	0	0	0	0	0	3	0.0
	⑭ 検査用	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
	小計	6	10	7	1	0	2	0	0	0	16	37.5
計		108	139	64	45	15	5	5	4	1	247	43.7
構成比(%)		43.7	56.3	46.0	32.4	10.8	3.6	3.6	2.9	0.7	100	

ア 処分の必要が生じた時点で計算

イ 処分費用に差がない

ウ 処分費用がかかっても必要

エ 処分費用が高額ではない

オ 建物と一体的に処分予定

カ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない。

キ 指定管理者が負担する

② コストの比較検討

購入手続きに当たって候補機種ごとのコスト比較検討が行われているか、確認を行った。

全247件のうち、「検討している」が223件（90.3%）、「検討していない」が24件（9.7%）となっている。

検討していない24件について、検討していない理由をみると、「候補機種が1機種」が23件（95.8%）、「性能で比較」が1件（4.2%）となっている。

コストの比較検討については、候補機種が1機種しかないことが障害となっており、制度として候補機種の選定方法を適切なものとする必要がある。

また、実施されているコストの比較検討そのものが、部品等を含めた購入価格のみの比較検討に留まっており、ライフサイクルコストに対する理解の促進が課題となっている。

（表18）コストの比較検討

単位：件

使用機関	用途	検討している	検討していない			計	検討しているものの割合 (%)
			候補機種が1機種	性能で比較			
教育機関	① 実習用	62	8	8	0	70	88.6
	② その他	1	0	0	0	1	100.0
	小計	63	8	8	0	71	88.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	73	4	4	0	77	94.8
	④ 検査用	51	2	2	0	53	96.2
	⑤ その他	1	0	0	0	1	100.0
	小計	125	6	6	0	131	95.4
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	0	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	1	100.0
	小計	14	0	0	0	14	100.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	9	3	3	0	12	75.0
	⑩ 施設設備	0	3	3	0	3	0.0
	小計	9	6	6	0	15	60.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	6	3	2	1	9	66.7
	⑫ 特定事務用	2	1	1	0	3	66.7
	⑬ 非常用	3	0	0	0	3	100.0
	⑭ 検査用	1	0	0	0	1	100.0
	小計	12	4	3	1	16	75.0
計		223	24	23	1	247	90.3
構成比 (%)		90.3	9.7	95.8	4.2	100	

## (6) 購入と賃貸借の比較など、導入方法の検討は行われているか

購入手続きに当たって、購入と賃貸借との比較検討を行っているか、備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討を行っているか、確認を行った。

## ① 購入と賃貸借との比較検討

購入と賃貸借との比較検討については、全247件のうち、「検討している」が67件（27.1%）、「検討していない」が180件（72.9%）となっている。

検討していない180件について、検討していない理由をみると、「制度上購入しかない」が56件（31.1%）と最も多くなっており、次いで「賃貸借が困難」が34件（19.0%）、「過去の事例から購入の方が安価」が31件（17.2%）、「長期の使用期間を想定していることから購入の方が安価」が22件（12.2%）、「使用期間を設定していないことからコスト比較が困難」が20件（11.1%）などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用、その他の機関の特定業務用で「検討している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「検討していない」ものの割合が高くなっている。また、試験研究検査機関の検査用、公の施設の特定業務用などでは、全ての対象備品において検討されていない。

補助事業を活用した購入で賃借料が補助対象にならない場合や賃貸が困難な場合は、購入と賃貸借との比較検討は不要となるが、それ以外の場合は、積極的に比較検討を行うべきと考える。

(表19) 購入と賃貸借の比較検討

単位：件

使用機関	用途	検討している	検討していない									計	検討しているものの割合(%)
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク			
教育機関	① 実習用	13	57	48	2	0	0	1	6	0	0	70	18.6
	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	14	57	48	2	0	0	1	6	0	0	71	19.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	40	37	1	22	0	14	0	0	0	0	77	51.9
	④ 検査用	0	53	3	1	31	0	15	0	1	2	53	0.0
	⑤ その他	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.0
	小計	40	91	4	23	31	15	15	0	1	2	131	30.5
医療・福祉機関	⑥ 医療用	4	8	0	8	0	0	0	0	0	0	12	33.3
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	6	8	0	8	0	0	0	0	0	0	14	42.9
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	12	3	1	0	3	4	0	0	1	12	0.0
	⑩ 施設設備	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0.0
	小計	0	15	3	1	0	6	4	0	0	1	15	0.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	5	4	0	0	0	1	0	0	1	2	9	55.6
	⑫ 特定事務用	0	3	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0.0
	⑬ 非常用	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3	33.3
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	7	9	1	0	0	1	0	0	1	6	16	43.8
計		67	180	56	34	31	22	20	6	2	9	247	27.1
構成比(%)		27.1	72.9	31.1	19.0	17.2	12.2	11.1	3.3	1.1	5.0	100	

- ア 制度上購入しかない
- イ 賃貸借が困難
- ウ 過去の事例から購入の方が安価
- エ 長期の使用期間を想定していることから購入の方が安価
- オ 使用期間を設定していないことからコスト比較が困難
- カ 予算科目から制限
- キ 賃貸借にそぐわない
- ク その他

② 備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討

備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討については、全247件のうち、「検討している」が61件（24.7%）、「検討していない」が186件（75.3%）となっている。

検討していない186件について、検討していない理由をみると、「ア 維持管理経費がほとんど発生しない」が103件（55.4%）と最も多くなっており、次いで「イ 維持管理経費は委託料で予算措置」が34件（18.3%）、「ウ 指定管理者や委託業者が経費を負担」が9件（4.8%）、「エ 制度上購入しかない」が8件（4.3%）、「オ 保守管理経費は備品購入に含めるべきではない」が8件（4.3%）などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用で「検討している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「検討していない」ものの割合が高くなっている。また、試験研究検査機関の検査用などでは、全ての対象備品において検討されていない。

「イ 維持管理経費は委託料で予算措置」や「ウ 指定管理者や委託業者が経費を負担」、「オ 保守管理経費は備品購入に含めるべきではない」ことを理由に検討を行わないことは、コスト意識が希薄であることの表れと考えられる。

(表20) 備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討

単位：件

使用機関	用途	検討している	検討していない									計	検討しているものの割合(%)
			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク			
教育機関	① 実習用	9	61	52	0	0	3	0	6	0	0	70	12.9
	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	10	61	52	0	0	3	0	6	0	0	71	14.1
試験研究検査機関	③ 試験研究用	39	38	27	0	0	0	0	2	8	1	77	50.6
	④ 検査用	0	53	17	31	0	3	0	0	0	2	53	0.0
	⑤ その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0
	小計	39	92	45	31	0	3	0	2	8	3	131	29.8
医療・福祉機関	⑥ 医療用	3	9	0	0	0	1	8	0	0	0	12	25.0
	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	4	10	0	0	0	1	8	0	0	1	14	28.6
公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨ 特定業務用	3	9	0	2	7	0	0	0	0	0	12	25.0
	⑩ 施設設備	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0.0
	小計	3	12	3	2	7	0	0	0	0	0	15	20.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	4	5	3	0	0	0	0	0	0	2	9	44.4
	⑫ 特定事務用	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	3	33.3
	⑬ 非常用	0	3	0	0	1	0	0	0	0	2	3	0.0
	⑭ 検査用	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.0
	小計	5	11	3	1	2	1	0	0	0	4	16	31.3
計		61	186	103	34	9	8	8	8	8	8	247	24.7
構成比(%)		24.7	75.3	55.4	18.3	4.8	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	100	

- ア 維持管理経費がほとんど発生しない
- イ 維持管理経費は委託料で予算措置
- ウ 指定管理者や委託業者が経費を負担
- エ 制度上購入しかない
- オ 保守管理経費は備品購入に含めるべきではない
- カ 予算科目から制限
- キ アフターフォロー体制を計算し購入
- ク その他

(7) 共同利用等、効率的な利用方法の検討は行われているか

購入に当たって共同利用など効率的な利用方法の検討を行っているか、確認を行った。

全247件のうち、「検討している」が76件（30.8%）、「検討していない」が171件（69.2%）となっている。検討しているものについては、「現在検討を進めているもの」のほか、「既に共同利用を行っているもの」「一部に既存システムを活用しているもの」などがある。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関において検討しているものが多くなっている。

検討していない171件について、検討していない理由をみると、「ア 常時使用等の使用形態から困難」が76件（44.4%）と最も多くなっており、次いで「イ 教育計画に基づく実習に使用するため困難」が57件（33.3%）、「ウ 機器の特性から困難」が26件（15.2%）、「エ 共同利用の相手方がない」が10件（5.9%）などとなっている。

対象備品の利用について自らの機関内に限定して考えている例や、共同利用の対象機関を県機関に限定している例が認められた。

(表21) 共同利用等効率的な利用方法の検討

単位：件

使用機関	用途	検討している	検討していない					計	検討しているものの割合(%)	
			ア	イ	ウ	エ	オ			
教育機関	① 実習用	2	68	4	57	5	2	0	70	2.9
	② その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0.0
	小計	2	69	4	57	6	2	0	71	2.8
試験研究検査機関	③ 試験研究用	63	14	7	0	0	5	2	77	81.8
	④ 検査用	7	46	45	0	1	0	0	53	13.2
	⑤ その他	0	1	0	0	0	1	0	1	0.0
	小計	70	61	52	0	1	6	2	131	53.4
医療・福祉機関	⑥ 医療用	0	12	0	0	12	0	0	12	0.0
	⑦ 特定業務用	0	1	1	0	0	0	0	1	0.0
	⑧ 施設設備	0	1	1	0	0	0	0	1	0.0
	小計	0	14	2	0	12	0	0	14	0.0
公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	12	11	0	1	0	0	12	0.0
	⑩ 施設設備	0	3	0	0	3	0	0	3	0.0
	小計	0	15	11	0	4	0	0	15	0.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	1	8	4	0	2	2	0	9	11.1
	⑫ 特定事務用	1	2	1	0	1	0	0	3	33.3
	⑬ 非常用	1	2	2	0	0	0	0	3	33.3
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	4	12	7	0	3	2	0	16	25.0
計		76	171	76	57	26	10	2	247	30.8
構成比(%)		30.8	69.2	44.4	33.3	15.2	5.9	1.2	100	

ア 常時使用等の使用形態から困難

イ 教育計画に基づく実習に使用するため困難

ウ 機器の特性から困難

エ 共同利用の相手方がない

オ 共同利用の相手方が既に同様の備品を整備

(8) 契約手続きは適切か

＝物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施要綱に基づく手続き＝

本県では、指定物品のうち、1品目1台当たりの予定価格が200万円以上の機械・器具及び契約担当者が必要と認める物品（以下(8)において「審査会対象機器」という。）の購入に当たっては、「物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施要綱」（以下(8)において「要綱」という。）に基づき、機種選定（仕様の規定を含む。）を適正かつ公正に行うため、機種選定審査会（以下(8)において「審査会」という。）を設置し、その審査を経なければならない。

また、その際に、契約担当者は、審査会に対し、機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表、機種選定理由書を作成し提出するとともに、審査会は、審査の結果を、契約担当者に機器購入審査調書により報告しなければならない。

① 機種選定審査会の状況

審査会対象機器について審査会を設置しているか、審査会の委員の選考基準を設定しているか、審査会に外部の専門家を招聘しているか、確認を行った。

(i) 審査会の設置

審査会の設置については、審査会対象機器237件のうち、「設置している」が234件（98.7%）、「設置していない」が3件（1.3%）となっている。

設置していない3件は、いずれも要綱の解釈を誤り、審査会対象機器に該当しないと誤認していたものであり、不適切な取扱いと認められた。

(表22) 機種選定審査会の設置状況

単位：件

使用機関	用途	審査会対象機器			審査会 非該当	計	
		設置している	設置していない	小計			構成比(%)
教育機関	① 実習用	66	2	68	2	70	28.3
	② その他	1	0	1	0	1	0.4
	小計	67	2	69	2	71	28.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	77	0	77	0	77	31.1
	④ 検査用	53	0	53	0	53	21.5
	⑤ その他	1	0	1	0	1	0.4
	小計	131	0	131	0	131	53.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	12	0	12	4.9
	⑦ 特定業務用	0	0	0	1	1	0.4
	⑧ 施設設備	1	0	1	0	1	0.4
	小計	13	0	13	1	14	5.7
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	10	0	10	2	12	4.9
	⑩ 施設設備	0	0	0	3	3	1.2
	小計	10	0	10	5	15	6.1
その他の機関	⑪ 特定業務用	8	1	9	0	9	3.7
	⑫ 特定事務用	1	0	1	2	3	1.2
	⑬ 非常用	3	0	3	0	3	1.2
	⑭ 検査用	1	0	1	0	1	0.4
	小計	13	1	14	2	16	6.5
計		234	3	237	10	247	100
構成比(%)		98.7	1.3	100			

(ii) 審査会の委員の選考基準

審査会の委員の選考基準については、審査会を設置している234件のうち、「設定している」が203件（86.8%）、「設定していない」が31件（13.2%）となっている。

設定していない31件について、設定していない理由をみると、「指名業者選定審査会設置要領を準用」が21件（67.7%）、「部内の職員を充てている」が7件など（22.6%）となっている。

(表23) 機種選定審査会の委員の選考基準の設定状況

単位：件

使用機関	用途	設定している	設定していない			計	設定しているものの割合 (%)	
			指名業者選定審査会設置要領を準用	部内の職員を充てている	その他			
教育機関	① 実習用	66	0	0	0	66	100.0	
	② その他	1	0	0	0	1	100.0	
	小計	67	0	0	0	67	100.0	
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	53	24	20	4	77	68.8	
	④ 検査用	51	2	0	2	53	96.2	
	⑤ その他	1	0	0	0	1	100.0	
	小計	105	26	20	6	131	80.2	
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	0	0	12	100.0	
	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0	
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	1	100.0	
	小計	13	0	0	0	13	100.0	
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	9	1	1	0	10	90.0	
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0.0	
	小計	9	1	1	0	10	90.0	
その他の機関	⑪ 特定業務用	6	2	0	1	8	75.0	
	⑫ 特定事務用	1	0	0	0	1	100.0	
	⑬ 非常用	1	2	0	0	3	33.3	
	⑭ 検査用	1	0	0	0	1	100.0	
	小計	9	4	0	1	13	69.2	
計		203	31	21	7	3	234	86.8
構成比 (%)		86.8	13.2	67.7	22.6	9.7	100	

(iii) 外部の専門家の招聘

審査会に外部の専門家を招聘しているかについては、審査会を設置している234件全てについて招聘されていない。



## ② 審査会に提出する資料等の作成状況

審査会が設置されている234件について、契約担当者が審査会に提出する機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表、機種選定理由書が実際に作成されているか、確認を行った。

機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表は、ほぼ全てにおいて作成されているが、作成されていないものは、要綱の解釈誤りや「結果的に購入金額が200万円を上回った」ことを理由とするものであり、いずれも不適切な取扱いと認められた。

機種選定理由書については、97件（41.1%）で作成されていないが、そのうち96件は「機種を限定していない」ことを理由としており、合理的なものと認められたが、残りの1件については、「国により仕様が定められている」ことを理由とするものであり、不適切な取扱いと認められた。

また、審査会が契約担当者に報告する機種購入審査調書についても、ほぼ全てにおいて作成されているが、作成されていないものは、要綱の解釈誤りによるものであり、不適切な取扱いと認められた。

(表24) 機種購入調査票の作成状況

単位：件

作成している	作成していない	計
230	4	234

(表25) 仕様書の作成状況

単位：件

作成している	作成していない	計
233	1	234

(表26) 基本条件及び機種比較判定表の作成状況

単位：件

作成している	作成していない	計
232	2	234

(表27) 機種選定理由書の作成状況

単位：件

作成している	作成していない		計
	機種を限定していない	国により仕様が定められている	
137	97	96	234
構成比 (%)	58.5	41.5	100
		98.9	1.1

(表28) 機種購入審査調書の作成状況

単位：件

作成している	作成していない	計
232	2	234

③ 審査会における備品選定基準（評価基準）

審査会における備品選定基準（評価基準）が設定されているか、確認を行った。

審査会が設置されている234件のうち、「設定している」が51件（21.8%）、「設定していない」が183件（78.2%）となっている。

設定されている備品選定基準には、「物品の必要性、仕様（原則複数機種が適合するもの）、機種決定等の理由（原則3機種以上選定）」、「1機種限定の場合はその妥当性、複数機種該当の場合は必要最小限の仕様」などを明確にするよう記載されていた。

設定していない183件について、設定していない理由をみると、「審査会の判断」に任せているが96件（52.4%）と最も多くなっており、次いで「基準作成は困難」が40件（21.8%）、「個別対応」が38件（20.7%）などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、医療・福祉機関の医療用では、全てにおいて設定されている。

当然のことながら、備品選定基準（評価基準）に個別の仕様まで盛り込むことは困難ではあるが、設定されている選定基準のように基本方針を定めれば足りると考えられるものであり、また、要綱は、審査会の機能として「機種の選定」のみならず、「仕様の規定」も予定しており、審査の適正かつ公正性の確保、透明性の確保という観点から、備品選定基準（評価基準）の設定を積極的に進めるべきと考える。

（表29）機種選定審査会における備品選定基準の設定状況

単位：件

使用機関	用途	設定している	設定していない						計	設定しているものの割合 (%)
			審査会の判断	基準作成は困難	個別対応	機種選定しない	その他			
教育機関	① 実習用	12	54	48	0	3	0	3	66	18.2
	② その他	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	54	48	0	3	0	3	67	19.4
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	1	76	44	0	31	1	0	77	1.3
	④ 検査用	14	39	1	37	0	0	1	53	26.4
	⑤ その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0.0
	小計	15	116	45	37	32	1	1	131	11.5
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	0	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	13	0	0	0	0	0	0	13	100.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	4	6	3	2	0	0	1	10	40.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	4	6	3	2	0	0	1	10	40.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	3	5	0	1	2	1	1	8	37.5
	⑫ 特定事務用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	⑬ 非常用	2	1	0	0	1	0	0	3	66.7
	⑭ 検査用	0	1	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	6	7	0	1	3	1	2	13	46.2
計		51	183	96	40	38	2	7	234	21.8
構成比 (%)		21.8	78.2	52.4	21.8	20.7	1.2	3.9	100	

3 対象備品の利用状況

(1) 利用状況は把握されているか

① 年間利用日数

平成24年度の年間利用日数について確認を行った。

全247件において年間利用日数が把握されており、「365日」（毎日）が38件（15.4%）、「364～250日」（概ね開庁日以上）が11件（4.5%）、「249～150日」（概ね週3日以上）が32件（12.9%）、「149～50日」（概ね週1日以上）が64件（25.9%）、「49～1日」（概ね週1日未満）が98件（39.7%）、「0日」が4件（1.6%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用で「365日」（毎日）利用しているものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用、試験研究検査機関の試験研究用及び公の施設の特定業務用では、「49～1日」（概ね週1日未満）利用しているものの割合が高くなっている。

(表30) 年間利用日数（平成24年度）

単位：件

使用機関	用 途	365日	364～ 250日	249～ 150日	149～ 50日	49～ 1日	0日	計	
									構成比 (%)
教 育 機 関	① 実 習 用	0	1	18	15	36	0	70	28.3
	② そ の 他	0	0	1	0	0	0	1	0.4
	小 計	0	1	19	15	36	0	71	28.7
試 験 研 究 検 査 機 関	③ 試 験 研 究 用	3	0	4	33	37	0	77	31.1
	④ 検 査 用	28	2	5	10	7	1	53	21.5
	⑤ そ の 他	0	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	31	2	9	43	45	1	131	53.0
医 療 ・ 福 祉 機 関	⑥ 医 療 用	2	2	3	3	2	0	12	4.9
	⑦ 特 定 業 務 用	0	1	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施 設 設 備	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	3	3	3	3	2	0	14	5.7
公 の 施 設 ( 医 療 ・ 福 祉 機 関 を 除 く )	⑨ 特 定 業 務 用	0	2	1	1	8	0	12	4.9
	⑩ 施 設 設 備	3	0	0	0	0	0	3	1.2
	小 計	3	2	1	1	8	0	15	6.1
そ の 他 の 機 関	⑪ 特 定 業 務 用	0	1	0	2	5	1	9	3.7
	⑫ 特 定 事 務 用	1	2	0	0	0	0	3	1.2
	⑬ 非 常 用	0	0	0	0	1	2	3	1.2
	⑭ 検 査 用	0	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	1	3	0	2	7	3	16	6.5
計		38	11	32	64	98	4	247	100
構成比(%)		15.4	4.5	12.9	25.9	39.7	1.6	100	

また、年間利用日数が少ないものとして、年間利用日数が50日未満（概ね週1日未満）の102件について、利用日数が少ない理由の確認を行ったところ、「ア 需要の結果による」とするものが31件（30.4%）と最も多くなっており、次いで「イ 授業のカリキュラムによる」とするものが30件（29.4%）、「ウ 利用期間が限定」されていることによるとするものが14件（13.7%）、「エ 年度途中で購入」したことによるとするものが8件（7.8%）などとなっている。

このうち、利用日数が0日の4件（P34表30）の理由をみると、3件は、「キ 非常時にのみ使用」や「平成24年度訓練用に購入したものについて、当該年度の訓練内容が急遽変更なったため」（25年度は利用している）のものであり、やむを得ないものと認められた。

残りの1件は、平成24年11月に取得した試験研究検査機関の検査用において、翌月から翌年7月まで、当該機器を設置する施設の改修工事が行われたため、その間利用ができなかったものであり、取得時期が適切でなかったと認められた。

(表31) 年間利用日数が50日未満（概ね週1日未満）の理由

単位：件

使用機関	用途	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	計	
											構成比 (%)
教育機関	① 実習用	1	30	3	0	2	0	0	0	36	35.3
	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	1	30	3	0	2	0	0	0	36	35.3
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	16	0	7	5	4	4	0	1	37	36.3
	④ 検査用	3	0	0	2	1	0	0	2	8	7.8
	⑤ その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.0
	小計	19	0	8	7	5	4	0	3	46	45.1
医療・福祉機関	⑥ 医療用	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2.0
	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	7	0	0	0	0	0	0	1	8	7.8
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	7	0	0	0	0	0	0	1	8	7.8
その他の機関	⑪ 特定業務用	2	0	3	0	0	0	0	1	6	5.9
	⑫ 特定事務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑬ 非常用	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2.9
	⑭ 検査用	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1.0
	小計	2	0	3	1	0	0	3	1	10	9.8
計		31	30	14	8	7	4	3	5	102	100
構成比 (%)		30.4	29.4	13.7	7.9	6.9	3.9	2.9	4.9	100	

ア 需要（医療需要、検査依頼件数、受託試験依頼件数等）の結果による

イ 授業のカリキュラムによる

ウ 利用期間が限定

エ 年度途中で購入

オ 効率的運用

カ 短期間で目的達成

キ 非常時にのみ使用

ク その他

## ② 利用状況の把握方法

併せて、利用状況の把握方法について確認を行った。

全247件のうち、「記録簿」で把握しているものが160件（64.8%）と最も多くなっており、「他の方法で把握」しているものでは、「カリキュラムで把握」が59件（23.9%）、「毎日稼働」が18件（7.3%）、「他の記録等で把握」が6件（2.4%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関においては、試験研究用、検査用とも、記録簿により把握しているものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用では、「カリキュラムで把握」しているものの割合が高くなっている。

(表32) 年間利用日数の把握方法

単位：件

使用機関	用途	記録簿 で把握	他の方法で把握			使用実績 なし	計		
			カリキュラ ムで把握	毎日稼働	他の記録等 で把握			構成比 (%)	
教育機関	① 実習用	10	60	59	1	0	70	28.3	
	② その他	0	1	0	1	0	1	0.4	
	小計	10	61	59	2	0	71	28.7	
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	69	7	0	2	5	1	77	31.1
	④ 検査用	50	3	0	3	0	0	53	21.5
	⑤ その他	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小計	120	10	0	5	5	1	131	53.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	7	5	0	4	1	0	12	4.9
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小計	9	5	0	4	1	0	14	5.7
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	10	2	0	2	0	0	12	4.9
	⑩ 施設設備	0	3	0	3	0	0	3	1.2
	小計	10	5	0	5	0	0	15	6.1
その他の機関	⑪ 特定業務用	8	0	0	0	0	1	9	3.7
	⑫ 特定事務用	1	2	0	2	0	0	3	1.2
	⑬ 非常用	1	0	0	0	0	2	3	1.2
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小計	11	2	0	2	0	3	16	6.5
計		160	83	59	18	6	4	247	100
構成比(%)		64.8	33.6	23.9	7.3	2.4	1.6	100	

(2) 利用目標は達成されているか

① 利用状況の検証

利用状況の検証を行っているか、確認を行った。

全247件のうち、「検証している」が153件（61.9%）、「検証していない」が94件（38.1%）となっている。

検証している153件について検証の方法を確認したところ、「数値目標で検証」が56件（36.6%）、「数値目標以外の目標で検証」が97件（63.4%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用で「数値目標で検証」しているものの割合が高くなっているのに対し、同機関の検査用では、「数値目標以外の目標で検証」しているものの割合が高くなっている。

一方で、「検証していない」ものの割合は、教育機関の実習用、医療・福祉機関の医療用及び公の施設の特設業務用で高くなっている。

(表33) 利用状況の検証

単位：件

使用機関	用途	検証している		検証して いない	計	検証している ものの割合 (%)	
		数値目標 で検証	数値目標以外 の目標で検証				
教育機関	① 実習用	21	7	14	49	70	30.0
	② その他	0	0	0	1	1	0.0
	小計	21	7	14	50	71	29.6
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	67	35	32	10	77	87.0
	④ 検査用	49	7	42	4	53	92.5
	⑤ その他	1	0	1	0	1	100.0
	小計	117	42	75	14	131	89.3
医療・福祉機関	⑥ 医療用	3	2	1	9	12	25.0
	⑦ 特設業務用	1	1	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	1	0	0	1	100.0
	小計	5	4	1	9	14	35.7
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特設業務用	1	1	0	11	12	8.3
	⑩ 施設設備	0	0	0	3	3	0.0
	小計	1	1	0	14	15	6.7
その他の機関	⑪ 特設業務用	5	1	4	4	9	55.6
	⑫ 特設事務用	0	0	0	3	3	0.0
	⑬ 非常用	3	0	3	0	3	100.0
	⑭ 検査用	1	1	0	0	1	100.0
	小計	9	2	7	7	16	56.3
計		153	56	97	94	247	61.9
	構成比(%)	61.9	36.6	63.4	38.1	100	

備品購入に当たっての利用目標の設定（P16・17表10～12）と利用状況の検証との関係を見ると、利用目標を「設定している」212件のうち、「検証している」が137件（64.6%）、「検証していない」が75件（35.4%）となっている。

このうち、「数値目標を設定」しているもの38件については、「検証している」が36件（94.7%）となっているのに対し、「数値目標以外の目標を設定」しているもの174件については、「検証している」が101件（58.0%）に留まっている。

また、備品購入時には数値目標以外の目標の設定に留まっていたが、備品使用機関において独自に数値目標を設定し検証している例が20件、備品購入時には利用目標を設定していなかったが、備品使用機関において独自に利用目標を設定し検証している例が16件（数値目標：2件、数値目標以外：14件）認められた。

（表34）購入に当たっての利用目標の設定と利用状況の検証状況

単位：件

		利用状況の検証（備品使用機関）			計	検証しているものの割合（%）	
		検証している		検証していない			
		数値目標で検証	数値目標以外の目標で検証				
備品購入に当たっての利用目標の設定（支出命令機関）	設定している	137	54	83	75	212	64.6
	数値目標を設定	36	34	2	2	38	94.7
	数値目標以外の目標を設定	101	20	81	73	174	58.0
	設定していない	16	2	14	19	35	45.7
計		153	56	97	94	247	61.9
構成比（%）		61.9	36.6	63.4	38.1	100	

※ 備品使用機関において、新たに利用目標を設定し利用状況を検証している例が16件認められた

② 利用目標の達成状況

利用状況の検証を行っている153件について、利用状況が利用目標を達成しているか、確認を行った。

「数値目標で検証」を行っている56件については、「達成されている」が47件（83.9%）、「達成されていない」が9件（16.1%）となっている。

一方、「数値目標以外の目標で検証」を行っている97件については、「達成されている」が91件（93.8%）、「達成されていない」が6件（6.2%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用で、「達成されていない」ものの割合が、他の機関・用途のものに比べ高くなっている。

(表35) 利用目標の達成状況

単位：件

使用機関	用途	数値目標で検証			数値目標以外の目標で検証			計			
		達成されている	達成されていない		達成されている	達成されていない		達成されている	達成されていない	達成されているものの割合(%)	
教育機関	① 実習用	7	6	1	14	14	0	21	20	1	95.2
	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	7	6	1	14	14	0	21	20	1	95.2
試験研究検査機関	③ 試験研究用	35	28	7	32	29	3	67	57	10	85.1
	④ 検査用	7	6	1	42	41	1	49	47	2	95.9
	⑤ その他	0	0	0	1	1	0	1	1	0	100.0
	小計	42	34	8	75	71	4	117	105	12	89.7
医療・福祉機関	⑥ 医療用	2	2	0	1	1	0	3	3	0	100.0
	⑦ 特定業務用	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0
	⑧ 施設設備	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0
	小計	4	4	0	1	1	0	5	5	0	100.0
公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨ 特定業務用	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小計	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	1	1	0	4	4	0	5	5	0	100.0
	⑫ 特定事務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	⑬ 非常用	0	0	0	3	1	2	3	1	2	33.3
	⑭ 検査用	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0
	小計	2	2	0	7	5	2	9	7	2	77.8
計		56	47	9	97	91	6	153	138	15	90.2
構成比(%)		36.6	83.9	16.1	63.4	93.8	6.2	100	90.2	9.8	



(3) 利用目標が達成されていない場合、要因・課題・改善策は検討されているか

利用状況の検証を行っている153件のうち、利用目標が達成されていない15件（P39表35）について、その要因・課題の検討が行われているか、確認を行ったところ、全てにおいて検討が行われている。

また、その要因・課題の検討に基づき改善策の検討が行われているか、確認を行ったところ、全てにおいて改善策の検討が行われている。

(表36) 利用目標が達成されていない場合における要因・課題の検討状況

単位：件

使用機関	用途	目標が 長期的 ※1	PR不足	非常時対応	その他 ※2	計	
							構成比 (%)
教育機関	① 実習用	0	0	0	1	1	6.7
	② その他	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	0	0	1	1	6.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	4	3	0	3	10	66.7
	④ 検査用	0	0	0	2	2	13.3
	⑤ その他	0	0	0	0	0	0.0
	小計	4	3	0	5	12	80.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	0	0	0	0	0	0.0
	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0
	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	0	0	0	0	0.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	0	0	0	0	0.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0
	⑫ 特定事務用	0	0	0	0	0	0.0
	⑬ 非常用	0	0	2	0	2	13.3
	⑭ 検査用	0	0	0	0	0	0.0
	小計	0	0	2	0	2	13.3
計		4	3	2	6	15	100
構成比(%)		26.7	20.0	13.3	40.0	100	

※1 長期目標を設定しており、監査時点において未達成のもの

※2 ノウハウ不足、景気変動、訓練内容の変更

4 対象備品の管理状況

(1) 管理は適切に行われているか

① 管理の状況

対象備品について、使用可能な状態にあるか、設置場所が適切なものであるか、付属品の管理が適切に行われているか、確認を行った。

使用可能な状態にあるかについては、監査時点で修理中の1件を含め、全247件で使用可能な状態にある。

設置場所が適切なものであるかについては、対象備品の性能を維持するために求められる室温管理ができない場所に設置されている4件（P42表38）を除き、全て適切な場所に設置されている。

一方、求められる室温管理ができない場所に設置されている4件は、購入に当たり備品の設置条件と設置場所について十分な検討が行われなかった結果、室温管理をしていない夜間や早朝に高温又は低温となる夏季や冬季などにおいて、測定結果の信頼性を確保するため複数回の測定を余儀なくされる事態の発生が認められた。

付属品の管理が適切に行われているかについては、全て適切に行われている。

(表37) 設置場所の状況

単位：件

使用機関	用途	適切	不適切	計	適切なものの割合 (%)
教育機関	① 実習用	70	0	70	100.0
	② その他	1	0	1	100.0
	小計	71	0	71	100.0
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	75	2	77	97.4
	④ 検査用	51	2	53	96.2
	⑤ その他	1	0	1	100.0
	小計	127	4	131	96.9
医療・福祉機関	⑥ 医療用	12	0	12	100.0
	⑦ 特定業務用	1	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	0	1	100.0
	小計	14	0	14	100.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	12	0	12	100.0
	⑩ 施設設備	3	0	3	100.0
	小計	15	0	15	100.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	9	0	9	100.0
	⑫ 特定事務用	3	0	3	100.0
	⑬ 非常用	3	0	3	100.0
	⑭ 検査用	1	0	1	100.0
	小計	16	0	16	100.0
計		243	4	247	98.4
	構成比 (%)	98.4	1.6	100	

(表38) 対象備品の性能を維持するために求められる室温管理ができない場所に設置されている対象備品の状況

使用機関	用途	備品名	求められる環境	設置されている場所
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	高速液体クロマトグラフ	室温が4～35℃以内で、 1日の室温変化が小さい部屋	夏季や冬季の室温変化が非常に大きい分析室（個別の空調が設置されていない）
		ガスクロマトグラフ		
	④ 検査用	高速液体クロマトグラフ	国の指針・通則で定められた 常温（15～25℃）が望ましい	館内空調のみで個別の空調（エアコン）がないため、適正な室温の維持が困難
		ガスクロマトグラフ		

② 備品本体購入後における付属品の購入状況

本体と付属品を一体とした発注が行われているかを検証するため、備品本体購入後、本体とは別契約で付属品の購入が行われていないか、確認を行った。

全247件のうち、「購入がない」が238件（96.4%）、「購入がある」が9件（3.6%）となっている。

付属品の購入が行われている9件について購入の理由をみると、「本体は補助対象だが、付属品は補助対象外であった」ためとするものが4件、「事業の追加」によるものが3件、「予算措置がなされなかった」ためとするものが2件となっている。

「事業の追加」によるものを除き、実際に一体発注が不可能であったか検証する仕組みづくりが必要である。

(表39) 備品本体購入後における付属品の購入状況

単位：件

使用機関	用途	購入がない	購入がある			計	購入があるものの割合 (%)	
			補助対象外	事業の追加	予算の関係			
教育機関	① 実習用	67	3	1	0	2	70	4.3
	② その他	1	0	0	0	0	1	0.0
	小計	68	3	1	0	2	71	4.2
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	72	5	2	3	0	77	6.5
	④ 検査用	53	0	0	0	0	53	0.0
	⑤ その他	1	0	0	0	0	1	0.0
	小計	126	5	2	3	0	131	3.8
医療・福祉機関	⑥ 医療用	11	1	1	0	0	12	8.3
	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	1	0.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	0.0
	小計	13	1	1	0	0	14	7.1
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	12	0	0	0	0	12	0.0
	⑩ 施設設備	3	0	0	0	0	3	0.0
	小計	15	0	0	0	0	15	0.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	9	0	0	0	0	9	0.0
	⑫ 特定事務用	3	0	0	0	0	3	0.0
	⑬ 非常用	3	0	0	0	0	3	0.0
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	1	0.0
	小計	16	0	0	0	0	16	0.0
計		238	9	4	3	2	247	3.6
構成比 (%)		96.4	3.6	44.5	33.3	22.2	100	

## ③ 操作職員の複数確保、操作マニュアルの整備状況

操作職員の複数確保や操作マニュアルの整備は、職員の異動にかかわらず、備品の有効活用を確保するうえで重要であるため、備品を操作する職員が複数確保されているか、操作マニュアルが整備されているか、確認を行った。

操作職員の複数確保については、5件を除き複数確保されている。

複数確保されていない5件のうち、3件については、操作できる有資格者が職員定数上1名となっているものであり、今後の人事異動において、常に有資格者が配置されるよう配慮が求められる。残りの2件については、実質的に操作できる職員が1名となっているものであり、特に資格が必要ないことから、他の職員も操作できるようOJTを進める必要がある。

操作マニュアルの整備については、8件を除き整備されている。

整備されていない8件について整備されていない理由をみると、「備品の性格上操作マニュアルが不要である」とするものが7件、「操作を業務委託している」とするものが1件となっている。

※OJT：On the Job Training 職場内において、上司や先輩が実際の仕事を通じ行う訓練

## (2) 保守点検・修繕は適切に行われているか

## ① 保守点検の年間計画

保守点検の年間計画の有無、保守点検の実施者、購入時に想定した以外の保守・修繕の有無、保守管理・修繕に要した経費の確認を行った。

保守点検の年間計画については、全247件のうち、「計画がある」が106件（42.9%）、「計画がない」が141件（57.1%）となっている。

計画がない141件について、計画がない理由をみると、「職員による点検」で足りるとするものが133件（94.3%）と大部分を占めており、そのほか「保守点検の必要がない」などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用、公の施設の特設業務用で「計画がある」のもの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用、試験研究検査機関の試験研究用で「計画がない」のもの割合が高くなっている。

備品購入時における修理・点検・メンテナンス費用の計算（P23表16）と保守点検の年間計画との関係を見ると、保守点検の計画がありながら、備品購入時にメンテナンス費用等を計算していないものの割合が50.0%となっている。

(表40) 保守点検の年間計画の状況

単位：件

使用機関	用途	保守点検の年間計画がある	保守点検の年間計画がない				計	計画があるものの割合(%)
			職員による点検、必要に応じて業者	保守点検の必要がない	その他			
教育機関	① 実習用	13	57	56	0	1	70	18.6
	② その他	1	0	0	0	0	1	100.0
	小計	14	57	56	0	1	71	19.7
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	24	53	49	3	1	77	31.2
	④ 検査用	42	11	11	0	0	53	79.2
	⑤ その他	1	0	0	0	0	1	100.0
	小計	67	64	60	3	1	131	51.1
医療・福祉機関	⑥ 医療用	5	7	6	0	1	12	41.7
	⑦ 特定業務用	0	1	1	0	0	1	0.0
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	100.0
	小計	6	8	7	0	1	14	42.9
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	8	4	4	0	0	12	66.7
	⑩ 施設設備	0	3	1	2	0	3	0.0
	小計	8	7	5	2	0	15	53.3
その他の機関	⑪ 特定業務用	5	4	4	0	0	9	55.6
	⑫ 特定事務用	3	0	0	0	0	3	100.0
	⑬ 非常用	3	0	0	0	0	3	100.0
	⑭ 検査用	0	1	1	0	0	1	0.0
	小計	11	5	5	0	0	16	68.8
計		106	141	133	5	3	247	42.9
構成比(%)		42.9	57.1	94.3	3.6	2.1	100	

(表41) 購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算と保守点検の年間計画

単位：件

購入時における メンテナンス費用等の計算	保守点検の年間 計画がある		保守点検の年間計画がない						計	計画がある ものの割合 (%)	
			職員による点検必 要に応じて業者		保守点検の必要が ない		その他				
	構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)				
計算している	53	50	106	100	75.2	3	60.0	3	100.0	159	33.3
計算していない	53	50	35	33	24.8	2	40.0	0	0.0	88	60.2
計	106	100	141	133	100	5	100	3	100	247	42.9

② 保守点検の実施者

保守点検の実施者をみると、「保守点検の年間計画がある」106件については、業者と委託契約を結び「委託業者」が行っているものが79件（74.5%）、業者と委託契約を結ばず「職員」が行っているものが27件（25.5%）となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用、公の機関の特定業務用で「委託業者」とするものの割合が高くなっている。

「計画がない」141件については、「職員が行っている」ものが136件（96.5%）、「保守点検の必要がない」ものが5件（3.5%）となっている。

備品購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算（P23表16）と保守点検の実施者との関係を見ると、実施者が「委託業者」でありながら、購入時にメンテナンス費用等を計算していないものの割合が50.6%となっている。

（表42）保守点検の実施者

単位：件

使用機関	用途	保守点検の年間計画がある			保守点検の年間計画がない				計	計画があるものの割合 (%)
		委託業者	職員		委託業者	職員	点検の必要がない			
教育機関	① 実習用	13	5	8	57	0	57	0	70	18.6
	② その他	1	0	1	0	0	0	0	1	100.0
	小計	14	5	9	57	0	57	0	71	19.7
試験研究検査機関	③ 試験研究用	24	13	11	53	0	50	3	77	31.2
	④ 検査用	42	40	2	11	0	11	0	53	79.2
	⑤ その他	1	1	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	67	54	13	64	0	61	3	131	51.1
医療・福祉機関	⑥ 医療用	5	2	3	7	0	7	0	12	41.7
	⑦ 特定業務用	0	0	0	1	0	1	0	1	0.0
	⑧ 施設設備	1	1	0	0	0	0	0	1	100.0
	小計	6	3	3	8	0	8	0	14	42.9
公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨ 特定業務用	8	7	1	4	0	4	0	12	66.7
	⑩ 施設設備	0	0	0	3	0	1	2	3	0.0
	小計	8	7	1	7	0	5	2	15	53.3
その他の機関	⑪ 特定業務用	5	4	1	4	0	4	0	9	55.6
	⑫ 特定事務用	3	3	0	0	0	0	0	3	100.0
	⑬ 非常用	3	3	0	0	0	0	0	3	100.0
	⑭ 検査用	0	0	0	1	0	1	0	1	0.0
	小計	11	10	1	5	0	5	0	16	68.8
計		106	79	27	141	0	136	5	247	42.9
	構成比 (%)	42.9	74.5	25.5	57.1	0	96.5	3.5	100	

（表43）購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算と保守点検の実施者

単位：件

購入時におけるメンテナンス費用等の計算	保守点検の年間計画がある						保守点検の年間計画がない						計						計画があるものの割合 (%)
	委託業者		職員		委託業者		職員		委託業者		職員		委託業者		職員				
	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)	構成比 (%)				
計算している	53	50	39	49.4	14	51.9	106	75.2	0	0.0	106	75.2	159	64.4	39	49.4	120	71.4	33.3
計算していない	53	50	40	50.6	13	48.1	35	24.8	0	0.0	35	24.8	88	35.6	40	50.6	48	28.6	60.2
計	106	100	79	100	27	100	141	100	0	0.0	141	100	247	100	79	100	168	100	42.9

③ 購入時に想定した以外の修繕・保守

購入時に想定した以外の修繕・保守があったかについては、全247件のうち、11件（4.5%）で発生している。

その内容をみると、「故障」によるものが7件（63.6%）と最も多くなっており、次いで「調整」が必要となったことによるものが2件、制度改正に伴い「機能の追加」が必要となったことによるものが1件、購入時に設定した「機能の不足」によるものが1件となっている。

購入時に設定した機能の不足は、平成22年3月に取得した教育機関の実習用（OA実習室PCシステム）について、バックアップが飽和状態となり、25年1月にハードディスクを交換（80GB→320GB）せざるを得なかったものであり、購入時における仕様設定が適切でなかったと認められた。

（表44）購入時に想定した以外の修繕・保守の状況

単位：件

使用機関	用途	想定以外の修繕・保守点検があった				想定以外の修繕・保守点検がなかった	計	想定以外の修繕・保守点検があったものの割合（%）	
		故障	調整	機能追加	機能不足				
教育機関	① 実習用	1	0	0	0	1	69	70	1.4
	② その他	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	1	0	0	0	1	70	71	1.4
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	4	4	0	0	0	73	77	5.2
	④ 検査用	2	1	1	0	0	51	53	3.8
	⑤ その他	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	6	5	1	0	0	125	131	4.6
医療・福祉機関	⑥ 医療用	1	0	1	0	0	11	12	8.3
	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	1	0	1	0	0	13	14	7.1
公の施設 （医療・福祉 機関を除く）	⑨ 特定業務用	1	1	0	0	0	11	12	8.3
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	小計	1	1	0	0	0	14	15	6.7
その他の機関	⑪ 特定業務用	1	1	0	0	0	8	9	11.1
	⑫ 特定事務用	1	0	0	1	0	2	3	33.3
	⑬ 非常用	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	⑭ 検査用	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	2	1	0	1	0	14	16	12.5
計		11	7	2	1	1	236	247	4.5
構成比（%）		4.5	63.6	18.2	9.1	9.1	95.5	100	

④ 保守管理・修繕に要した経費

監査対象期間において保守管理・修繕に要した経費については、40件で総額43,041千円、1件当たり1,076千円となっている。

このうち定期的な保守管理・修繕に伴うものは、29件で総額39,519千円、1件当たり1,363千円となっている。

不定期的な保守管理・修繕に伴うものは、11件で総額3,522千円、1件当たり320千円となっている。

定期的な保守管理・修繕に経費を支出している29件について、購入手続きにおける修繕・点検・メンテナンス費用の計算（P24表17）との関係を見ると、購入時に修繕・点検・メンテナンス費用を「計算していない」ものが6件（20.7%）となっている。

（表45）保守管理・修繕に要した経費の状況

単位：件・千円

使用機関	用途	総数・総額					
				定期		不定期	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育機関	① 実習用	5	1,076	4	667	1	409
	② その他	0	—	0	—	0	—
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	17	20,706	10	19,680	7	1,026
	④ 検査用	9	6,754	7	4,699	2	2,055
	⑤ その他	1	38	1	38	0	—
医療・福祉機関	⑥ 医療用	3	830	2	798	1	32
	⑦ 特定業務用	0	—	0	—	0	—
	⑧ 施設設備	0	—	0	—	0	—
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	—	0	—	0	—
	⑩ 施設設備	0	—	0	—	0	—
その他の機関	⑪ 特定業務用	2	2,388	2	2,388	0	—
	⑫ 特定事務用	3	11,249	3	11,249	0	—
	⑬ 非常用	0	—	0	—	0	—
	⑭ 検査用	0	—	0	—	0	—
計		40	43,041	29	39,519	11	3,522
一件当たりの金額			1,076		1,363		320

（表46）定期的な保守管理・修繕に経費を支出しているものの購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算

単位：件

定期的な保守管理・修繕経費を支出している	計算している	計算していない	計
		23	6
構成比（%）	79.3	20.7	100



## ⑤ 購入価格と保守管理に要する経費との比較

定期的な保守管理・修繕を行っている29件のうち、年間の保守管理契約額が50万円以上のもの6件について、5年間（※参照）の保守管理に要すると見込まれる経費を試算し、購入価格との比較を行った。

その結果、5年間の保守管理に要すると見込まれる経費の合計額（年間契約額×5）が購入価格を上回るものが2件（試験研究検査機関の検査用、その他の機関の特定事務用）認められた。

試験研究検査機関の検査用については、競争入札で購入し、保守点検業務は、随意契約（3者の見積もり合わせ）により、備品の納入業者と委託契約を締結しているものである。

その他の機関の特定事務用（サーバー）については、競争入札で購入し、運用管理保守業務は、一者随意契約により、備品の納入業者と委託契約を締結しているものである。

いずれも、当該備品の購入に当たって、修繕・点検・メンテナンス費用は計算されておらず、備品購入のみの契約と維持管理を含めた契約との比較検討も行われていない。

(表47) 購入価格と保守管理に要する経費との比較

使用機関	備品区分	購入価格	保守管理 契約額 (年間)	保守管理に要する経費の試算	
				5年	購入価格との比較
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	35,490	3,990	19,950	56.2%
	③ 試験研究用	16,632	693	3,465	20.8%
	③ 試験研究用	15,540	966	4,830	31.1%
	④ 検査用	3,853	944	4,720	122.5%
その他の機関	⑫ 特定事務用	16,905	2,275	11,375	67.3%
	⑫ 特定事務用	2,782	1,317	6,585	236.7%

※ 本県において、賃借契約（機械リース）の長期契約を締結する場合は、原則5年以内であることから、5年を基準として比較した。

(3) 処分方法は検討されているか

対象備品に係る処分方法の基本方針を策定しているか、確認を行った。

全247件のうち、処分の基本方針を「策定している」が35件（14.2%）、「策定していない」が212件（85.8%）となっている。

策定している35件についてその内容をみると、「イ 国が決定する又は国に返納する」とするものが5件あるものの、25件は「ア 鉄くずとして売却」する、2件は「ウ 処分方法の優先順位（所管換え、売却、廃棄）を定めている」ものであり、個別の対象備品に沿った具体的な処理方針が策定されているものは認められなかった。

指定物品の特殊性から、廃棄処分に当たって多額の経費を要する場合も想定されることから、このような観点に立った検討を、購入手続きの一環として行うことが必要と考えられる。

(表48) 備品処分の基本方針策定状況

単位：件

使用機関	用途	策定している					策定していない	計	策定しているものの割合 (%)	
		ア	イ	ウ	エ	オ				
教育機関	① 実習用	2	0	0	0	1	1	68	70	2.9
	② その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	2	0	0	0	1	1	69	71	2.8
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	0	0	0	0	0	0	77	77	0.0
	④ 検査用	31	25	5	1	0	0	22	53	58.5
	⑤ その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	31	25	5	1	0	0	100	131	23.7
医療・福祉機関	⑥ 医療用	0	0	0	0	0	0	12	12	0.0
	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	0	0	0	0	0	0	14	14	0.0
公の施設 (医療・福祉 機関を除く)	⑨ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	12	12	0.0
	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	小計	0	0	0	0	0	0	15	15	0.0
その他の機関	⑪ 特定業務用	1	0	0	1	0	0	8	9	11.1
	⑫ 特定事務用	1	0	0	0	1	0	2	3	33.3
	⑬ 非常用	0	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	⑭ 検査用	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小計	2	0	0	1	1	0	14	16	12.5
計		35	25	5	2	2	1	212	247	14.2
構成比 (%)		14.2	71.4	14.3	5.7	5.7	2.9	85.8	100	

ア 鉄くずとして売却

イ 国が決定する又は国に返納する

ウ 処分方法（所管換え、売却、廃棄）の優先順位を定めている

エ 処分費用はかからない

オ 更新時に下取り予定

第3 監査の意見

平成20年度からの5年間に県が購入した高額な備品247件について、経済性・効率性・有効性の視点に立った購入・利用・管理が行われているかについて監査を実施したところであるが、このような視点に立った購入・利用・管理の実現に当たっては、購入のみならず、その後の保守管理なども含めた経済的合理性の追求による経費の節減に努めるとともに、数値目標等の利用目標の設定と実績の検証を通して効率的かつ効果的な施策展開を図ることが重要である。

監査の結果、購入する際の目的・必要性の整理や既存対象備品を更新する際の必要性の検証など、予算要求

上求められる事項については、概ね適切に行われていると認められたが、一方で、ライフサイクルコスト等幅広い視点に立ったコストの比較検討など経済的合理性の追求、購入時における数値目標等の利用目標の設定と実績の検証について課題が認められた。

また、購入手続きなどにおいて、不適切な事例も認められた。

このため、備品の購入等に当たっては、経済的合理性がより一層追求されるよう、また、数値目標の設定と実績の検証が徹底されるよう検討し、対策を講じられることを提言する。さらに、不適切な事例の再発防止の観点から、機種選定審査会の機能強化を図られたい。

## 1 経済的合理性の追求

### (1) ライフサイクルコストの検討

対象備品の購入に当たって、ランニングコストや修繕・点検・メンテナンス費用、処分費用が計算されていないものが多く認められた。

また、保守点検の年間計画が存在しながら、購入時に修繕・点検・メンテナンス費用が計算されていないものや、保守点検を業者に委託しながら、購入時に修繕・点検・メンテナンス費用が計算されていないもの、5年間の保守管理・修繕の合計額が当該対象備品の購入額を上回ると見込まれるものも認められた。

今後の財政状況を踏まえた場合、指定物品の購入についても、公共施設を整備する場合と同様、将来負担額を踏まえながら、必要とする機能を検討、設定する必要があると思料される。

指定物品の購入に当たって、ランニングコストや修繕・点検・メンテナンス費用、処分費用などのライフサイクルコストを想定し比較する仕組みを検討する必要がある。

### (2) 導入方法の検討

対象備品の購入に当たって、購入と賃貸借との比較検討や、備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討が行われているものは4分の1程度に留まっており、前述したように、5年間の保守管理・修繕の合計額が当該対象備品の購入額を上回ると見込まれるものも認められた。

将来負担額も踏まえた、経済的合理性のある契約方法を導入する必要があると思料される。

賃貸借可能なものや予算上の制約がないものに限られるが、多額の維持管理経費や運営費が予想される指定物品の購入に当たっては、購入と賃貸借との比較検討や、備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討を行う仕組みを検討する必要がある。

### (3) 候補機種の複数選定

対象備品の購入に当たって、候補機種を1機種しか選定していないために、コストの比較が行われていないものが認められた。

当然、求められる機能上、候補機種が1機種に絞られる場合もあるが、候補機種を複数選定しコストの比較を行うことが、経済的合理性を追求するに当たって効果的であると思料される。

機種選定審査会における基本原則として備品選定基準（評価基準）を定め、その内容として、「原則複数機種が該当する仕様を定めること」や「1機種に限定する仕様を定める場合はその合理的理由を説明すること」などを盛り込むことを検討する必要がある。

### (4) 修理と更新のコストの比較

継続して使用できるものの、使用や経年により何らかの支障が生じている備品からの買換えである更新に当たって、修理と更新のコストの比較が行われていないものが認められた。

修理すれば機能的に継続利用が可能な指定物品については、修理と更新のコストの比較を行う仕組みを検討する必要がある。

### (5) 共同利用の拡大

限られた予算で購入する高額な備品を共同で利用することは、経済的合理性の追求や有効活用の観点から拡大していくべきものとするが、多くの対象備品において共同利用の検討が行われていない傾向が認められた。

常時使用などの使用頻度や備品の特性などから共同利用が困難なものも多数あるが、共同利用の可能性を

検討するという仕組みを導入できないか、今後の検討課題とされたい。

## 2 数値目標の設定と実績の検証の徹底

当然に整備しなければならない対象備品を中心として、機種選定時点に、PDCAサイクルの実施に当たって不可欠となる利用目標の設定が行われていないものや、利用目標が設定されていても利用状況の検証が行われていないものが認められた。

これらのものについても、設定した機能が導入目的の実現という観点から妥当なものであったか（機能不足だけでなく、オーバースペックという視点も含めて）、利用方法が当該対象備品の活用（利用促進）という観点から妥当なものであったか、PDCAサイクルで検証することは必要であると思料する。

また、目標の設定に当たっては、一般的に、政策実現との関係から、アウトプット（実績）ではなくアウトカム（成果）の設定が望ましいとされているが、指定物品の購入に係る目標の設定については、指定物品が事務事業を実施するためのツール（道具）に留まることから、アウトカム（成果）ではなく、アウトプット（実績）を目標とすることが適切であると思料する。

全ての指定物品について、機種選定時に、想定利用日数や想定利用件数、仕様設定時に想定した能力などを数値目標として設定し、実際の利用状況（利用日数実績、利用件数実績、実際に必要とされた能力など）と検証する仕組みを検討する必要がある。

なお、機種選定に当たって、利用日数や利用件数を想定し、利用目標として設定することは、費用対効果という観点から、必要な機能（スペック）を検討する材料を提供することにも繋がり、経済的合理性の追求にも効果があるものと思料する。

※オーバースペック：機械等に多くの又は高い性能を採り入れ過ぎること。

## 3 機種選定審査会の機能の強化

監査の結果、次の不適切な事例が認められた。

- ① 「物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施要綱」（以下「要綱」という。）では、指定物品のうち1品目1台当たりの予定価格が200万円以上の機械・器具及び契約担当者が必要と認める物品の購入に当たっては、機種の選定（仕様の規定を含む。）を適正かつ公正に行うため、機種選定審査会を設置し、その審査を経なければならないとしているが、要綱上、機種選定審査会の審査が必要な237件のうち、合理的な理由がないまま機種選定審査会の審査を経ずに購入されたものが3件認められた。
- ② 要綱では、契約担当者は、機種選定審査会に審査を依頼するに当たって、機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表、機種選定理由書を作成し、提出しなければならないことになっているが、作成されていないものが、それぞれ4件、1件、2件、1件認められた。また、要綱に基づき、機種選定審査会が契約担当者に報告しなければならない機種購入審査調書についても、作成されていないものが2件認められた。
- ③ 対象備品（試験研究検査機関の検査用機器）の購入直後、当該対象備品の設置場所が改修工事に入ったため、当該対象備品が長期間（平成24年11月～平成25年7月）にわたって使用できなかったものが1件認められた。
- ④ 対象備品（試験研究検査機関の試験研究用機器及び検査用機器）の購入に当たり、当該対象備品の設置条件と設置場所の環境について十分な検討が行われなかった結果、当該対象備品の性能を維持するのに必要とされる室温管理ができない場所に設置されたことから、測定結果の信頼性を確保するため複数回の測定を余儀なくされるなど、非効率な利用が行われているものが4件認められた。
- ⑤ 対象備品（教育機関の実習用機器）の購入に当たって仕様に盛り込んだ機能が十分でなかったため、利用に当たり機能不足が生じ、当該対象備品の構成部品の一部を交換せざるを得なかったものが1件認められた。

これらの不適切な事例の多くは、機種選定審査会における審査を徹底していれば防ぐことができたものと思料される。今後の再発防止が図られるよう、機種選定審査会の機能を強化する必要がある。

## (別紙) 監査対象機関・備品一覧表

No.	支出命令執行機関	備品使用機関	機関区分	備品区分	物品分類	備品名	取得年度	購入価格(円)
1	環境企画課	県民文化課（山形県県民会館）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	娯楽用品類	クセノンスポットライト（2kw）	H22	2,772,000
2	環境企画課	県民文化課（山形県県民会館）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	娯楽用品類	クセノンスポットライト（2kw）	H22	2,772,000
3	くらし安心課	くらし安心課	その他の機関	⑩特定業務用	視聴覚用品類	歩行者教育システム	H21	5,355,000
4	危機管理課	危機管理課（消防防災航空隊）	その他の機関	⑩特定業務用	医療機械器具類	生体監視装置	H22	2,677,500
5	環境企画課	危機管理課（環境科学研究センター）	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	固定型モニタリングポスト	H23	33,075,000
6	環境企画課	水大気環境課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	可搬型モニタリングポスト	H23	8,085,000
7	企画調整課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	計量、検定、測定器具類	温室環境モニタリングシステム	H23	2,205,000
8	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	煙道排ガス分析計	H20	5,489,400
9	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ICP発光分光分析装置	H21	8,389,500
10	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
11	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,152,500
12	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
13	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,152,500
14	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
15	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
16	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
17	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
18	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
19	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
20	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,100,000
21	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機	H21	2,152,500
22	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	液体クロマトグラフ質量分析装置	H21	19,834,500
23	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ質量分析装置	H21	7,959,000

24	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	超純水製造装置	H23	5,481,000
25	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,790,900
26	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,790,900
27	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,790,900
28	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
29	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
30	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
31	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
32	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
33	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
34	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
35	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	微粒子物質自動測定器	H23	2,490,600
36	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ質量分析装置	H23	13,482,000
37	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ゲルマニウム半導体検出器	H23	18,049,500
38	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、測定器具類	一酸化炭素自動測定器	H24	2,572,500
39	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ質量分析装置	H24	16,159,500
40	健康福祉企画課	健康福祉企画課	その他の機関	⑫特定事務用	事務用器具	生活保護電算システム	H21	16,905,000
41	健康福祉企画課	健康福祉企画課	その他の機関	⑫特定事務用	事務用器具	生活保護等版レセプト管理システム機器	H23	2,257,500
42	健康福祉企画課	地域医療対策課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の雑品類	エマルゴトレーニングシステム	H24	2,614,500
43	障がい福祉課	障がい福祉課（総合コロニー希望が丘）	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	多項目自動血球分析装置	H21	3,465,000
44	障がい福祉課	障がい福祉課（鶴峰園）	医療・福祉機関	⑦特定業務用	事務用器具	オフセット印刷機	H21	3,549,000
45	障がい福祉課	障がい福祉課（鶴峰園）	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	歯科診療台	H23	2,982,000
46	障がい福祉課	障がい福祉課（総合コロニー希望が丘）	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	脳波計	H24	6,195,000
47	障がい福祉課	障がい福祉課（総合コロニー希望が丘）	医療・福祉機関	⑧施設設備	その他の機械類	受水槽用自動滅菌装置	H24	3,780,000

48	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	パルスフィールドゲル電気泳動装置	H20	3,591,000
49	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	イオンクロマトグラフ	H20	6,090,000
50	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	DNAシークエンサー	H21	3,853,500
51	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	バイオハザード対策用キャビネット	H21	3,307,500
52	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	リアルタイムPCRシステム	H21	7,035,000
53	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	タイムラプス画像取得装置	H22	2,999,850
54	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	バイオハザード対策用キャビネット	H22	2,503,200
55	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ゲルマニウム半導体核種分析装置	H22	6,457,500
56	危機管理課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ	H23	5,008,500
57	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	原子吸光光度計	H23	5,670,000
58	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ベータ線自動測定装置	H23	4,347,000
59	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ質量分析装置	H23	17,325,000
60	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	小型超遠心機	H24	4,095,000
61	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	電動油圧整形手術台	H20	4,462,500
62	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	デジタル脳波計	H21	10,500,000
63	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	障がい者用歯科診療ユニット	H21	4,189,500
64	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	多項目自動血球分析装置	H22	4,000,500
65	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	調剤システム	H22	6,279,000
66	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	人工呼吸器	H22	4,935,000
67	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	生体情報モニタ(セントラルモニタ)	H23	2,100,000
68	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	デンタルX線診断装置	H24	3,150,000
69	障がい福祉課	総合療育訓練センター庄内支所	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	デジタルX線画像診断システム	H24	2,042,250
70	工業戦略技術振興課	工業戦略技術振興課(山形県産業科学館)	公の施設(医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	視覚覚用品類	監視カメラ装置	H22	3,454,500
71	観光交流課	観光交流課(山形県国民宿舎竜山荘)	公の施設(医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	ちゅう房具類	業務用食器洗浄機	H22	2,055,900

72	産業政策課	産業政策課（旧山形県計量検定所棟）	試験研究検査機関	④検査用	測量器具類	タクシーメーター装置 検査用基準器	H23	4,620,000
73	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	電子プローブマイクロアナライザ	H20	35,490,000
74	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	キューリーポイントインジェクター	H20	2,520,000
75	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ質量分析計	H21	8,841,000
76	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	におい識別装置	H21	5,617,500
77	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	超音波処理装置	H21	3,832,500
78	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	3次元表面構造解析顕微鏡	H21	33,180,000
79	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	レーザー描画装置	H21	34,650,000
80	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	耐候試験機	H21	10,395,000
81	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	複合サイクル試験機	H21	3,990,000
82	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	万能試験機	H21	16,632,000
83	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	スパッタリング装置	H21	15,015,000
84	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	木材万能試験機	H21	6,961,500
85	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	示差走査熱量・熱重量測定システム	H21	18,427,500
86	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	吟醸酒香味分析装置	H21	5,229,000
87	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食品用粉砕機	H22	4,305,000
88	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	凍結乾燥機	H22	4,914,000
89	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	プラズマ処理装置	H22	16,380,000
90	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	トライボロジー特性試験機	H23	3,144,750
91	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	反応性イオンエッチング装置	H23	33,820,500
92	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	高速めつき装置	H23	4,788,000
93	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	樹脂流動解析システム	H24	17,955,000
94	工業戦略技術振興課	高度技術研究開発センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	電子線描画装置（制御用P C）	H21	4,725,000
95	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	ワイヤーカット放電加工機	H21	13,965,000



96	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	プレス機械	H21	11,130,000
97	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	プラスチック射出成型機	H21	12,390,000
98	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	塑性加工実習装置	H21	5,460,000
99	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	P B L 学習設備	H21	11,550,000
100	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	プロジェクト教材管理システム	H21	4,725,000
101	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	計測制御実習教材	H21	14,838,600
102	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	三次元測定機	H22	11,550,000
103	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、研究機械器具類	画像処理実験装置	H22	7,780,500
104	雇用対策課	山形職業能力開発専門学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	4輪ホイールアライメントテスター	H20	2,929,500
105	雇用対策課	山形職業能力開発専門学校	教育機関	①実習用機械	車両用具類	自動車整備用オートリフト	H22	6,037,500
106	工業戦略技術振興課	工業技術センター置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	分析走査電子顕微鏡	H21	15,540,000
107	工業戦略技術振興課	工業技術センター置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	画像測定機	H21	9,345,000
108	工業戦略技術振興課	工業技術センター置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	高速度ビデオカメラ	H21	7,833,000
109	工業戦略技術振興課	工業技術センター置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	可搬型実体顕微鏡システム	H22	5,775,000
110	工業戦略技術振興課	工業技術センター置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	耐水試験機	H24	3,780,000
111	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	工業用X線検査装置	H21	2,289,000
112	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	マイクロフォーカスX線検査装置	H21	18,522,000
113	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	油圧式万能材料試験機	H21	16,495,500
114	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	マイクロピッカーズ硬度計	H21	4,410,000
115	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H21	3,087,000
116	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	計量、検定、測定器具類	熱画像解析装置	H22	2,971,500
117	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	金属顕微鏡	H24	2,982,000
118	雇用対策課	山形職業能力開発専門学校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	パソコンシステム	H21	3,407,670
119	雇用対策課	産業技術短期大学校庄内校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	O A 実習室 P C システム	H21	4,368,000

120	雇用対策課	産業技術短期大学校 庄内校	教育機関	①実習用機械	事務用器具	電子回路CADシステム (サーバ等)	H22	3,561,600
121	雇用対策課	産業技術短期大学校 庄内校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	CADCAMシステム	H23	19,110,000
122	農業技術環境課	水産課(古寺ふ化場)	試験研究検査機関	⑤その他	その他の機械類	除雪機	H22	2,184,000
123	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	乗用管理機	H20	3,087,000
124	農政企画課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
125	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	分析試料保存用冷凍庫	H22	2,919,000
126	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	食料加工機械類	製粉機	H23	4,830,000
127	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	建設機械類	ミニバックホー	H24	2,714,250
128	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	近赤外多成分分析装置	H24	8,693,685
129	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	分光式色差計	H20	2,614,500
130	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H20	5,775,000
131	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	軟X線照射装置	H21	3,150,000
132	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	DNAシーケンサー	H21	17,115,000
133	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	キャビン付スピードスプレーヤ	H22	4,722,900
134	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	振動試験機	H22	2,940,000
135	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	携帯型光合成蒸散測定装置	H22	4,011,000
136	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	ケルダール自動蒸留装置	H23	4,499,250
137	農業技術環境課	農業総合研究センター園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	多検体細胞粉碎機	H24	2,247,000
138	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	食料加工機械類	旋廻気流式微粉碎機	H23	4,431,000
139	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	食料加工機械類	真空凍結乾燥機	H23	5,775,000
140	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	キャビン付スピードスプレーヤ	H23	4,678,800
141	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	食料加工機械類	減圧乾燥機	H23	5,040,000
142	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ	H20	3,045,000
143	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ質量分析計	H20	8,652,000

144	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	その他の機械類	プログラムフリーザ	H20	5,754,000
145	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	固相マイクロ抽出対応オートインジェクタ	H20	4,488,750
146	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	フォレージハーベスタ（2条刈り）	H21	3,696,000
147	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	自走式ラッピングマシーン	H22	2,205,000
148	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	食肉脂質測定装置	H22	4,084,500
149	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	多検体試料破碎機	H23	2,360,400
150	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	アミノ酸分析用高速液体クロマトグラフ	H23	7,623,000
151	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	除雪機	H23	2,079,000
152	農業技術環境課	農業総合研究センター畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	全自動固相抽出装置	H24	4,494,000
153	農業技術環境課	農業総合研究センター水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	炊飯光沢計	H20	2,047,500
154	農政企画課	農業総合研究センター水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
155	農業技術環境課	農業総合研究センター水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	土壌・作物体総合分析装置	H23	3,499,650
156	農業技術環境課	農業総合研究センター水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	多検体破碎機	H23	2,446,500
157	農業技術環境課	農業総合研究センター水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	その他の機械類	ディーブフリーザー	H24	2,184,000
158	都市計画課	都市計画課（山形県総合運動公園）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	体育用品類	円盤・ハンマー投げ用囲い	H20	6,637,128
159	都市計画課	都市計画課（山形県総合運動公園）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	体育用品類	電子式風力速報表示盤	H20	2,614,500
160	都市計画課	都市計画課（山形県総合運動公園）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	体育用品類	連発式スタート発信装置	H20	3,081,750
161	下水道課	下水道課（村山浄化センター）	その他の機関	⑬非常用設備	その他の機械類	非常用発電機	H22	2,856,000
162	管理課	都市計画課（山形県総合運動公園）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	その他の機械類	機動掃除機	H22	3,097,500
163	管理課	下水道課（山形浄化センター）	その他の機関	⑭検査用	分析、試験、研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H24	3,990,000
164	健康福祉企画課	村山総合支庁保健福祉環境部検査課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ	H22	3,055,500
165	健康福祉企画課	村山総合支庁保健福祉環境部検査課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ	H23	2,289,000
166	農政企画課	村山総合支庁産業経済部農業技術普及課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
167	畜産課	村山総合支庁産業経済部家畜保健衛生課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	密閉式自動固定包埋装置	H24	3,780,000

168	管理課	村山総合支庁建設部建設総務課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	小形除雪機（1.1m級ハンドガイド式）	H24	2,016,000
169	村山総合支庁建設部建設総務課	村山総合支庁建設部都市計画課（山形県総合運動公園）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	農業用機械器具類	芝生管理用機器	H23	5,247,900
170	農政企画課	村山総合支庁産業経済部西村山農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
171	農政企画課	村山総合支庁産業経済部北村山農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
172	農政企画課	最上総合支庁産業経済部農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
173	農村計画課	最上総合支庁産業経済部農村整備課（樹沢ダム管理事務所）	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	除雪機	H22	2,257,500
174	最上総合支庁建設部建設総務課	最上総合支庁建設部河川砂防課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	大型草刈機	H21	3,507,000
175	最上総合支庁建設部建設総務課	最上総合支庁建設部道路計画課	その他の機関	⑬非常用設備	その他の機械類	発動発電機	H23	2,882,250
176	最上総合支庁建設部建設総務課	最上総合支庁建設部道路計画課	その他の機関	⑬非常用設備	その他の機械類	発動発電機	H23	2,882,250
177	農政企画課	置賜総合支庁産業経済部農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
178	農政企画課	置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
179	農政企画課	庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
180	農政企画課	庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	食味分析計 AG-RD専用プリンタ付	H21	2,047,500
181	庄内総合支庁建設部建設総務課	庄内総合支庁建設部建設総務課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	草刈装置	H22	3,638,712
182	管理課	港湾事務所	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	リーチスタッカー	H24	59,535,000
183	庄内総合支庁建設部庄内空港事務所	庄内総合支庁建設部庄内空港事務所	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	凍結防止剤搬送用コンベヤ設備	H21	5,775,000
184	会計局会計課	会計局会計課	その他の機関	⑫特定事務用	事務用器具	「物品調達システム」用サーバ	H21	2,782,500
185	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	立型フライス盤（スロッター機能付き）	H24	7,591,500
186	教育庁高校教育課	酒田光陵高等学校	教育機関	②その他	通信機械類	酒田光陵高等学校出席管理システム	H23	6,203,400
187	教育庁スポーツ保健課	教育庁スポーツ保健課（山形県あかねヶ丘陸上競技場）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	体育用品類	フィニッシュタイマー、レーンナンバー表示	H21	6,646,500
188	教育庁スポーツ保健課	教育庁スポーツ保健課（山形県あかねヶ丘陸上競技場）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	体育用品類	写真判定装置	H22	8,190,000
189	教育庁スポーツ保健課	教育庁スポーツ保健課（山形県あかねヶ丘陸上競技場）	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑨特定業務用	体育用品類	棒高跳用マット	H24	2,499,000
190	教育庁文化財・生涯学習課	図書館	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑩施設設備	戸だな、箱類	照明付ハンドル式移動棚	H21	5,985,000
191	教育庁文化財・生涯学習課	図書館	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑩施設設備	戸だな、箱類	照明付ハンドル式移動棚	H22	10,605,000

192	教育庁文化財・生涯学習課	図書館	公の施設（医療・福祉機関を除く）	⑩施設設備	戸だな、箱類	照明付ハンドル式移動棚	H23	10,815,000
193	教育庁総務課	山形工業高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	高電圧試験装置システム	H20	13,125,000
194	教育庁総務課	山辺高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	フィジカルアセスメントモデル	H22	2,026,500
195	教育庁総務課	村山農業高等学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	コンバイン（3条刈り）	H21	3,759,000
196	東根工業高等学校	東根工業高等学校	教育機関	①実習用機械	事務用器具	パーソナルコンピュータ用CADソフト	H21	2,700,000
197	米沢工業高等学校	米沢工業高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	NC加工機制御用パソコンシステム	H21	2,357,250
198	教育庁総務課	米沢工業高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	内燃機関性能総合試験装置	H21	14,175,000
199	米沢商業高等学校	米沢商業高等学校	教育機関	①実習用機械	通信機械類	実習用電話交換機	H20	2,310,000
200	教育庁総務課	置賜農業高等学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	コンバイン（4条刈り）	H20	3,793,650
201	教育庁総務課	長井工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	マシニングセンタ	H24	13,125,000
202	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2,499,000
203	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2,499,000
204	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2,499,000
205	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2,499,000
206	教育庁総務課	庄内農業高等学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	コンバイン（4条刈り）	H21	4,872,000
207	酒田光陵高等学校	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の雑品類	ソフトウェア 一式	H21	6,450,150
208	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H23	2,068,500
209	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	CNC旋盤	H23	10,485,300
210	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	電子回路実習装置	H23	4,767,000
211	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	万能材料試験機	H23	10,143,000
212	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	ガスクロマトグラフ質量分析計	H23	4,935,000
213	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	油圧切断折曲機	H23	6,646,500
214	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	平面研削盤	H23	3,848,250
215	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	平面研削盤	H23	3,848,250

216	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	万能試験機	H23	7,224,000
217	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	鍛造炉	H23	4,914,000
218	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、研究機械器具類	水理実験装置	H23	7,728,000
219	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、研究機械器具類	走査型電子顕微鏡	H23	4,914,000
220	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	ガス溶解炉	H23	5,518,800
221	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	横型フライス盤	H23	7,570,500
222	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	測量器具類	G P S 測量システム	H23	6,300,000
223	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	立型フライス盤	H23	7,570,500
224	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	立型フライス盤	H23	7,570,500
225	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（6尺）	H23	4,344,900
226	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（6尺）	H23	4,344,900
227	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
228	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
229	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
230	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
231	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
232	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
233	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	2,990,400
234	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	F A 実習装置	H23	16,513,350
235	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	マシニングセンタ	H23	10,560,900
236	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	太陽光発電装置	H23	3,108,000
237	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	模擬発電装置	H23	5,785,500
238	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	ホブ盤	H23	11,224,500
239	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325

240	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤（4尺）	H23	3,104,325
241	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	通信機械類	総合実践システム	H23	9,534,000
242	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	非メタン炭化水素自動測定器	H24	2,625,000
243	危機管理課	衛生研究所試験研究	検査機関	④検査用	分析、試験、研究機械器具類	固定型モニタリングポスト	H24	8,977,500
244	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	ガスクロマトグラフ質量分析計	H21	4,609,500
245	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	味認識装置	H23	5,250,000
246	工業戦略技術振興課	工業技術センター庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	高速液体クロマトグラフアミノ酸分析装置	H23	3,654,000
247	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の車両	ミニショベル	H23	2,835,000

## そ の 他

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の規定により徴収する西蔵王有料道路及び山形駅西口駐車場に係る料金の額について次のとおり変更し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 3 月 28 日

山 形 県 道 路 公 社

理 事 長 細 谷 知 行

変更の内容

1 西蔵王有料道路

（通行1回当たり 単位：円）

車種区分	普通車	大型車（Ⅰ）	大型車（Ⅱ）	軽自動車等	軽車両等
料金の額	310	460	1,050	200	30

2 山形駅西口駐車場

料 金		備 考
基本料金	普通駐車料金 駐車時間はじめの30分まで 以後30分毎に	210円 100円 回数券の割引率は2割以下とする

平成26年 3月28日印刷  
平成26年 3月28日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056